

日本 NPO 学会
第 21 回年次大会

報告概要集

JANPORA
2019

2019 年 6 月 1 日（土）～2 日（日）

会場：龍谷大学瀬田キャンパス

【目 次】

【謝辞】	5
【第 21 回年次大会実行委員会】	6
【日本NPO学会 第 10 期理事・監事】	7
【教室配置図】	8
【セッション使用教室等一覧】	10
【プログラム一覧】	12
【報告等要旨】	21
A1【研究報告・実践報告】教育・人材.....	23
A2【研究報告・実践報告】女性・高齢者	26
A3【公募パネル】在日外国人と共生するコミュニティ・デザインにおける NPO の 役割	29
B1【研究報告・実践報告】社会的企業.....	31
B2【研究報告・実践報告】子ども・若者	34
B3【公募パネル】NPO 支援センターの再定義と新たな役割を考える	37
B4【公募パネル】人生 100 年時代の企業人と社会貢献 ～1.5 万人の調査結果を 踏まえ～	39
C1【研究報告・実践報告】非営利法人.....	41
C2【研究報告・実践報告】ファンドレイジング	44
C3【研究報告・実践報告】協働	47
C4【公募パネル】ソーシャル・イノベーションのエコシステム	50
C5【公募パネル】NPO と副業～NPO は副業をどう活かすか（活かせるか）を 考える～	52

D1【研究報告・実践報告】災害	54
D2【研究報告・実践報告】国際比較	57
D3【研究報告・実践報告】学生セッション	60
D4【公募パネル】「コミュニティ・ベースト・ラーニング」(CBL)の多元的評価を どのように進めるか	62
E1【研究報告・実践報告】NPO・組織研究	64
E2【研究報告・実践報告】ソーシャル・キャピタル	67
E3【研究報告・実践報告】企業—NPO 連携	69
E4【公募パネル】英国市民社会におけるレジリエンスの条件—イースト・ロンドンの コミュニティ開発調査を中心に—	72
E5【公募パネル】NPO・ボランティアによる被災地支援の今 ～大阪北部地震事例を 中心に～	74
F1【研究報告・実践報告】市民参加	76
F2【研究報告・実践報告】地域	79
F3【公募パネル】ソーシャル・キャピタルと人工知能	82
G1【学会企画 研究報告】休眠預金と社会的インパクト評価	84
G2【学会企画 パネル（日本ファンドレイジング協会との連携企画）】ファンドレイジ ングと社会貢献教育の最前線	88
G3【学会企画 パネル（日本協同組合学会との連携企画）】協同組合とNPOが出会う 場所としてのコミュニティ—NPO 研究と協同組合研究の共通の地平を探る—	90
G4【学会企画 日本NPO学会20周年記念パネル】NPO研究はこれからの社会にどう 貢献できるか	92
J1【大会実行委員会企画 パネル】実務者と研究者間の対話	94
J2【大会実行委員会企画 アカデミック・セミナー】実践と研究の衝突と協働～ ともに研究を進めるために～	96
J3【大会実行委員会企画 パネル】プロボノを考える	97
J4【大会実行委員会企画 研究報告】社会運動論から考える参加と組織化	99
P1【基調講演・シンポジウム（一般公開）】	103
【索引】	105
【アクセス及びキャンパスマップ】	108

【謝 辞】

日本 NPO 学会第 21 回年次大会は数多くの関係者の方々のご支援により開催いたします。ここに記して感謝申し上げます。

日本 NPO 学会

【主催】

日本 NPO 学会

【共催】

龍谷大学

龍谷大学社会学部学会

龍谷大学福祉フォーラム

【第 21 回年次大会実行委員会】

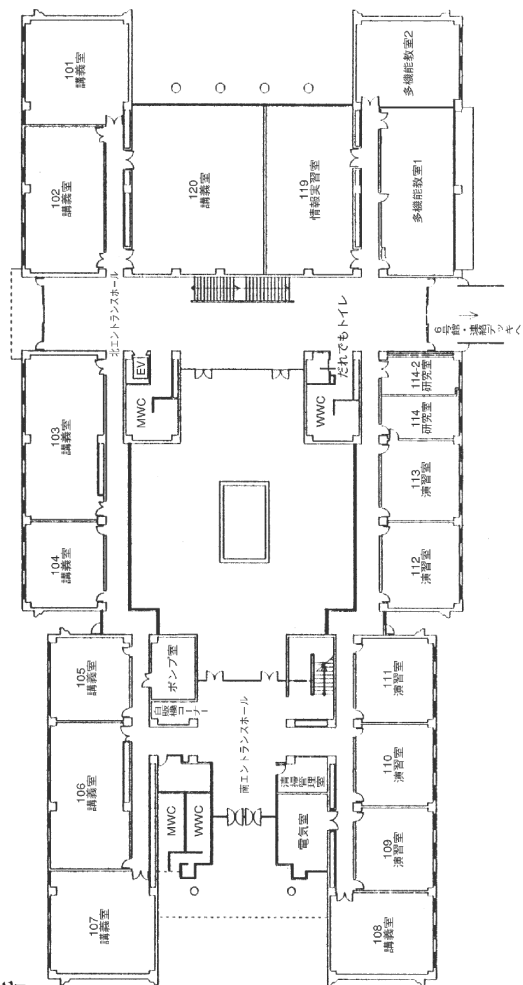
委員長	筒井 のり子	龍谷大学社会学部教授
委員	内田 香奈	きょうと NPO センター副統括責任者
委員	遠藤 恵子	まちづくりネット東近江事務局長
委員	岡村 こず恵	甲南大学共通教育センター特任准教授
委員	川中 大輔	龍谷大学社会学部講師
委員	坂本 治也	関西大学法学部教授
委員	桜井 政成	立命館大学政策科学部教授
委員	実吉 威	ひょうごコミュニティ財団代表理事
委員	新川 達郎	同志社大学政策学部教授
委員	早瀬 昇	大阪ボランティア協会常務理事
委員	深尾 昌峰	龍谷大学政策学部教授
委員	松浦 さと子	龍谷大学政策学部教授
委員	吉田 忠彦	近畿大学経営学部教授
事務局	松浦 哲郎	龍谷大学社会学部講師

【日本 NPO 学会 第 10 期理事・監事】

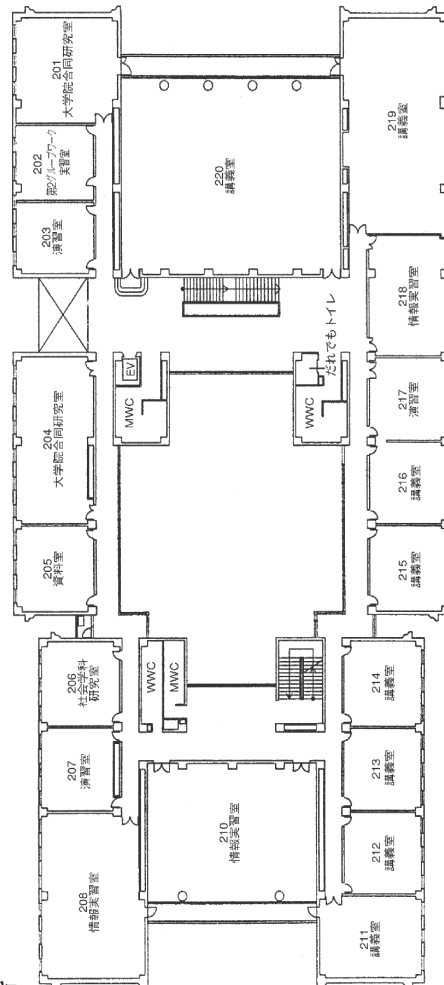
会長	岡本 仁宏	関西学院大学法学部・大学院法学研究科 教授
副会長	早瀬 昇	社会福祉法人大阪ボランティア協会 常務理事
理事	秋葉 武	立命館大学産業社会学部 教授
理事	雨森 孝悦	日本福祉大学福祉経営学部 教授
理事	今田 克司	CSO ネットワーク 代表理事
理事	後 房雄	名古屋大学大学院法学研究科 教授
理事	岡田 彩	金沢大学国際基幹教育院 准教授
理事	岡村 こず恵	甲南大学 共通教育センター 特任准教授
理事	岸本 幸子	公益財団法人パブリックソース財団専務理事・代表理事
理事	粉川 一郎	武蔵大学社会学部メディア社会学科 教授
理事	小田切 康彦	徳島大学総合科学部 准教授
理事	坂本 治也	関西大学法学部 教授
理事	桜井 政成	立命館大学政策科学部 教授
理事	田中 敬文	東京学芸大学教育学部生活科学講座 准教授
理事	筒井 のり子	龍谷大学社会学部 教授
理事	永井 美佳	社会福祉法人大阪ボランティア協会 理事・事務局長
理事	仁平 典宏	東京大学大学院教育学研究科 准教授
理事	初谷 勇	大阪商業大学公共学部・同大学院地域政策学研究科 教授
理事	藤井 敦史	立教大学コミュニティ福祉学部 教授
理事	杢永 佳甫	大阪商業大学公共学部 教授・学部長
理事	三木 秀夫	三木秀夫法律事務所 弁護士
理事	目加田 説子	中央大学 教授
理事	山岡 義典	市民社会創造ファンド 運営委員長／助成財団センター 理事長
監事	各務 克郎	ぎふ NPO センター 監事／税理士
顧問	田中 弥生	大学改革支援・学位授与機構 特任教授

【教室配置図】

1 階

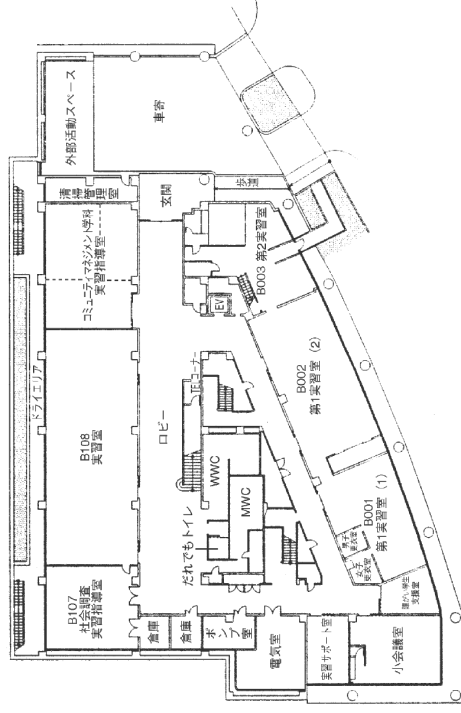


2 階



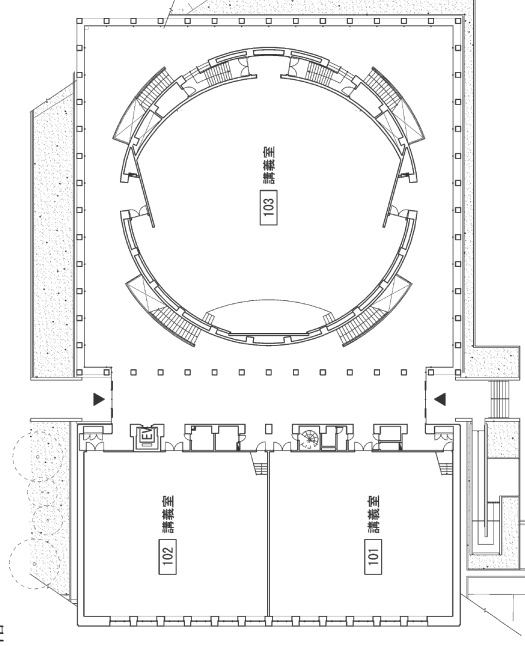
<6号館>

地下1階

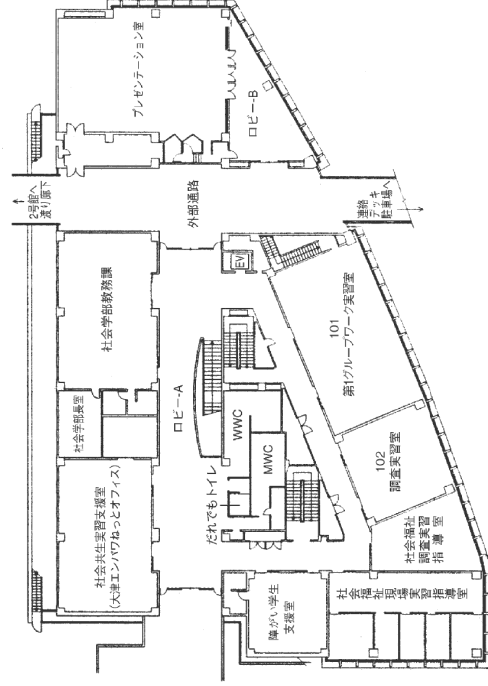


<8号館>

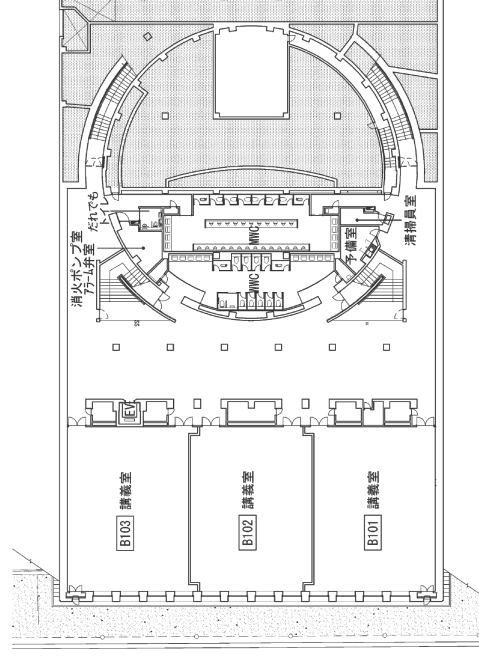
1階



1階



地下1階



【セッション使用教室等一覧】

6月1日 (土)

	建物	2号館				6号館		8号館						
	階	1階			2階	1階		1階			地下1階			
	教室	102	103	106	多機能教室1・2	202	プレゼンテーション室	社会共生実習支援室	ロビー	101	103	B101	B102	B103
受付開始	9:00～													
	10:00～11:30	A1	A2	A3	交流スペース	J1		事務局	大会受付			G1		
	11:40～13:10	B1	B2									B3	B4	G2
屋休み	13:20～14:30				資料展示 休憩・屋食会場	J2	理事会	学生スタッフ控室	書籍販売 弁当販売	屋食会場				
基調講演 シンポ	14:40～17:50										P1			
	18:00～20:00	情報交換・交流会（会場：青志館）												
収容人数		104	120	104		20	100			295	594	190	190	190

10

6月2日 (日)

		2号館				6号館		8号館							
建物		2号館				6号館		8号館							
階		1階				2階		1階		地下1階					
	教室	102	103	106	多機能教室1・2	202	プレゼンテーション室	社会共生実習支援室	ロビー	101	103	B101	B102	B103	
受付開始	9:00～								大会受付						
	9:30～11:00	C1	C2	C3	交流スペース			事務局 学生スタッフ控室				C4	C5		
	11:10～12:40	D1	D2	D3									D4	G3	J3
昼休み	12:50～13:50				資料展示 休憩・ 屋食会場				総会						
	14:00～15:30	E1	E2	E3					書籍販売 弁当販売			E4	E5	J4	
	15:40～17:10						G4					F3	F2	F1	
	17:20～18:20				各種委員会										
収容人数		104	120	104		20	100			295	594	190	190	190	

【プログラム一覧】

6月1日（土）

◆10:00～11:30

A1 2号館 102 【研究報告・実践報告】
教育・人材

モデレーター：田中敬文

討論者：小野晶子

看護政策教育におけるシチズンシップ導入の検討	勝田美穂
企業課題解決 DEMOLA－国際ネットワークと連動した、地域における人材育成と産学官連携－	加藤知愛
オリンピックボランティアの参加構造およびレガシーに関する基礎的研究	桜井政成 山田一隆

A2 2号館 103 【研究報告・実践報告】
女性・高齢者

モデレーター：田中弥生

討論者：仁平典宏

日本の市民社会と女性：JIGS 調査を用いた探索的分析	大倉沙江
高齢化は市民活動にとって益か？害か？	三谷はるよ
民間非営利組織における女性の育成に関する考察－米国・英国の事例から	鈴木紀子

A3 2号館 106 【公募パネル】

◎…モデレーター

在日外国人と共生するコミュニティ・デザインにおける NPO の役割	鈴木暁子◎ 内田晴子 南珣賢 川中大輔
-----------------------------------	------------------------------

G1 8号館 B101 【学会企画 研究報告】
休眠預金と社会的インパクト評価

モデレーター：岡本仁宏

討論者：出口正之 岸本幸子

休眠預金活用における社会的インパクト評価の論点整理－英国のインパクト評価との相違点－	馬場英朗
休眠預金を考える とりわけ評価の視点から	津富宏

* 「学会企画」とは、学会常設委員会である学術研究委員会がテーマ・内容を立案し、大会実行委員会で正式に設置が認められた企画です。

J1 2号館 202【大会実行委員会企画 パネル】

実務者と研究者間の対話	坂本治也◎ 石田祐 今田克司 内田香奈
-------------	------------------------------

*「大会実行委員会企画」とは、大会実行委員会が独自にテーマ・内容を立案し設置した企画です。

◆11:40～13:10

B1 2号館 102【研究報告・実践報告】

社会的企業

モデレーター：秋葉武

討論者：八木橋慶一

共働の中に存在する葛藤そして黙認を超えた承認についての考察ー労働 統合型社会的企業での参与観察とヒアリングからー	森瑞季
「社会的企業（WISE）」としてのワーカーズ・コレクティブ？	菰田レエ也
逆境下における社会的企業の持続可能性に関する分析	杉永佳甫

B2 2号館 103【研究報告・実践報告】

子ども・若者

モデレーター：早瀬昇

討論者：川中大輔

PTA 活動の自治教育機能再生のための実践と研究について	岡田憲治
北海道の子ども食堂における継続要因	菅原浩信
NPO における社会課題解決にむけた「電子カルテシステム」の導入と 効果性	新宅圭峰 工藤彰子 齊藤ゆか

B3 8号館 B101【公募パネル】

NPO 支援センターの再定義と新たな役割を考える	古賀桃子 阿部圭宏 吉田建治 椎野修平◎
--------------------------	-------------------------------

B4 8号館 B102 【公募パネル】

人生 100 年時代の企業人と社会貢献 ～1.5 万人の調査結果を踏まえ～	田中弥生◎ 小野晶子 浦坂純子 古俣誠司 飯間敏弘 渋井進
---------------------------------------	--

G2 8号館 B103 【学会企画 パネル（日本ファンドレイジング協会との連携企画）】

ファンドレイジングと社会貢献教育の最前線	坂本治也◎ 大石俊輔 青山織衣 米原裕太郎
----------------------	--------------------------------

◆13：20～14：30

J2 2号館 202 【大会実行委員会企画 アカデミック・セミナー】

実践と研究の衝突と協働～ともに研究を進めるために～	石田祐 新川達郎
---------------------------	-------------

6号館プレゼンテーション室 理事会

◆14：40～17：50

P1 8号館 103 基調講演・シンポジウム（一般公開）

<基調講演>

テーマ：『ドイツの地方都市はなぜクリエイティブなのか～市民社会組織から考える～』
講師：高松平藏（ドイツ在住ジャーナリスト）

<シンポジウム>

テーマ：『人口減少の地域づくりと市民社会』

シンポジスト：高村学人（立命館大学政策科学部教授）

金子勝規（大阪市立大学大学院経済学研究科教授）

柏木登起（一般財団法人明石コミュニティ創造協会常務理事兼
事務局長）

尼野千絵（NPO 法人暮らしづくりネットワーク北芝スタッフ）

コーディネーター：新川達郎（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）

◆18：00～20：00

青志館 情報交換・交流会/学会賞表彰式

6月2日（日）

◆9：30～11：00

C1 2号館 102【研究報告・実践報告】

非営利法人

モデレーター：金谷信子

討論者：岡本仁宏

高齢者分野の社会福祉法人の合併における経営効率改善の研究	大川新人
兵庫県における一般社団法人と NPO 法人の実態調査からの考察	小嶋新 坂本治也 鬼本英太郎
「信仰を基盤とした組織（FBO）」と宗教コミュニティ	浅井伸行

C2 2号館 103【研究報告・実践報告】

ファンドレイジング

モデレーター：岸本幸子

討論者：竹部成崇

地域志向ファンドレイジングの実証研究	瀬上倫弘
寄付者を呼び戻す情報発信 —ソーシャルメディアの可能性	岡田彩 石田祐 山本匡浩
NPO の信頼と寄付：組織の経営持続性とファンドレイジングに対する考察	中嶋貴子

C3 2号館 106【研究報告・実践報告】

協働

モデレーター：樽見弘紀

討論者：直田春夫

市民協働という規範・ルールの成立—仙台市を事例とした歴史的検討—	菅野拓
“官設民営型”市民活動センターの現状とこれから	早瀬昇 稲田千紘
ローカル・ガバナンスの実証研究—地方政府のネットワーク管理は地方政府への信頼を促進させるのか	戸川和成

C4 8号館 B101【公募パネル】

ソーシャル・イノベーションのエコシステム	佐野淳也◎ 服部篤子 松原明美 浜崎英子
----------------------	-------------------------------

NPO と副業～NPO は副業をどう活かすか（活かせるか）を考える～	小野曜 塚本恭之 杉岡秀紀◎
------------------------------------	----------------------

◆11：10～12：40

D1 2号館 102 【研究報告・実践報告】

災害

モデレーター：妻鹿ふみ子

討論者：山口洋典

障害者支援団体における福祉避難所運営訓練を通じたボランティアとの協働の実践～2017年度災害時のスペシャルニーズ支援事業調査研究からの検証	萬代由希子 岡村こず恵
平成30年7月豪雨災害に際する東北大学から広島大学への伴走型支援	菊池遼
内発的復興に向けたNPO支援センターにおけるボランティアコーディネーション：関東・東北豪雨における栃木県内公設民営のNPO支援センターの実践を通して	土崎雄祐 石井大一郎

D2 2号館 103 【研究報告・実践報告】

国際比較

モデレーター：後房雄

討論者：小林立明

市民社会組織 - 政府関係の国際比較：Japan Interest Group Study を用いた分析	柳至
社会的企業と「ビッグソサエティ」：政策イデオロギーの観点から	八木橋慶一
アジア4カ国におけるソーシャルイノベーションの拡大プロセス分析	青尾謙

D3 2号館 106 【研究報告・実践報告】

学生セッション

モデレーター：松浦さと子 *ご専門の先生方は討論者としてご参加下さい。

一般市民の意思表示行動変容に資する音楽Fesの探索的開発	大岩蒼汰 波多野光
介護予防における買い物の効果	森優太 橋本侑介
京都市生ごみの再資源化の現在と課題	秋元咲帆 江口和

D4 8号館 B101 【公募パネル】

「コミュニティ・ベースト・ラーニング」(CBL)の多面的評価をどのように進めるか	市川享子◎ 桜井政成 石筒寛 坂本文子
--	------------------------------

G3 8号館 B102 【学会企画 パネル (日本協同組合学会との連携企画)】

協同組合とNPOが出会う場所としてのコミュニティ-NPO研究と協同組合研究の共通の地平を探るー	藤井敦史 田中夏子 金宝藍 原田晃樹◎
---	------------------------------

J3 8号館 B103 【大会実行委員会企画 パネル】

プロボノを考える	三木秀夫◎ 嵯峨生馬 鬼澤秀昌 斎藤百合恵
----------	--------------------------------

◆12:50~13:50

8号館 101 総会

◆14:00~15:30

E1 2号館 102 【研究報告・実践報告】

NPO・組織研究

モデレーター：実吉威

討論者：山岡義典

日本のNPO研究は20年で何を明らかにしようとしてきたのかーテキストマイニングを用いた研究動向の分析ー	粉川一郎
日本における国際協力NGOの成長について	楯晃次
非営利組織のレジリエンス：英国チャリティ制度にみる対応	中島智人

E2 2号館 103 【研究報告・実践報告】

ソーシャル・キャピタル

モデレーター：森裕亮

討論者：宮永健太郎

包括的支援における子育て支援ー結合型SCの「町内会自治会」と橋渡し型SCの「NPO」に着目してー	川島典子 新川達郎
社会関係資本の世代間継承ー長野県須坂市調査からの知見	稲葉陽二

E3 2号館 106【研究報告・実践報告】
企業－NPO 連携

モデレーター：岸田真代

討論者：吉田忠彦

複雑情報環境下の組織間連携と社会課題解決行動－防災システム構築事例を通じて－	亀井省吾
実店舗におけるコース・リレーテッド・マーケティング効果の検証	世良耕一 西森義人 村上拓也
パートナーシップの進化プロセス～祇園祭ごみゼロ大作戦を事例に～	内田香奈

E4 8号館 B101【公募パネル】

英国市民社会におけるレジリエンスの条件－イースト・ロンドンのコミュニティ開発調査を中心に－	原田晃樹◎ 藤井敦史 走井洋一 坂無淳
---	------------------------------

E5 8号館 B102【公募パネル】

NPO・ボランティアによる被災地支援の今 ～大阪北部地震事例を中心に～	永井美佳 佐村河内力 菅野拓 桜井政成◎
-------------------------------------	-------------------------------

J4 8号館 B103【大会実行委員会企画 研究報告】
社会運動論から考える参加と組織化

モデレーター：坂本治也

討論者：山田真裕

社会運動研究と NPO 研究の差異を考える	西城戸誠
「参加」から見る社会運動/NPO 研究	富永京子
社会過程としての NPO の組織化	原田峻

◆15：40～17：10

F1 8号館 B103 【研究報告・実践報告】

市民参加

モデレーター：李妍ヤン

討論者：原田峻

NPO への参加はなぜ忌避されるのかーコンジョイント実験による忌避要因の解明	坂本治也 秦正樹 梶原晶
地域中小企業への社会人インターンシップに関する研究ーNPO 法人 G-net の事例よりー	今永典秀
プロボノ人材の参加動機と意識の変化-横浜市ソーシャルビジネス支援の事例から-	高瀬桃子

F2 8号館 B102 【研究報告・実践報告】

地域

モデレーター：初谷勇

討論者：金川幸司

市民社会のネットワーク形成における第三国者の役割ーウェールズとブルターニュをつなぐ試みー	吉井美知子
地方議会における NPO をめぐる言説の変容：議会会議録を用いたテキスト分析から	小田切康彦
シティプロモーションの目的としての地域参画総量と地方創生の関連性	河井孝仁

F3 8号館 B101 【公募パネル】

ソーシャル・キャピタルと人工知能	稲葉陽二 石田祐 立福家徳◎
------------------	----------------------

G4 6号館プレゼンテーション室 【学会企画 日本 NPO 学会 20 周年記念パネル】

NPO 研究はこれからの社会にどう貢献できるか	粉川一郎 服部篤子 今田克司 早瀬昇◎
-------------------------	------------------------------

◆17：20～18：20

2号館多機能教室 1・2 各種委員会

【報告等要旨】

■看護政策教育におけるシチズンシップ導入の検討

勝田 美穂（岐阜協立大学）

【取り上げる問題】

看護人材の育成に関して、文部科学省では「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」を組織し学士教育の内容を検討している。その最終報告で「看護専門職としての価値と専門性を発展させる能力」を修得させるための内容として「看護政策」を挙げた。とはいえ、看護政策として何を教えるかについて共通認識はなく、それが制度の理解に留まるものでよいのかという問題が指摘されている。

看護職を対象とした調査からは、看護政策全般に対して関心の弱さが把握されている（久常他 2003）。大学で政策関係の科目を開講している大学が少ない現状を前提として、興味・関心を高めるための方策の検討がされているものの（田川他 2013）、実態や経験を踏まえた範囲内の提言に留まっており、人材育成の根幹となる学士教育において何を修得させるべきかについて議論が必要である。

本報告は、社会科学における政策教育の蓄積を踏まえ、演繹的に看護政策教育の内容を検討する。特に政策教育で必須となっている市民性（シチズンシップ）導入の必要性に焦点を当てる。

【用いる手法】

日本公共政策学会では「学士課程教育における公共政策学分野の参照基準」（公共政策教育の基準に関する検討会 2015）を公示している。現在、看護政策教育として取り組まれているのは、政治や経済、法学といった社会科学の主要な領域に係るものである（北爪他 2014）。このため、学際的な性質をもつ公共政策教育の参照基準をベースに、公共政策学、政治学等における政策教育に係る蓄積を踏まえ、現行の看護政策教育に不足している要素を抽出する。

【主たる結論】

公共政策学教育の参照基準では「公共政策学教育を通じた市民性（シチズンシップ）の涵養が必要とされていることは、一般的に認識されている」とし、公共政策学の大きな特徴として「それ自体の改良や未来の理想に向けての活動を含める」としている。また、「市民の責務や役割を明らかにし、その自覚を促す教育を目指す」とする。公共政策学教育の参照基準では、「市民」という言葉をキーワードにした主体性、改良に向けた主体的

な活動といった要素を含むことがわかる。

対象を看護政策に限定するにしても、公共政策学教育が目指す「良き市民としての基礎となる政策知識・技術の運用能力の涵養」は専門職業人として活躍するためにも貴重であるとされ、看護基礎教育においても取り入れるべき要素であると考ええる。しかし、シチズンシップは看護の教養教育を支える理念として位置付けられているものの、看護政策の履修にどのように取り入れるか明確でない。学士教育の内容を定める枠組みのなかでは、制度理解を成果とするに留まり、それを改良していくための取り組みという視点が欠けている。

看護に影響を与える思想を歴史的に見れば、禁欲主義からロマン主義、実用主義、ヒューマニズムへと変化してきたが（見藤他 2017）、今日でも看護職に白衣の天使に象徴される無私の精神を求める指向がないわけではない。看護政策の履修が正課として推奨されるなかで、制度構築の必要性やそのため主体であるという自らの役割を自覚するシチズンシップの要素を踏まえたものであることが望ましい。

【参考文献】

- 北爪明子、巴山玉連、加藤栄子（2014）「看護基礎教育課程における「看護政策管理学」の構成要素の検討」『群馬県立県民健康科学大学紀要』第9巻、77-89頁。
- 見藤隆子、石田昌宏、大串正樹、北浦暁子、伊勢田睦子（2017）『看護職者のための政策過程入門第2版』日本看護協会出版会。
- 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（2011）『大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 最終報告』。
- 田川晴菜、窪田和巳、山口さおり、深堀浩樹（2013）「看護政策に携わる看護職が現在の職業・立場につくまでの経験」『日看管会誌』Vol. 17、No. 1、48-56頁。
- 日本公共政策学会 公共政策教育の基準に関する検討会（2015）「学士課程教育における公共政策学分野の参照基準」。
- 久常節子、小池智子、斉藤訓子（2003）「看護職の医療・看護政策に対する関心」『日看管会誌』Vol. 6、No. 2、27-45頁。

■企業課題解決 DEMOLA-国際ネットワークと連動した、地域における人材育成と産学官連携-

加藤 知愛（北海道大学）

【企業課題解決DEMOLAプログラムの導入】

2018年度北海道大学は、小樽商科大学のビジネススクールとともに、実践型PBLモデルとしてDEMOLAプログラムを導入した。本発表では、このプログラムの特徴と可能性について、国際ネットワークと地域における人材育成という観点から報告する。

DEMOLAは、大学生と企業・自治体が協働でビジネスを創造するためのフィンランド発祥の国際的なネットワークであり、企業や自治体が有する課題の解決策を、学生と企業と一緒に作り上げるプログラムである。よって、DEMOLAプロジェクトで組成されるチームは、企業担当者と様々な分野の大学生から構成される。課題を提出する団体は、企業の他に、オウル市など自治体や、Unicefなどの国際機関も含まれていることは今日的な傾向である。

【企業課題解決DEMOLAプログラムの特徴】

DEMOLAには、3つの特徴がある。第1に、オープンで柔軟な共同創造の空間で、実験的な挑戦が継続する環境を創造するシステムであること、第2に、新鮮なアイデアを企業と学生の相互作用から創出し、組織文化の変容を支援するツールであること、第3に、体系的なオープンイノベーションによる国際的かつ多分野のネットワークであることである。DEMOLAに参加した企業と学生は、2ヶ月間のイベントのプログラム-Kuck Off, Jam, Demostoration Practice、Final Demonstration-で、先の3つの特徴を実践的に学ぶことができる。Kuck Off では、チームメンバーの人間性を理解し、企業の課題の社会背景や未来のトレンドを把握する。Jamでは、レクチャーを受けてワークを行い、ソリューションアイデアを創出し、プロトタイピングを製作する。更に、アイデアを伝えるスキルを身につけ、Final Demonstrationで、企業の経営者に対して発表する。短いピッチでは、アイデアの全てを盛り込むことはできないため、削ぎ落とされるアイデアは、ファイナルレポートに記述される。企業は、Demonstrationとレポートを見て、学生チームが保有するアイデアのライセンス契約可否を決定する。ライセンス契約に至った場合には、学生チームに成果報酬金が支払われる。このプログラムを通して学生は、イノベーションを起こすために必要な能力—権利・義務の理解、企業の課題を解決しようとするインセンティブ、Co-creationのスキル、チーム・ビルディング、社会構造の洞察力、未来トレンドの把握、発想力、持続力、想像

力、表現力、決断力、交渉力などの能力を高めて、成長する。プログラムの終了時に学生は、主に4つの未来の選択肢を得る。第1に、アイデアの知的財産権を元に創業する選択肢、第2に、DEMOLAで出会った企業の事業に参加・就職する選択肢、第3に、DEMOLA海外ネットワークを活用して研究の道に進む選択肢、第4に、同ネットワークのグローバル企業に就職する選択肢、である。2018年に参加したある学生は、海外のDEMOLAへの参加とフィンランド留学を計画している。以上のようにDEMOLAは、大学と大学が存在する地域に、イノベーションを起こす人材を育成するメソッドを提供し、地域経済の成長を促す、有益なプログラムであると言える。

【企業課題解決DEMOLAプログラムの可能性-地域における人材育成と産学官連携】

DEMOLAに参加した企業もまた、学生とともに変化する。第1に、ソリューションアイデアのシードが企業に移植され、持続的なイノベーションモデルが開発される契機が生まれる。第2に、学生とともにチームのメンバーになった企業パートナーが、社内イノベーションを担い、経営者がそれをサポートすることにより、未来志向的な組織文化が形成される。自治体に参加した場合にも、基本的には同様の変化が生じるだろう。

以上のように、北海道大学がハブとなって創出されたDEMOLAプログラムを通じて、国際ネットワークと連動した産学官連携の新しいアプローチを見ることが出来る。高いイノベーション志向とスキルを持つ学生と一緒に、ワークに取り組んだ企業は、(1)地域ビジネスを牽引する企業に成長する、(2)DEMOLAの海外ネットワークを活用して海外市場を開拓する、などの機会を得る。そこに参加する自治体もまた、彼らとともに、(1)未来志向型の産業創造政策や施策を立案する、(2) DEMOLA海外ネットワークを活用した自治体間提携候補の自治体と出会う、などの機会を得ることになるのである。

【参考文献】

Terhi Kilamo, Imed Himmouda, Ville Kairamo, et al, (2011) Applying Open Souse Practices and Principles in Open Innovation: The Case of the Demola Platform.
Raymond, E.S.The Cathedral and the Bazaal, (1999) O'Reilly Media, Sebastopol
DEMOLA : <https://www.demola.net>

■オリンピックボランティアの参加構造およびレガシーに関する基礎的研究

桜井 政成（立命館大学）、山田 一隆（岡山大学）

【研究の背景】

2020 年東京五輪・パラリンピック大会組織委員会は 11 月 21 日、競技会場などで活動する「大会ボランティア」への応募が目標の 8 万人を突破したと発表した。組織委の発表によると、応募者数は 20 日午前 9 時現在で 8 万 1035 人で、うち 44%が外国籍だったという（2018 年 11 月 21 日 読売新聞 YOMIURI ONLINE 記事）。組織委員会は 12 月まで募集を続けるとしているが、かなりの人々が参加を表明していることは、この大会への国内外からの関心の高さを示すものに他ならない。オリンピックにボランティア参加する動機はどのようなものであるのか。また、オリンピック・パラリンピックが、日本のボランティア活動に与える影響はどのような者なのだろうか。本研究報告では先行研究の考察、ならびに参与観察調査を行い、それにより、オリンピックボランティアの参加構造と、ボランティア活動を支える市民社会へ与える影響について、今後の見通しを持ちたいと考える。

【先行研究：オリンピック固有のボランティア参加構造】

Kim et al. (2010) は国際的、国内的、地域的および特別なニーズのある青少年スポーツ組織／イベントで活動するボランティアのそれぞれの動機を観察した結果、国際的なスポーツイベントには、国内的・地域的なそれとは異なったボランティアの動機が存在していることを明らかにしている。また Giannoulakis et al. (2008) も同様に、2004 年オリンピックアテネで活動した 146 人のメキシコ人ボランティアの動機を調査分析し、オリンピックのボランティアが地域のスポーツイベントと異なる理由により動機づけられる可能性があることを示唆している。

また Dickson et al. (2014) は、2010 年バンクーバーオリンピックおよびパラリンピック冬季競技大会および 2012 年ロンドンオリンピックおよびパラリンピック大会でのボランティアの動機を調査した。その結果、20 の項目のうち、もっとも平均値が高かったのは両方の大会とも「人生の一つの変化」であり、それ以外にも似たようなランキングになった。またこの調査の結果、オリンピック以外のメガスポーツイベントのボランティアを調査した結果とは異なっていた。これらの調査は、調査方法の限界はあるものの、同研究の結果からは、ボランティアの動機について、オリンピックのみを取り扱う意味が一定あることを示唆する。こうした先行研究を整理し、東京オリ

ンピックのボランティア参加研究へ一定の示唆を得ることが本報告のねらいのひとつである。

【オリンピックボランティアの市民社会への影響】

他方、オリンピックボランティアの研究においては、オリンピックの開催後に残る「レガシー」に関しての研究も数多くみられる。それらは、「オリンピックボランティアに参加した人々のその後のボランティア活動意向」について焦点を当てているものが多い。しかしそれはきわめて「狭義」のレガシーではなかろうか。すなわち、オリンピックは他に類をみないメガイベントであるだけに、市民社会におけるボランティア活動全体への影響も検討することが試みられるべきではないかとも考えられるだろう。

本研究ではこうした視座に立ち、関連の先行研究を踏まえながら、とりわけ、オリンピックの開催自体が、青少年のボランティア活動に与える影響について、参与調査を踏まえながら考察をしていく。そこでは具体的には、東京都の都立高校のボランティア学習への影響や、あるいは中学生・高校生が学校を超えて行うボランティアイベントへの影響などである。いずれにしても今後、さらに研究を進めることで事例を整理し、報告を行いたいと考えている。

【参考文献】

- Dickson, T. J., Benson, A. M., & Terwiel, F. A. (2014). Mega-event volunteers, similar or different? Vancouver 2010 vs London 2012. *International Journal of Event and Festival Management*, 5(2), 164-179.
- Giannoulakis, C., Wang, C. H., & Gray, D. (2008). Measuring volunteer motivation in mega-sporting events. *Event Management*, 11(4), 191-200.
- Kim, M., Zhang, J. J., & Connaughton, D. P. (2010). Comparison of volunteer motivations in different youth sport organizations. *European Sport Management Quarterly*, 10(3), 343-365.

■日本の市民社会と女性：JIGS 調査を用いた探索的分析

大倉 沙江（三重大学）

【取り上げる問題】

一般に市民社会論においては、市民社会は民主主義の基盤として肯定的に評価される傾向にある。その一方で、ジェンダー論の分析視角をかりると、市民社会にはジェンダー不平等が存在するとして、やや否定的に評価されることがある。具体的には、市民社会は女性が関わる問題に関心が低いという無関心性の問題に加え、女性はリーダーになれない（ならない）というリーダーシップの偏りがある。さらに、女性がリーダーとなり立ち上げられた団体についても活動の存立基盤は脆弱であり、社会的な影響力も劣るというのが、フェミニストたちが挙げた主要な論点であった。

そのなかでも、日本は制度的には女性の諸権利が保障された（あるいは、保障されつつある）にも関わらず、性別役割分業に基づく規範意識やその実態が根強く残る国の典型であり、女性の様々な社会活動への参加やその変化について検証するのに適当な国であるとされてきた。しかしながら、日本の市民社会については、女性運動に関する優れた研究が重ねられているものの、性別によるリーダーシップの違いや活動内容の違いについては具体的な検討が行われてこなかった。果たして、日本の市民社会組織は女性が関わる問題にどれくらい関心をもっているのか。リーダーシップは性別によっていかなる違いがあるのか。また、リーダーの性別によって、団体の存立様式や社会的な影響力に違いはあるのか。本稿は、これらの分析課題を検討することで、ジェンダーの視点から日本の市民社会の鳥瞰図を示すことを目的とする。

【用いる手法】

本研究では、2017年に筑波大学団体基礎構造研究会が東京都と茨城県で活動を行う団体を対象として行った『第4次団体の基礎構造に関する調査』（JIGS4調査）をデータとして用いる。分析方法としては、クロス集計に基づいた検討を行う。

【結論と含意】

主要な結論は以下の3点である。1つ目に、市民社会組織は女性が関わる問題に対して関心を払ってこなかったという問題については、日本の市民社会組織は、総じて女性が関わる問題に対する関心が低く、女性が関わる問題は他の運動の一部として担われてきたという先行研

究の指摘と整合的な結果が得られた。具体的には、労働団体や市民団体といった価値推進団体や教育団体については、相対的に女性が関わる問題に対する関心が高い一方で、その他の団体では関心が低かった。

2つ目に、リーダーシップの偏りという問題については、長期的にみれば徐々に解消されているにせよ、職員レベルでもリーダーレベルでも男性優位という偏りがあることが示された。さらに、女性がリーダーである団体が活動する分野にも偏りがあり、政治権力や経済権力により近い政策分野においては女性リーダーの比率が低い一方で、伝統的に女性の役割とされる領域や価値推進団体においては女性リーダーの比率が高く、政治権力により近い男性リーダーと、より距離のある女性リーダーという構造が示された。

3つ目に、女性がリーダーをつとめる団体は、男性がリーダーをつとめる団体と比べてやや小規模ながら、社会に基盤をもち、公共的な活動に従事する傾向があることが示された。なお、本調査からみる限りにおいては、女性がリーダーをつとめる団体がアドボカシー活動で劣っているという傾向はみられず、政治的な影響力についても、女性がリーダーをつとめる団体のほうが高いことが示された。

【参考文献】

- 衛藤幹子（2017）『政治学の批判的構想：ジェンダーからの接近』法政大学出版局。
- 大嶽秀夫（2017）『フェミニストたちの政治史：参政権、リブ、平等法』東京大学出版会。
- 坂本治也（2017）「市民社会論の現在：なぜ市民社会が重要なのか」坂本治也編『市民社会論：理論と実証の最前線』法律文化社：1-18。
- 朴仁京（2005）「先進諸国の女性運動から見た日本の女性運動の位置づけ」『筑波法政』38：321-338。
- Pharr, S. J. (1981) *Political Women in Japan: The Search for a Place in Political Life*. California: University of California Press. (= 賀谷恵美子訳（1989）『日本の女性活動家』勁草書房。)
- Phillips, A. (2002) “Does Feminism Need a Conception of Civil Society?”, in S. Chambers and W. Kymlicka (eds.) *Alternative Conception of Civil Society*. Princeton, NJ and Oxford: Princeton University Press: pp. 71-89.

■高齢化は市民活動にとって益か？害か？

三谷 はるよ（龍谷大学）

【取上げる問題】

高齢化が進む日本において、市民活動の重要性はますます高まっている。超高齢社会の多様なニーズにこたえるため、行政だけでなく市民自らが公共サービスの創出・提供に関わることが期待されている。また、生きがいの獲得や健康増進につながるとして、高齢者自身による市民活動への参加も推奨されている。

しかし、高齢化それ自体が、人々の市民活動への参加行動に対してどのような影響を与えるかについては、十分に明らかでない。近年、諸外国での研究では、地域がもつ特性が市民活動に与える影響に関心が高まっている（Wilson 2012）。とはいえこれらの研究では、都市度や人種の同質性などに焦点が当てられ、高齢化率には目を向けられてこなかった。一方、日本の都市社会学では、従来より日本の地域特性を表す代表的な指標として、高齢化率が用いられてきたという経緯がある。

果たして、地域の高齢化は市民活動に対して益となるのか、害となるのか。高齢者が多い地域では、多くの人が同じ問題関心を共有しやすいため、市民活動が活発になる可能性がある（「高齢化による活性化仮説」）。一方、高齢者が多い地域では、健康上の問題等により活動の担い手不足が生じ、市民活動が停滞する可能性もある（「高齢化による停滞仮説」）。

そこで本稿では、地域の高齢化と市民活動の関連性について定量的分析を行い、上記いずれの仮説が支持されるかを検討する。

【用いる手法】

主たる分析方法は、量的調査データを用いた統計解析である。具体的には、2015年1～6月に実施された「2015年階層と社会意識全国調査」（訪問面接調査）による個票データに、「統計でみる市区町村のすがた」（総務省統計局 2015）等から得られた市区町村データを外挿し、マルチレベル分析を行った。

マルチレベル分析とは、地域などの集団の特性が個人に与える影響を調べるために用いられる手法である。これによって、市民活動に対する個人要因の効果と地域要因の効果を適切に分離した推定が可能となる。

分析モデルでは、個人属性に関する変数（個人レベル）の効果をコントロールし、さらに、これまで市民活動に対して影響することが指摘されている DID 人口比率や外国

人比率といった各種地域特性に関する変数（市区町村レベル）も投入した上で、高齢化率（市区町村レベル）が市民活動への参加（個人レベル）に与える効果を推定した。

【主たる結論】

分析の結果、高齢化率と市民運動への参加頻度の間に、また、高齢化率とボランティア・NPO 活動への参加頻度の間に、有意な正の関連が認められた。つまり、高齢化が進んだ地域ほど、市民運動もボランティア・NPO 活動も盛んであることがわかった。本稿の分析結果は「高齢化による活性化仮説」を支持するものである。

高齢化は、とりわけ若年層が流出した過疎地で起こっており、そこでは地域経済の活性化や環境・伝統文化の保全など、さまざまな地域課題があると考えられる。また、高齢層は他の世代層に比べて、家事や買い物等の面で日常的にサービスを求めることが多いとも予想される。このような状況を背景として、より多くの人が同じような問題関心を共有した結果、政治的な要求行為としての市民運動や、日常生活のサービス供給を行うボランティア・NPO 活動が盛んになるのではないかと考えられる。

本稿は、今後日本社会で進行して行く高齢化そのものが、市民社会における連帯を生み出す契機になりうることを示唆している。世界に先駆けて高齢化が進行する日本において、今後、本当に国全体として市民参加が活発化していくのかが注視される。

【参考文献】

- 総務省統計局, 2015, 『統計でみる市区町村のすがた 2015』
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200502&stat=000001073606&cycle=0>
 Wilson, J., 2012, “Volunteerism Research: A Review Essay,” *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, 41(2): 176-212.

■民間非営利組織における女性の育成に関する考察—米国・英国の事例から

鈴木 紀子（横浜国立大学）

【取り上げる問題】

NPO における女性のプレゼンスは高い。先行研究においても、ワーカーズコレクティブの研究をはじめ、主婦や勤務経験のある女性がNPO法人や市民活動団体を立ち上げたり、それらに参画したりする様子などを明らかにする研究が散見される。そして、近年では、NPO あるいは社会課題を解決することを目的とする企業や団体で働き、収入を得る女性も増えている。そうした女性は、幅広い年齢層にわたり、未婚者にかかわらず、有給職員（フルタイム、パートタイム）、起業家などとして事業に携わるようになってきている。

本報告では、女性が運営している米国のNPO、英国のチャリティと社会的企業における取組の一端を手がかりにしつつ、社会貢献を目指す組織における女性の人材育成に注目する。NPO やチャリティが社会に浸透している両国では、福祉やまちづくりなど様々な領域の事業において、女性がリーダーシップを発揮して組織や事業をマネジメントしたり、スタッフとして支えたりしている。もっとも、女性がそうした事業体で職務経験を積むプロセスは多様であり、個人や組織、社会によって異なるスタイルや関わり方がある。

一方、日本の研究動向をみると、NPO やソーシャルビジネスなど組織に注目する研究はあるものの、女性の育成という観点から組織の状況を検討する研究は、あまり行われていない。さらに、社会貢献を目指す事業で働いて収入を得る女性に関する研究も限られている。

以上の現状を踏まえ、本報告では、社会貢献を目指す事業体において、女性はどのように事業に関わっているのか、組織は女性のスキルが向上するような取組を行なっているのかということを、米国と英国の事例を通して検討する。

【用いる手法】

米国（2017年9月）と英国（2018年9月）において、NPO やチャリティ、社会的企業で組織のマネジメントを行う女性を対象に実施したインタビュー調査の結果から、女性スタッフの状況や育成に関して特徴的な取組や事例を検討する。

分析の際の主な着眼点は、以下の通りである。

- ① 組織と事業の状況
- ② 職務

- ③ スキルアップ
- ④ リーダーシップ
- ⑤ モチベーション

これらをもとにして、両国の社会貢献を目的とする組織に見られる女性の人材育成の様子の断片を提示する。当然のことながら、こうした検討は、一部の限られた事例に依拠するものであり、両国のNPO やチャリティなどの全体的な傾向を表わすものではない。また、両国の社会や制度の仕組、組織を取り巻く環境も大きく異なることから、それらと一緒に取り上げることは必ずしも適切とは言えないかもしれない。しかしながら、国や組織などによる違いはあるものの、両国の組織には共通する点も多く、それらは女性の育成を考える際の参考になるといえよう。報告では、各組織の違いを踏まえつつ、育成に関する共通点と相違点を探る。

【主たる結論】

女性の力が活かされ、女性が組織運営を担っている組織においては、①女性メンバーの割合が高い、②女性が責任のある役割に就いている、③能力開発のための仕組や予算が用意されている、④組織内の円滑なコミュニケーションやスタッフのモチベーション向上のための配慮がなされている、などの傾向がみられた。

【謝辞】

本研究は、2017～2018 年度科学研究費補助金（基盤研究C）「社会貢献を目指す事業における女性のキャリア形成と組織のあり方に関する研究」の一環として行ったものである。

【参考文献】

- 国立女性教育会館（2013）『女性のキャリア形成に関する実証的・実践的研究—複合キャリア形成過程とキャリア学習—』。
- 労働政策研究・研修機構（2016）『NPO の就労に関する研究—恒常的成長と震災を機とした変化を捉える—』
- Alexander, L.B., (2017) *Why Women are Still Underrepresented in Nonprofit Leadership and What We Can Do About It*, Nonprofit HR Solutions.
- NCVO, (2018) *The UK Civil Society Almanac*. 他

■在日外国人と共生するコミュニティ・デザインにおける NPO の役割

【セッションのねらいと論点】

背景と問題意識

2018 年 12 月に改正「出入国管理及び難民認定法（以下、入管法と表記）」が成立した。今後、政府は受け入れの基本方針をまとめ、受け入れ業種や規模を定める「分野別運用方針」を策定するとともに外国人との共生を目指す総合的な対応策を策定し、政省令による公布を経て4月から施行される予定である。

論点のひとつは「外国人技能実習制度」による単純労働者の受け入れ拡大で今後5年間に34万人を受け入れるとしているが、受入後の日本語教育、権利保障、生活支援に関わる具体的なメニューの中身や、国、都道府県、市町村、NPO、受入企業といった各アクターの役割や財政負担については現時点では不明であり、今後、受入が進むなかで地域社会での混乱や地域間格差が生じることが予想される。

そもそも日本にはすでに約260万人の在日外国人が居住しているが、外国人の体系的な受入のための政策（社会統合政策）が不在であり、外国人が住民として暮らす上では日本語教育や社会保障、医療、子弟の教育など、様々な問題が生じている。

その一方で、行政政策の制度化の程度の低さが動的なネットワークの形成を促してきた。とりわけ1990年の入管法の改正によって地域に住む外国人が増加して以降、NPO/NGO や市民活動団体、外国人自助組織、人材派遣会社など多様なアクターによるネットワークによって、外国人が住民として暮らす上で生じる課題の解決に向けた実践がなされてきた。

代表的な活動実践は自治体設立の国際交流協会やNPO/NGO や市民活動団体によって開設された日本語教室である。日本語教室は相談の場としても機能し、生活を支える社会基盤となっている。また、2000年代に入り本格化した「行政とNPOとのパートナーシップ（協働）」によって、医療通訳システムの構築、外国にルーツを持つ子どもを対象とした教育支援や地域での居場所づくり、地域でのボランティア人材の育成といった事業が創出されていった。こうして多文化共生社会に向けた課題解決には政府部門以外のアクターとしてNPO/NGO が欠かせない存在となり、行政とNPO/NGOとのパートナーシップは自明とされるようになった。

こうした実践は地域に多くの変化をもたらし、住民福祉の視点からも日本人・外国人の二分化を超えた国籍の

枠組みを超えて共に生きるという社会の構築を促す可能性を含んでいる。地域レベルでの外国人受入と共生の地域づくりは、NPO/NGO や市民活動団体がボトムアップで主導してきたといえる。

しかしながら課題もある。行政との協働においてはNPO/NGO は事業供給主体としての機能を果たしてきたが、政策や制度そのものの改善には及んでいないことが多く、本来の意味での「共に生きる社会の構築」には至っていないことである。

「語られる多文化共生」と「求められる多文化共生」

自治体では、2006年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地域における多文化共生を位置づけ、基本となる考え方を示したことで、外国人が集住する自治体を中心に、指針・計画の策定が進み、政策用語としての多文化共生は広がっていった。このプラン策定にあわせて設置された「多文化共生の推進に関する研究会」では、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義している。

こうした理念型の「多文化共生」が広がっていくなかで、地域では、「語られる多文化共生」と、在日外国人が住民として生活する上で「求められる多文化共生」のズレが顕在化していく。そのズレの要因として挙げられるのは

- (1) 人権アプローチからの法的基盤整備の不在
- (2) 社会・経済的側面からのアプローチの脆弱さ（地域福祉領域との接合の必要性）
- (3) 労働市場（労働需給調整システム）と出入国管理政策との乖離

などである。

本セッションの構成

そこで本セッションでは、(1)と(2)に焦点を当て、こうしたズレを克服するための制度設計や論点について議論をしたい。そして、今後、さらなる受入が進んでいくであろう地域社会において必要となる視点について明らかにしたい。

セッションではまず、在日外国人の生活支援や課題解決に向けた実践において、NPO/NGO や市民活動団体が果たしてきた役割について概観し、論点整理を行う。

ついで実践事例として、人権アプローチによる京都市

における外国にルーツを持つ子どもを対象にした教育支援の実践や学習権保障の運動、さらには京都市南区東九条で、NPO 法人により実践されてきた在日コリアンをはじめとした異文化な背景を持つ高齢者・障害者への生活支援、地域福祉の実践を概観する。そのうえでこうした実践を手掛かりに、「語られる多文化共生」の欠落を埋めるための方策について、さらに今後、理念としての「多文化共生」が政策化される過程で必要となるアクションについて議論したい。

さらに上記の議論を踏まえた上で、コミュニティエンパワーメントをプロセスとしてどう構成していくかについて議論したい。特に当事者である外国籍及び外国にルーツを持つ住民の参画の意義やプロセスとしての要件について、実践事例を踏まえながら明らかにしたい。最後に、外国籍住民と共生するコミュニティ・デザインのあり方や、そのなかでの NPO/NGO や市民活動団体の役割について議論したい。

【パネリスト】

鈴木 暁子（すずき あきこ）＝モデレーター
京都府立大学京都地域未来創造センターコーディネーター・研究員。一般財団法人ダイバーシティ研究所客員研究員。同志社大学大学院総合政策科学研究科博士課程後期課程在籍。

自治体の国際交流協会在籍中の1998年に多文化共生センターきょうと（後にNPO 法人化）の立ち上げに関わり京都市医療通訳システムの構築などをはじめ外国籍住民の生活基盤の整備に関わる。一般財団法人ダイバーシティ研究所を経て、2013 年より京都府立大学男女共同参画推進室で勤務し2016 年度より現職。

本パネルでは主に NPO/NGO、市民活動団体の現状を踏まえた視点を提示する。

内田 晴子（うちだ はるこ）

（公財）世界人権問題研究センター専任研究員。移住者と人権プロジェクト担当。

専門は東南アジア地域研究、移民研究、人権教育。国籍法改正を契機にフィリピン系の子どもの在籍が急増した、外国人「非」集住都市の小学校の日本語教室との協働やネットワーク作りの経験から、現時点での関心事は移住者受入の法的基盤整備と外国籍支援者の待遇問題。本パネルでは上記活動実践の中で顕在化した具体的な課題を踏まえつつ、マジョリティによって語られる「多文化共生」に欠落しがちな権利保障という視角、さらに「権利」概念

についての誤解や忌避感が蔓延する現状を乗り越えて「権利をめぐる言説」を再構築する方向性を提示する。

南 珣賢（なむ すんひょん）

NPO 法人京都コリアン生活センターエルファ事務局長
本パネルでは京都市の在日コリアン集住地域における生活支援や当事者のエンパワーメント、アドボカシー活動、相互の学びや交流の場づくりの実践を紹介し、社会的包摂のための地域コミュニティの形成に必要な視点を提示する。

川中 大輔（かわなか だいすけ）

龍谷大学社会学部講師。シチズンシップ共育企画代表。
1998 年から青少年支援、環境問題、まちづくり、社会事業家支援の NPO で活動し、2003 年にシチズンシップ共育企画を設立。全国各地で市民教育や協働まちづくり、市民組織運営をテーマとするワークショップを担当している。大学コンソーシアム京都研究主幹、立命館大学共通教育推進機構嘱託講師などを経て、2017 年より現職。立教大学大学院21 世紀社会デザイン研究科博士課程後期課程在籍。共著に『現代社会における「福祉」の存在意義を問う』（ミネルヴァ書房、2018 年）ほか。

本パネルではシチズンシップ教育からのコミュニティエンパワーメントの視点を提示する。

■共働の中に存在する葛藤そして黙認を超えた承認についての考察—労働統合型社会的企業での参与観察とヒアリングから—

森 瑞季（大阪市立大学大学院経済学研究科 後期博士課程）

【研究目的】

昨今、労働統合型社会的企業の研究成果は数多く発表されており、その視座は多岐に及んでいる。その中でも、労働統合型社会的企業の従業員の社会関係の構築のされ方には独特な様相が見られることを、森（※）は示した。また森（同）は、その独特の社会関係が、労働統合型社会的企業の運営にも強い影響を与えていることを明らかにした。

上記の背景を踏まえた本報告の目的は、労働統合型社会的企業内の社会関係が、一般的な社会関係とどの点で異なり、どの点で一致しているかを明らかにし、今後の労働統合型社会的企業に新しい視座の設定につなげることである。

【研究対象と研究手法】

本報告の研究対象となるのは、近畿地方にある労働統合型社会的企業、Y 事業所である。Y 事業所は社会福祉法人が母体となり、障害者総合支援法上の、就労継続支援 A 型（A 型事業所）として運営されている。主な事業は製菓事業である。従業員数は 2017 年 2 月 1 日現在、64 名で、そのうち障害者従業員は 47 名である。なお、健常者従業員は正社員とパート従業員に分かれている。

本研究は従業員の特性を考慮し、参与観察とヒアリングの手法を採用した。

参与観察は 2017 年 8 月から 2017 年 12 月の間、計 15 回おこなった。筆者は、朝夕の送迎時間や昼食休憩を含めた、9 時から 16 時までの間、参与観察をおこなった。

その後、2018 年 3 月から 2018 年 12 月までに、身体障害者 1 名、知的障害者 1 名を含む、5 名の従業員に対し、ヒアリングをおこなった。

【結果】

参与観察とヒアリングの結果、以下の 3 つの結果が得られた。

第一に、トラブルや葛藤は、常に障害者の側から発生するものではないということである。言い換えれば、健常者が常に障害者をフォローする立場ではないということでもあった。

第二に、それらのトラブルや葛藤を、常に誰かが感知するシステムが暗黙のうちに構築されていたことである。その方法はさまざまなかたちにとられており、頻繁な挨拶や、様子の観察、声掛け、また休憩時の不満や不安の傾聴などがあった。取り返しのつかない社会関係のこじれは多くの場合、未然に防がれていた。

そして第三に、トラブルや葛藤を超えて生まれる社会関係は、黙認ではなく、承認へと変化していくことである。これは葛藤や不満や不安、また繰り返される問題行動などを、解決しようのないもの、また受容しようのないものとして看過するのではなく、すべてがその人（あるいは自分自身）なのだ、という、他者を通じた自分との邂逅ともいえるだろう。

【考察】

本調査によって得られた結果を、障害者従業員と健常者従業員の間一般的に生じやすい上下関係として捉え、トラブルや葛藤の解決に向けた動きを「関係性から生じる義務」（キテイ：2013：107）であると論じることは軽率である。その「関係性から生じる義務」は、障害者だから、あるいは健常者だから、という枠を超えて、共働する仲間であるという意識に基づいているということが出来る。言い換えれば、今後、あるいは、今、支えられているのは、相手であり、自分自身であるという気付きである。

【参考文献】

Kittay, Eva Feder (1999)、*Love's Labor: Essays on Women, Equality and Dependency*, Routledge (岡野八代・牟田和恵 (2010)『愛の労働—依存とケアの正義論—』現代書館)。

※森瑞季「共働による労働統合型社会的企業における社会的承認—参与観察を通しての考察—」は 2019 年内に『ノンプロフィット・レビュー』に掲載予定である。

■「社会的企業（WISE）」としてのワーカーズ・コレクティブ？

菰田 レエ也（一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程）

【取り上げる問題】

「私たちは、ワーカーズ・コレクティブであり、（法人格として）NPO であり、（社会的に様々な困難を抱えた人々と共に働く）社会的事業所である」。2009 年に東京都 A 区で結成され、社会的に様々な困難を抱えた人々と共に働き、運営する理念を掲げたある団体に筆者がヒアリングした際に得た言葉である。2005 年ワーカーズ・コレクティブ（以下、W.Co）の全国大会にて、若者・高齢者・障害者の働く場を広げてゆくという宣言が出されて約 10 年近くが経過し、現在、こうしたタイプに似た団体が少なからず生まれつつある。1980 年代から研究されてきた W.Co の研究の系譜の中でも、とりわけ 2000 年代半ば以降、こうしたタイプの W.Co の実態動向は、一つの研究上の焦点や関心を与えられてきただろう。

それでは、こうした組織現象をどのように捉えればよいのだろうか。どのような特徴をもち、また、どのような研究上の意義をもっているのだろうか。

他方、近年、NPO や協同組合等の非営利・協同組織を説明対象に据えてきたサード・セクター論は、「社会的企業」という概念を提起してきた。とりわけ、欧州では、社会的排除の解決を目指す社会的企業として、労働統合型社会的企業（WISE: Work Integration Social Enterprise）という概念が提起されてきた。また、こうした組織をより分析的に論じてゆくために、ハイブリッド組織という概念も同時に提起されてきた。一般的に、社会的企業という概念は、ビジネスを通じて社会的な課題に取り組む事業体という幅の広い理解がある。しかし、こうした理解では、対象規定等の問題で、この言葉は徐々に失効するのではないだろうか。こうした中であって、「社会的企業」という概念が、ある固有の認識対象として、そして何らかの分析枠組みとして生き残ってゆくとするならば、どのような文脈なのであろうか。

以上を鑑みて、本報告では、近年登場しつつある社会的に困難な人々と共に働くタイプの W.Co を対象に、WISE に関連するハイブリッド（＝混合的な）組織としての分析視角かこうした組織の特徴の把握、及び理論自体の検討をおこないたい。

【用いる手法】

第一に、筆者は、既に述べてきた東京都にあるワーカーズ・コレクティブについて、現在に至るまで約 2 年に渡

って定期的な参与観察等をおこない、こうした団体の主要な特徴を、欧州における社会的企業理論との兼ね合いの中で整理してきた（菰田 2018）。本報告では、こうした事例研究によって得られたデータを用いてゆく。

第二に、こうしたパイロット・スタディを経て、筆者は、2017 年 11 月から 2018 年 3 月にかけて、東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合、神奈川ワーカーズ連合会、神奈川ワーカーズ・コレクティブ協会に調査を打診。いわゆる、「中間支援組織調査」（藤井 2016）のアプローチから、東京と神奈川において、働くことに困難を抱える人と共に働く社会的事業所作りをしている W.Co の団体リスト（結果、15 団体）を作成。アンケート用紙を用いた、60～90 分ほどの面接聞き取り型の調査をおこなった。こうしたデータも用いてゆく。

【主たる結論】

アンケート用紙の作成及びデータの分析にあたっては、欧州の研究によって現在提起されている WISE も対象に含めた混合的な組織の側面を分析する視角（Evers and Laville 2004）を主に用いた。それによれば、着眼点は主に四つある（資源、組織の目標、運営メカニズム、コーポレート・アイデンティティ各側面の混合）。

こうした分析視角及び得られたデータから対象団体を調べた。結果、四つの混合的側面を有するようなケースからそうではないタイプの団体が存在。加えて、四つの視角の中でも、ある程度どの団体にでも用いることが可能な視角とそうではない視角が存在した。一定の限界を伴いつつも、これまでになかった WISE としての W.Co の姿を確かに描きだしてくれる分析的な有効性が明らかになった。

【参考文献】

- 菰田レエ也（2018）「NPO と労働者協同組合のクロスロードとしての社会的企業—生活困窮者とワーカーズ・コレクティブとの協同（連帯）実践を事例に—」『いのちとくらし研究所報』第 62 号 52-58 頁。
- 藤井敦史編著（2016）『中間支援組織調査を通して見た日本の労働統合型社会的企業（WISE）の展開と課題』（公募研究シリーズ 60）全労済協会。
- Evers, A and J.L. Laville. (2004) Social Services by social enterprises: on the possible contributions of hybrid organizations and a civil society, *Third Sector in Europe*, Edward Elgar.

■逆境下における社会的企業の持続可能性に関する分析

杢永 佳甫（大阪商業大学）

【取り上げる問題】

NPO は社会的問題の解決に寄与する準公共財の供給主体として、事業収入に大きく依存する NPO や営利企業（すなわち社会的企業）へ、人々の注目が集まっている。社会的企業は、その組織形態を問わず、ビジネススキル等のマネジメント要素を駆使して、準公共財の供給を行うため、寄付収入や補助金・助成金に大きく依存する NPO と比べて、組織の持続可能性が高いと考えられている。

組織の持続可能性は、マネジメント要素に加えて、組織を取り巻く環境にも依存する。組織を取り巻く環境には、リスクや競争性の高い市場、貧弱な投資機会や乏しいマーケティング機会などのホスタイル環境（組織にとって厳しい外部環境、悪い影響を与えるような外部環境）によっても左右される。（Covin & Slevin, 1989）

この研究では、その社会的企業の重要や社会的役割を鑑み、その持続可能性を担保する要素を探索することに焦点を当てる。これが本研究で取り上げる問題である。

本研究では、マネジメント要素のなかでも特に、社会的企業のリーダーのソーシャルキャピタル醸成量に着目する。社会的企業のリーダーはカリスマ性が高く、社会的企業の場合、特にリーダーシップ特性が組織の持続可能性が大きく依存していると考えられる。したがって、リーダーのソーシャルキャピタル醸成量が増加すれば、社会的企業の持続可能性は向上するはずである。これが本研究で取り上げる最初の仮説である。

一方、非営利の社会的企業と営利の社会的企業との間では、ホスタイル環境が持続可能性に与える影響は異なるはずである。両者は経済的目的（利潤最大化）と社会的目的（準公共財を供給して社会的問題を解決する）の両方を追求しているものの、これらに同等のウエイトを置いているわけではないと考える。つまり、非営利組織の社会的企業は、ミッションの達成（社会的問題の解決）によりウエイトを置き、営利の社会的企業は、利潤の最大化によりウエイトを置くと考える。したがって、非営利の社会的企業は、営利組織の社会的企業ほどホスタイル環境に持続可能性が影響されないはずである。これが本研究で検証する 2 番目の仮説である。

【用いる手法】

本研究での分析で用いるデータは、執筆者が、科学研究費補助金をファンドして、社会的企業のリーダーに対して

行った独自のアンケート調査より得られたものである。本研究での被説明変数は組織の財務パフォーマンスであり、これを社会的企業の持続可能性を測る代理変数とした。そして社会的企業の財務パフォーマンスは、社会的企業の総支出によって計測されている。SNA の考え方では、組織の財務パフォーマンスは、その組織が生み出す付加価値で測るのが適切である。しかしながら、United Nations (2003) によると、NPO は寄付やボランティア労働といったインプットを活用し、またミッションの達成を第一に考えることから、営利企業のように、付加価値で財務パフォーマンスを測ると過小評価する恐れがある。そこで、United Nations (2003) では、NPO の財務パフォーマンスを、その総支出で測ることを奨励している。

一方、社会的企業のリーダーのソーシャルキャピタルについては、Putnam (2000) と Cabinet Office (2003) に従い、リーダー持つ信頼、互酬性の規範、ネットワークを計測することによって把握した。またホスタイル環境については、Covin & Slevin (1989) に従った。

【主たる結論】

本研究における分析結果より、まず組織のリーダーのソーシャルキャピタル醸成量が増加すれば、非営利、営利の組織形態にかかわらず、社会的企業の持続可能性は向上するというものである。次に、組織形態に営利の組織形態を持つ社会的企業は、外部環境がホスタイルになれば、組織の持続可能性が低下（財務パフォーマンスが悪化）するが、NPO の組織形態を持つ社会的企業の場合、組織の持続可能性とホスタイル環境の間には統計的に優位な関係性を見出すことが出来なかったことである。いずれの分析も仮説を指示する結果となった。

【主な参考文献】

- Cabinet Office (2003) Social Capital 2002: Towards rich human relationship and favorable recycling of citizens' activity. Cabinet Office, Tokyo.
- Covin, J. G. and Slevin, D. P. (1989). Strategic management of small firms in hostile and benign environments. *Strategic Management Journal*, Vol. 10, pp.75-87.
- Putnam, R. (2000). *Bowling Alone*. Siom & Schuster Paperbacks.
- United Nations (2003). *Handbook on non-profit Institutions in the system of national accounts*, New York.

■PTA 活動の自治教育機能再生のための実践と研究について

岡田 憲治（専修大学）

【事例の背景・概要】

非法人・非営利アソシエーションである PTA については、これまで主として教育学、教育行政学などにおいて分析議論がなされてきた。

本実践報告は、小職の専門領域である政治学の視点から PTA 活動を分析検討するための現場経験観察と知的考察作業の経過である。

歴史的には、敗戦によって荒廃した公教育を保護者が補助したという経緯から、PTA 活動は「子供のために」という名の下で「学校支援」活動とされてきた。

しかし、同時に PTA は「保護者自身の民主教育」の場でもあった。特に従来の封建的社会構造を、より水平的関係を基礎としたものへ変革するための「女性解放」のための啓蒙が含意されていた。

戦後 70 年以上を経て、今日の実践は様相を大きく変えている。学校支援は、地域と家庭と学校による有機的連携を意味し、「自治」については、ほとんど自覚されることもなく、生活圏のポリティクスとは認識されていない。

現実の PTA 活動では、役職決め、運営の負担分配といった問題において、なり手不足、フリーライダー、ボランティアについての誤解、活動目的の曖昧化によって、総じてネガティブな評価が蔓延し、不要論すら存在する。

しかし、PTA は時代的役割を終えたと思われるかと言えば、そうではない。現場の各種アンケートによれば、学校に PTA 活動は必要であり、地域にとって不可欠な組織であると、多くの保護者が回答している。

役員や各種の活動を経験することで、その意義を理解し、肯定的な評価へと変わる事例も多数報告されている。地域や子供や自身にとって意味ある活動や、自分の貢献が他者に喜びをもたらすと確認できるならば、むしろ積極的に参加したいという態度が主流である。

このことは、社会教育、自治訓練の場としての PTA 活動が、個別能力を十全に活用でき、より現代的課題に応えられる地域実践として、なおも成長する潜在力を秘めていることを表している。

こうした視点で PTA を考察することで、市民社会の成熟のための可能性と現実的諸条件を提供可能である。

【主たる成果】

小職自身が、東京都世田谷区の公立小学校の PTA 会長として、自治組織を再生させる改革に参加している。

とりわけ、町会の高齢化、専業主婦の減少、保護者構成・家庭の多様化などに適応可能な組織運営への改善が、その活動の中心となっている。

具体的には、保護者が平日を中心に PTA 活動に専心できない時代における、参加の誘引、次年度への効率的引き継ぎのためのシステム、運営の技法とセンスを向上させるための創意工夫、組織全体の見直しがなされている。

同時に、この活動を記述し分析する視点からも、前年度選考活動から始まる、各種活動の個別実態を詳細に記録している。つまりデータの渉猟である。

加えて、組織運営、イベント実践の協力システムの構築、地域との連携のための技法などが持つ、「自治における意味と意義」を、より生活圏に寄り添いながら言語化し、役員の意識の成熟を図り、PTA 保護者向けの講演会などを開催し、共有認識を広げている。

【今後の課題】

PTA を自治組織として捉え返すとは言え、これをどのような理論枠組みで描き出すかは、未だ模索が続いている。これまでの市民社会研究の知見を参考にすれば、「社会関係資本論」、「熟議論」、「社会運動論」、「利益集団論」など様々な視角がある。

いずれも有力な視角ではあるが、展望としては現代 PTA のあり方を、日本における「デモクラシーの現代的社會諸条件」を明らかにする素材とし、そこから「今日の市民社会のあり方」を明らかにするために、なおもデータ収集とともに、理論的検討を重ねる必要がある。

【参考文献】

- 坪郷實編著『ソーシャル・キャピタル』（ミネルヴァ書房、2015 年）
 Robert D. Putnam, *Making Democracy Work*, Princeton, 1993.
 稲葉・吉野共著『ソーシャル・キャピタルの世界』（ミネルヴァ書房、2015 年）
 坂本治也編著『市民社会論』（法律文化社、2017 年）
 河田潤一『社会資本の政治学』（法律文化社、2017 年）
 川端裕人『PTA 再活用論』（中公新書ラクレ、2008 年）
 山本浩資『PTA、やらなきゃダメですか?』（小学館新書、2016 年）
 岩竹美加子『PTA という国家装置』（青弓社、2017 年）

■北海道の子ども食堂における継続要因

菅原 浩信（北海学園大学）

【問題意識】

近年、「子どもの貧困」が深刻な社会的課題となっているが、その対策の1つとして全国的に注目されているのが、子ども食堂である。子ども食堂とは、食事の提供を中心に、居場所づくり、地域との交流、学習支援等を行うものであり、貧困の解消だけでなく、孤食や孤立の解消等を目的としている活動である。2012年に開設された東京都大田区の「気まぐれ八百屋だんだん 子ども食堂」が、全国初の子ども食堂とされている。

子ども食堂は、この1、2年の間に、全国的に、急速に広がっている。子ども食堂安心・安全向上委員会の調査によると、全国には2、286ヶ所の子ども食堂が存在しており、年間100万人以上が利用しているものと推計されている（『北海道新聞』（2018年4月5日付）。これより、子ども食堂は、今後、「どのようにして新たに立ち上げていくか」というよりは、「どのようにして継続的な運営を図っていくか」を考える段階に来ているといえよう。

北海道には、全国で5番目に多い113ヶ所の子ども食堂が存在しているとされている（『朝日新聞』（2018年4月4日付）。しかし、北海道内で子ども食堂が最も早く開設されたのは、2015年11月とされ（北海道（2018））、北海道内の子ども食堂の多くが開設後2年以内であることから、どのようにして継続的な運営を図っていくかはきわめて重要な課題になるものと考えられる。また、北海道は、人口密度が低く、おおむね広域分散型の地域構造であるため、子ども食堂の利用者のターゲットが広範囲となることから、他の都府県の子どもの食堂とは異なる継続的な運営のあり方が求められるものと考えられる。

【先行研究】

前述のように、子ども食堂は、この1、2年の間に、急速に広がってきていることから、子ども食堂に関する先行研究はそれほど多いとはいえない。

その中で、子ども食堂の継続的な運営に関する先行研究としては、子ども食堂の実践結果に基づく分析を行っている松岡（2017）、佐藤（2017）があげられる。しかし、これらの実践は、いずれも大学等の事業として行われたためか、運営に対する外部の支援についての言及が十分とはいえない等、運営全体という視点からは断片的な分析にとどまっている。

【研究目的・研究方法】

そこで、本報告では、北海道の子ども食堂における継続

的な運営を可能にする要因（継続要因）はどのようなものか明らかにすることを目的として、北海道内で2年以上継続して運営されている子ども食堂を分析対象事例とし、その運営団体の代表もしくは運営責任者に対するインタビュー調査を行い、その結果について分析・考察を試みた。

【分析】

その結果、分析対象事例に共通する継続要因として、(1)開催場所が確保できていること、(2)食材の安定的な寄付が受けられていること、(3)地域住民や町内会・自治会の協力が得られていること、(4)社会福祉協議会からの支援が受けられていること、(5)行政の後方支援があること、(6)内部で迅速な意思決定が行われていること、(7)ボランティアの自由度が高いこと等があげられる。

【考察】

そして、これらの継続要因を成立させていくためには、(1)収容能力のある会場として利用可能な公共施設等の一時的な開放、(2)子ども食堂と地域住民・地域の諸団体をつなぐ中間支援機能の構築、(3)子ども食堂に関する様々な情報の集約と広範囲への発信、(4)子ども食堂間のネットワークの構築、(5)行政と社会福祉協議会の連携によるワンストップ・サービス型の支援体制の確立等が求められる。

【今後の研究課題】

本報告はあくまで子ども食堂の継続的な運営についての1次的な分析にすぎない。また、分析対象事例が北海道内の子ども食堂に限定されている。

そのため、今後、他の都府県の子どもの食堂についても、事例分析を行うことによって、本報告での結論のうち、北海道の子ども食堂においてのみ妥当する点と、他の都府県の子どもの食堂においても共通する点を区分していく必要がある。

【主要参考文献】

- 北海道（2018）『子どもの居場所づくりの手引き』。
 松岡是伸（2017）「名寄市における子どもの学習支援・子ども食堂・子どもの居場所づくりの実践―地域における各機関・団体の連携とスティグマの払拭を願って―」、『名寄市立大学コミュニティケア教育センター年報』1：109-124。
 佐藤千恵子（2017）「実践報告『子ども食堂』への取り組み」、『八戸学院大学短期大学部研究紀要』45：1-11。

■NPO における社会課題解決にむけた「電子カルテシステム」の導入と効果性

新宅 圭峰・工藤 彰子（認定特定非営利活動法人育て上げネット）、齊藤 ゆか（神奈川大学）

【実践事例の背景】

医療や介護等の福祉分野では、業務の効率化や、サービス品質の向上に「電子カルテシステム」（「電子カルテ」に略）が活用されてきた（阿曾沼 2005、鈴木 2009、服部等 2015）。一方、NPO においては、その活用が進んでいるとは言いがたい。NPO の役割である社会課題の発見と解決策の提言を行うには、情報の鮮度と定量的な根拠が重要となっていた。そこで、本稿では、認定特定非営利活動法人育て上げネットにおける「電子カルテ」の導入のプロセスとその効果を検証したい。実践期間は、2013～2018 年までの 5 年間である。

【実践事例の課題】

認定特定非営利活動法人育て上げネットは、若年無業者の就労支援を行うことを主たる業務とする。日々、支援の過程で収集されている情報は紙媒体で記録されてきた。そのため NPO 運営上、以下の課題があった。

- ① 就労支援の進捗をマネジメント層が把握しにくく、対応が後手に回る要因になっていたこと。
- ② 報告のためのデータ集計や二次顧客の獲得は、紙のカルテを手作業で集計するため、数え間違いなどで精度が低い上、時間がかかり活動資金を得る機会を逸していたこと。
- ③ 提言で求められる複雑な集計や解決策を導き出すための分析ができなかったこと。

このような課題を解決するために、下記のプロセスで「電子カルテ」の導入を試みた。以下、時系列で示す。

2013 年に、プロボノ（アクセンチュア株式会社の企業市民活動）と施設勤務経験のある法人職員 2 名が共同で支援業務を分析しシステムを開発。施設への導入と運用保守のためプロボノから技術移転を受ける。2013-2014 年に、すべての支援データを蓄積する「バケツ」として施設職員が馴染みやすいエクセルでデータを収集しマンスリーでシステムにインポート。2015-2017 年に、各施設へ IT スキルを持つ職員を新規配置、既存職員へのトレーニング。PC 配備、ネットワーク環境改善等のインフラの整備。徐々に電子カルテを使って業務を行う職員が増える。2016-2018 年に、マネジメントや支援が効率化する細かなカスタマイズを実施した。ニーズに答えた使い勝手の向上を継続的に行うことで、使う職員がさらに増える。

2018 年 12 月現在、6 拠点 80 ユーザーが利用している。

【実践事例の主たる成果】

「電子カルテ」導入の効果は、次の点にある。

- ① ペーパーレスによる省スペース化。A4 ファイルの厚さ 15mm 分（1 人分 0.3 cm×年 1000 人×過去 5 年）：個人情報、属性情報、職員の聞き取り、支援経過、就労や他機関利用などの状況変化を記録。
- ② 確認にかかる時間の削減（件あたり約 2 分が 15 秒）とスタッフ間の連絡漏れの減少：施設利用者からの電話等の問い合わせで属性や支援経過を確認、問い合わせ内容を記録した。
- ③ マネジメント精度の向上：支援が滞ったり、来所がない施設利用者を一覧化し、早めの対策が可能に。
- ④ 月次報告のためのデータ集計にかかる時間の削減（1 施設毎月約 8 時間が 1 時間へ）
- ⑤ 国勢や二次顧客への提言等：「若年無業者白書」の発刊。（若年無業者問題を広く社会に発信）定量的根拠をもとにした解決策の提言。（国、地方自治体に対して年 1 件以上）定量的根拠をもとにした二次顧客への提案。（年 3 件以上）協力者の獲得のためのイベント、法人外の人材育成研修。（年 5 件以上）。

【実践事例の効果と課題】

若年無業者就労支援に特化した「電子カルテ」を構築し、日々の業務に組み込むことで、新鮮な情報が漏れなく電子データとして蓄積されるようになった。それにより業務効率化と、定量的な根拠をもとにしたタイムリーな提言が可能になった。今後は、得られたデータを支援サービスの向上に活用したり、社会的インパクト評価に活用するための評価指標との連動が課題である。

【参考文献】

- 阿曾沼 元博（2005）『社会の変革と病院経営、そして戦略的手段としての電子カルテシステム』（病院設備 2005 年 47(1),p 26-33)
- 鈴木 淳夫（2009）『医療・福祉の情報システム』（電気設備学会誌 2009 年 29 巻 5 号 p. 352-357)
- 服部 建太、宇田 淳、笹川 紀夫 [他]（2015）『中小規模病院における電子カルテシステム導入に係る業務改善の効果：レセプト業務を事例として』（広島国際大学医療経営学論叢 2015 年 8, p.31-41,)

■NPO 支援センターの再定義と新たな役割を考える

【セッションのねらいと論点】

特定非営利活動促進法が成立・施行されてから既に20年が経過したが、この間に多くの特定非営利活動法人（以下、NPO 法人）が設立され、その数は2018年10月31日現在で51,697 法人となっている。

そして、NPO 法人の増加とともに、民間が行う非営利活動（以下、NPO 活動）への社会的な理解が進み、そうした活動を支援するためのいわゆる NPO 支援センターが全国各地に設けられるようになった。

日本 NPO センターでは、NPO 支援センターを「①NPO の組織支援を主たる目的の一つとしている。②常設の拠点がある。③NPO の組織相談に対応できるスタッフが常駐している。④分野を限定せずに支援している。」と定義しているが、WEB リンクの了解を得たものだけでも498 件（2018 年12 月1 日現在）のセンターが確認されている。

日本 NPO センターでは、これまで2007 年度、2012 年度、2015 年度、2018 年度の4 回にわたり全国の NPO 支援センターの実態調査を行ってきた。

2007 年度調査では、NPO 支援センターの類型については「公設公営」「公設民営」「民設民営」の3 種類に区分したが、組織を NPO 支援センターと称する場合と施設を NPO 支援センターと称する場合があり、「NPO 支援センター」が何を指すのか分かり難い面があった。そこで、2012 年度調査および2015 年度調査では、「①行政が設置し、行政が運営 ②行政が設置し、行政と民間で運営 ③行政が設置し、民間が運営 ④民間が設置し、民間が運営」の4 種類に類型化して調査を実施した。

しかしながら、施設と組織を混同して回答する例がみられたことから、2018 年度調査では「支援組織」と「支援施設」の2 つに類型化したうえで、「支援施設」については施設の運営方式により「(1)行政が運営、(2)民間が運営、(3)行政と民間が協働で運営」の3 種類に区分した。

2012 年度調査では、NPO 支援センターの課題として「資金」「人材」「ネットワーク」が最も多く挙げられたことを受けて、2015 年度調査では、課題の解決に向けての糸口を探ることを主眼として調査項目を設定した。

また、2018 年度調査では、「災害への対応」と「休眠預金等の活用についての意識」を新たな調査項目に設定して実施した。

NPO 法の成立・施行から20 年が経過し NPO 支援センターを取り巻く環境は大きく変化しているが、特に民間の支援組織については、次のような問題に直面している。

(1) NPO 法人の設立支援に関連する業務については、NPO 法が施行された当初は大きなニーズがあったが、近年は様々な情報がインターネットなどで容易に入手できることから、その需要は減少する傾向にあり、今後の中核的な事業と位置付けることができない。

(2) 行政の委託事業や補助事業については、NPO 法の所轄庁が都道府県だったこともあり全国の自治体がこぞって NPO 支援策を展開し、民間の支援組織はその受け皿となってきたが、行財政改革が進むにつれて事業の予算が縮小される傾向が続いており、今後再び拡大する可能性は少ないと思われる。

(3) 地方自治法の改正に伴い指定管理者制度が施行されてからは、行政が設置した支援施設の多くは民間の支援組織を指定管理者に指定して運営を委ねてきた。しかしながら、大阪ボランティア協会が実施した「官設民営型市民活動支援センターの運営に関するアンケート調査（ウォロ NO.521）」によると、運営の厳しさなどの問題点が指摘されている。

(4) 行政サービスの市場化が進むにつれて NPO の活動も少なからず影響を受けているが、休眠預金活用制度の本格的な実施に伴い社会的インパクト評価などの流れが加速することが考えられる。NPO の活動は短期的に成果を示すことが困難な活動も少なくないことから、民間の支援組織の立ち位置が問われるようになるとと思われる。

このパネルでは、日本 NPO センターがこれまでに実施した NPO 支援センター実態調査結果による知見をもとに、NPO 支援センターの現状と課題を明らかにするとともに、全国の NPO 支援センターの最新の動向（以下の事例）を紹介しながら、NPO 支援センターの再定義と新たな役割について明らかにしていきたい。

特に、ここ数年は NPO 法人の数が5 万団体ほどで横ばいになっており、地域社会の問題に関わる NPO の増加は見込めない状況である。NPO は今後、従来の行政や企業との関係に加えて、地域コミュニティや地域の施設、協同組合などとの関係を深めながら地域社会の課題の解決や価値の創造に取り組んでいく必要があると考えるが、そうした状況における NPO 支援センターのあるべき姿や役割について考える場としたい。

■事例1「ふくおかNPOセンター：公民館じょいんとプロジェクト」

公民館は全国的には社会教育や生涯学習のための拠点として位置づけられてきたが、福岡市では、地域のコミュニティ活動を支援するための拠点としても位置付けられている。このプロジェクトでは、公民館とNPO・企業との連携により、魅力のあるプログラムが数多く創出されている。

■事例2「しがNPOセンター：できるコトづくり制度」

生活協同組合コープしがと連携した事業であり、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会を実現していくため、さまざまな「想い」や「願い」を持った個人や団体が新たな一歩を踏み出すための「学びの場ー講座」の提供と、その「想い」や「願い」を実現させるために必要な「資金助成」を行っている。

■事例3「日本NPOセンター：NPO どんどこプロジェクト 子どものための児童館とNPOの協働事業」

このプロジェクトでは、行政の縦割りを超えて地域の課題に主体的に取り組んできたNPOと、子どもの拠点として活動してきた児童館との連携によって、子どもが地域の課題に触れる機会を提供し、子どもたちと地域が共に気づき、学びあう環境を創出している。実施に当たっては、一般財団法人住友生命福祉文化財団と児童健全育成推進財団、全国の児童館、地域のNPO支援センター、地域のNPOといったマルチステークホルダーで取り組んでいる。

【パネリスト】

古賀 桃子（こが ももこ）

福岡市生まれ。学生時代、福岡市都心部のまちづくりNPOにボランティアスタッフとして地域コミュニティ活性化の活動に携わったのが市民活動のスタート。1999年3月、NPO支援組織「NPOふくおか」の設立準備段階からスタッフに。2000年3月、九州大学大学院法学研究科修士課程修了(公法学修士)。2001年10月、NPOふくおか事務局長就任。2002年3月退職。2002年4月、「ふくおかNPOセンター」設立、同代表。福岡女学院大学非常勤講師。

阿部 圭宏（あべ よしひろ）

滋賀県生まれ。1980年滋賀県庁へ就職。淡海ネットワークセンター設立と同時に出向し、市民活動・NPOの支援の

業務を担当。2003年3月県庁を退職し、県内の市民活動支援のための活動に力を注ぐ。2012年7月から、しがNPOセンター代表理事を務めるほか、さまざまなNPOの運営に関わる。滋賀大学社会連携研究センター客員教授。

吉田 建治（よしだ けんじ）

奈良県生まれ。大学在学中に奈良の古い街並みを保存するNPOに参加。NPOが主体となった地域づくりに興味を持つ。2001年より大阪ボランティア協会職員、2004年より日本NPOセンター職員。NPO向けの情報化支援担当、市民セクター全国会議をはじめとする研修事業、児童館とNPOをつなぐ「子どものための児童館とNPOの協働事業」、NPO関連法制改正、災害支援などを担当。2017年より現職。

椎野 修平（しいの しゅうへい）＝モデレーター

神奈川県生まれ。神奈川県庁にて税務、国際交流、児童福祉、広報、商工部局などの業務を担当。1996年4月に全国に先駆けて開設された「かながわ県民活動サポートセンター」に10年間勤務し、市民活動やNPOの支援に取り組む。この間に「かながわボランティア活動推進基金21」の設立に関わり、NPOと行政の協働事業への資金提供の仕組みを構築。退職後に経済団体で中小企業の経営支援や商店街振興などに携わった後、2012年4月より現職。

■人生 100 年時代の企業人と社会貢献 ～1.5 万人の調査結果を踏まえ～

【セッションのねらいと論点】

「人生 100 年時代」が社会的な注目を集める中、退職後のライフ・プランが経済的な意味において、また精神的な意味の双方で問われている。65 歳以降も社会において活躍し続けたいと願う高齢者が増えている。高齢者においては、賃労働だけでなく、無償のボランティアといった社会貢献活動も活躍の場としての人気が高い。しかし、これまでの研究から、実際に高齢期に NPO 等で活躍している人材の多くは、定年退職前の 40～50 代から活動を開始しており、高齢期に有給職員で働いている人に関してはさらにその傾向が強いことがわかっている。つまり、在職中から NPO との係わりを持ち、デュアルキャリアで壮年期を過ごし、高齢期に入って社会貢献活動の方に軸足を移すという形で実現しているのである。

しかし社会貢献活動やボランティアには興味はあるし、社会の役に立ちたいという気持ちはあるが、どこにいけばいいのかわからないため二の足を踏むというのが現実である。また、NPO 側も、慢性的な人手不足であるにも関わらず、企業で勤め上げた人は、前職のカルチャーが染み付き使いづらいから、あまり歓迎されないケースも散見される。実際のマッチングはそれほど簡単ではない。

最近、大企業を中心に企業内のボランティア休暇制度の活用など機運は高まってきているものの、人材育成や退職後の研修の一環として、社会貢献活動を捉えるところは少ない。

本セッションは、大規模企業を主たる対象に、実施したヒアリングおよびアンケート調査結果をもとに、人生 100 年時代の企業人の社会貢献活動の関心と課題、社内外で求められる支援、さらにボランティア受け手側に必要とされる条件について明らかにすることを目的とする。

【企業を対象にした調査】

本調査は大きく 2 つの方法を取った。ひとつは、フォーカス・グループ形式のヒアリング調査であり、もうひとつはアンケート調査である。

調査対象は、証券会社、銀行、生命保険会社、重工業、総合商社など、売上 1 兆円、社員（連結子会社も含む）1～7 万人の規模の企業である。

フォーカス・グループ形式のヒアリング調査は、アンケート調査のための予備的調査と位置づけた。証券会社と総合商社の 2 社の協力を得て、年齢別グループ（6 人）

を作り、1 グループあたり 2 時間のヒアリングを行った。年齢構成別グループは次の通りである（35 歳未満、35 歳～45 歳、45 歳～54 歳、55 歳以上男性、55 歳以上女性）。なお、55 歳未満までのグループは男女混合、55 歳以上は男女別のグループ構成にした。総人数は 58 人である。調査時期は 2017 年 11 月～2018 年 3 月で、ヒアリング時間は 2 社会計で 30 時間である。ヒアリングの質問項目は、社会貢献活動/ボランティアへの関心、ボランティアの経験、契機や影響、今後行ってみたい社会貢献活動、会社の支援策である。また、その過程で定年後のプランや不安についての意見も得られた。

ヒアリング結果を踏まえ、アンケート調査を実施している。アンケート調査票の基本設計については、研究チームで行ったが、ある程度の骨子ができた時点から、協力企業の代表者に参加してもらい調査票を練った。アンケート調査は、労働政策研究・研修機構を通じて、WEB 形式で行っている。対象企業は前述の 5 社。時期は 2018 年 11 月～12 月末で、回収サンプル数の予定は 1.5 万（見込み）である。

【調査結果と討論のテーマ】

ヒアリング結果から次のような点が明らかになった。まず、定年後の不安については、40 代前半までは殆ど意識していないが、50 歳くらいから抱き始めることがわかってきた。また、不安の内容は金銭的な不安もあるが、むしろ、退職後のプランが漠然として具体案が描けないこと、地域社会との繋がりが作れないのではないかというものが顕著であった。また、その内容には男女間で差異を見出すことができた。

ボランティアや社会貢献活動に対する関心は総じて高かった。だが、経験者は全体の 2 割程度であった。経験者とそうでない者のボランティアに対するイメージは大きく異なり、未経験者ほどボランティアに距離を感じている。中には、「奇抜な人が行うもの」「稼ぐ仕事に劣後」という発言もあり、ボランティア活動との間に大きな隔たりがあることが窺えた。

ボランティア経験の契機は、家族、学校教育、子どもの教育を通じて接したことに加え、留学や海外駐在経験を通じて、顧客や隣人から勧められて始めたというものもあった。海外駐在を通じて、現地ではボランティアが日常的なものであること、それがビジネスにも大事であることを認識したという意見が複数出されていた。

また、ボランティア活動が社員の成長や育成に寄与するという意見も複数みられた。会社の外に目を向ける契機になり、それが多様性を身に着けることに役立つこと、さらにNPOで活動することで、限られた時間とお金の中で効率よく仕事をこなす術を身に着けたなどの意見が出されていた。

年齢によるボランティアへの関心の抱き方にも差異がある。45歳以上になると定年退職後の選択肢のひとつとして考えているのに対し、30代は会社外とのネットワーキングに重きを置いている。

ボランティアに関心があるものの着手の方法がわからないという意見は多かった。インターネットなどの検索でNPOを検索することはできるものの、どれが信頼できる団体であるかを確認するのは困難であるというものだ。また独りで始めることに躊躇するという意見もあった。会社による支援を望む意見は多かった。ボランティア・プログラムの紹介やマッチングギフトなどが主なものだが、加えて、人事評価への反映、働き方改革によって得られた自由時間の活用、兼業規定の緩和など、労務政策との関連での意見も聞かれた。なお、アンケート調査は、現在（申請時）実施中であるので大会で報告したい。

パネル討論では、ヒアリング結果、アンケート結果および分析結果を説明した上で、人生100年時代と定年後の不安、企業人のボランティア活動の意味、退職者とボランティア活動、会社の支援のあり方について議論する。またボランティアの受け手となる非営利組織の課題についても議論したい。

【パネリスト】

田中 弥生（たなか やよい）＝モデレーター
芝浦工業大学特任教授

（独）大学改革支援学位授与機構特任教授
1960年 東京生まれ。非営利組織論、評価論
主な著書に『NPOと社会をつなぐ』（東京大学出版会）、『ドロッカー 2020年の日本人への「預言」』（集英社）など。内閣官房行政改革推進会議民間議員、財務省財政制度等審議会委員

小野 晶子（おの あきこ）

（独）労働政策研究・研修機構 主任研究員
1968年 京都府生まれ。専門は労働経済学。非正規雇用、ボランティア等の非営利組織の労働研究。近著『非正規雇用の待遇差解消に向けて』（労働政策研究・研修機構編）。労働政策審議会雇用対策基本問題部会委員など。

浦坂 純子（うらさか じゅんこ）

同志社大学社会学部教授

1969年 大阪府生まれ。専門は労働経済学、教育経済学。労働者が生涯にわたって様々な移動を繰り返しつつ持続的にキャリアを形成する過程を分析し、社会における適材適所の達成を考究している。著書に『あなたのキャリアのつくり方ーNPOを手がかりにー』（ちくまプリマー新書272、2017年）など。

古俣 誠司（こまた せいじ）

労働政策研究・研修機構 アシスタントフェロー。

1972年 福島県生まれ。専門は社会心理学。ソーシャル・サポートや資源交換を研究している。著書に「徹底図解 心理学 生活と社会に役立つ心理学の知識」（分担執筆、新星出版社）がある。

飯間 敏弘（いひま としひろ）

東京大学大学院教育学研究科 特任助教

1972年 香川県生まれ。専攻は行政学。現在は、成年後見制度に関する研究や市民後見人の養成・推進などに取り組んでいる。主な著書として『市民後見入門』（誠信書房、2017年（共著））など。

渋井 進（しぶい すずむ）

（独）大学改革支援・学位授与機構研究開発部准教授

1974年 神奈川生まれ。専門は、大学評価、認知心理学、教育心理学。近年は、評価指標の妥当性や、測定、評価に関する問題を扱っている。学会役員として日本顔学会理事、高等教育質保証学会評議員など。

■高齢者分野の社会福祉法人の合併における経営効率改善の研究

大川 新人 (明治学院大学)

【取上げる問題】

社会福祉基礎構造改革を背景に、2000 年度、社会福祉事業法が社会福祉法に変わった。主な改正点は、①社会福祉事業への準市場導入と、社会福祉事業の措置制度から利用契約制度への移行、②施設単位で収支計算する経理規程準則から法人単位で損益計算する社会福祉法人会計への変更（その結果、社会福祉法人の経営努力が当該法人の事業活動収支計算書に直接反映されるようになった）、③介護保険制度導入に伴い介護報酬を対象とした施設の運営費の使途規制（支出対象経費区分管理）の緩和（その結果、社会福祉法人は、法人内で介護報酬の資金を自由に移動できるようになった）である。以上の 3 点から、社会福祉法人は、制度的に経営効率の改善が可能となった。しかし、一方で、社会福祉法人が経営効率を改善すべきかどうかは意見が分かれている。主に、経済学・経営学の研究者、シンクタンク（厚生労働省の委託研究）は、経営効率を追求すべきだという意見が多い。経営効率追求のメリットとしては規模の経済と範囲の経済が挙げられる。しかし、それに対して、主に、社会福祉学の研究者は、社会福祉法人（または特別養護老人ホーム）の経営効率追求のメリットを考慮せず、デメリットだけを強調して、経営効率追求を批判している。経営効率追求のデメリットとしては、人件費削減が低賃金と人手不足を引き起こすなどが挙げられる。しかし、このような経営課題は、事業規模の小さいことが主要因だと考えられ、事業規模を拡大すると、解消される可能性が高い。そこで、本稿では、高齢者分野の社会福祉法人は、経営効率追求のデメリットを克服しながら、メリットを活かすことが可能であることを実証する。2000 年度以降、社会福祉法人の会計基準は施設単位から法人単位に変更されたのだから、社会福祉法人研究でも、制度改革に応じて、分析の枠組みを施設単位から法人単位に変更すべきである。社会福祉法人の分析の枠組みを施設単位から法人単位に変更すると、規模の経済が働いて、総人件費の増加を抑制せずに、経営効率を追求する可能性が見いだされるのではないだろうか。

【用いる手法】

2000 年度以降に合併した高齢者分野の施設を運営する社会福祉法人の合併事例を対象として、合併前後の経営効率の改善の有無を実証的に分析する。2017 年 3 月末現在、2000 年度以降に合併登記した「施設経営法人」が 131

事例あり（ただし、地方自治体しか設立できない社会福祉協議会と社会福祉事業団の合併事例は含まれない）。その中で、高齢者分野の社会福祉事業（措置施設を除く）を運営する社会福祉法人の合併が 50 事例ある。本稿はこのうち消滅法人に焦点を当てて分析する。その理由は社会福祉法人の合併が消滅法人の経営の効率化を目的として実施されることが多いからである。50 事例の中で合併してから 3 期目以上の決算期を迎えた 44 事例を母集団として捉えこの 44 事例の中で合併 1 期前と合併 1・2・3 期後の財務諸表を入手した 27 事例（母集団の 61%）が本研究の分析対象となる。分析期間の設定は 3 年程度で合併相乗効果が働いて経営効率を改善するとの想定に基づく。

【主たる結論】

まず、高齢者分野の社会福祉法人は、合併の相乗効果によって、合併後に事業規模が拡大するほど、経営効率を改善するという仮説を検証した。27 事例の合併前後の財務指標を単回帰分析した結果、この仮説が支持された。次に、この事業規模の拡大は総人件費を減少させないという仮説を検証した。財務指標を単回帰分析した結果、この仮説は支持されなかった。この要因を考察した結果、全費用に対する総人件費率の増加にもかかわらず、規模の経済による利益率改善効果が総人件費率の増加率を上回ったためと考えられた。一方、総人件費の分析だけでは、職員の待遇改善の有無がわからない。そこで、16 事例につき、総人件費を常勤換算の職員数と職員 1 人当たり人件費に分解して、職員の待遇改善の有無を分析した。16 事例の合併 1 期前と合併 3 期後の 1 人当たり人件費を比較した結果、平均値、中央値ともに、増加していることが判明した。つまり、高齢者分野の社会福祉法人は、合併後に職員の待遇を少なくとも悪化させていないことが明らかとなった。

【参考文献】

- 大川新人(2015)「社会福祉法人の合併相乗効果に関する研究」社会福祉学 55(4), 70-81
 大川新人(2018)「高齢者分野の社会福祉法人の合併による財務改善効果の研究」介護経営 13(1), 19-32
 Owen, Greg, Pittman, Brian, Kelly, Laura Martell et al. (2012) Success Factors in Nonprofit Mergers: A study of 41 direct service organization mergers in Minnesota, 1999-2010, Map for Nonprofits and Wilder Research

■兵庫県における一般社団法人と NPO 法人の実態調査からの考察

小嶋 新 (NPO 法人しゃらく)、坂本 治也 (関西大学)、鬼本 英太郎 (ひょうごボランティアプラザ)

【実態調査の背景】

市民活動（ソーシャルビジネスなど事業性があるものも含め）を行うにあたって、従来はその法人格として NPO 法人や会社を選択することが多かった。昨今はそれらに加え、一般社団法人も選択肢のひとつとして検討される頻度が非常に高くなってきている。中間支援業務における相談の現場においても、一般社団法人と NPO 法人を比較して説明する場面が増えている。

一般社団法人は市民活動を行うための選択肢として検討されることもあれば、社団法人の公益性という特徴を生かした職能団体として選ばれることもある。また、その他型の一般社団法人の場合は株式会社や合同会社などの営利企業に近い目的で設立されることも想定される。しかし、一般社団法人の実態は明らかになっていない。NPO 法人は所轄庁に対する事業報告書等の提出を通じて情報公開が行われているが、一般社団法人には所轄庁に値する機関がないため、情報公開の義務はあるものの、ある程度まとまった形式での情報を得ることは難しい。また、多くの中間支援組織は主に NPO 法人の支援を行っており、一般社団法人との関係性が強いとは言えない。

今後の市民活動を考える上では、NPO 法人だけではなく、一般社団法人を理解することは必要条件となっている。当研究の主な目的は、サードセクター組織として一般社団法人の実態を把握し、一般社団法人との協働や支援のあり方を検討することにある。

【先行調査の検討】

一般社団法人の実態調査を行った先行調査としては、公益法人協会・日本 NPO センター（2015）による『非営利法人格選択に関する実態調査』がある。この調査は、後述する国税庁法人番号公表サイトが公開される前に行われている。主にインターネットの検索で得られた一般社団法人に調査票を送付しているため、その偏りや網羅性に課題が残る。また、後・坂本（2017）の『日本におけるサードセクター組織の現状と課題』は一般法人から公益法人、NPO 法人、社会福祉法人、各種組合などを網羅的に調査している。しかし、主に兵庫県内で中間支援業務を行う私たちが必要とする兵庫県内の地域性を考慮したデータであるとは言えない。

これらの観点から、先行調査との違いとして、1.一般社団法人の下位カテゴリ（非営利型、公益型、その他型）と

NPO 法人を比較すること、2.兵庫県の地域性を明らかにすることが当研究の独自性であると考えている。

【調査方法】

調査は次のように実施した。国税庁法人番号公表サイトにて 2018 年 8 月 16 日時点で兵庫県内に事務所がある一般社団法人（1,774 件）、内閣府 NPO 法人ポータルサイトにて 2018 年 8 月 17 日時点で兵庫県または神戸市が所轄庁である NPO 法人（認定 NPO 法人等含む、2,219 件）に 2018 年 11 月に依頼文を送付した。依頼文にはインターネットアドレスが明記されており、回答者はそのアドレスを入力することで、インターネットでアンケートを回答することができる。

2018 年 12 月 3 日時点で、回答数は 559 件であった。また、一般社団法人からは 203 件、NPO 法人からは 356 件の回答があった。それぞれの回答率は、11.4%、16.0%である。

【結果】

調査結果を探索的に分析することで次の知見を得ることができた。1.兵庫県内における一般社団法人は NPO 法人に比べると財政規模は小さく、寄付の受け入れを行っている団体は少ない。また、NPO 支援センターや自治会などの地域団体と情報交換を行う頻度も低い。2.一般社団法人は NPO 法人に比べると、新規事業を始める際に「これまでにない新奇性」をより重視する傾向がある。3.人口が少ない地域に所在する団体ほど、市区町村役場との定期的な情報交換を行う頻度が高い。

【今後の課題】

当研究は学術的目的のみならず、中間支援業務の現場および行政の施策立案のために活用するためにある。今後は当研究を関係者と共有した上で、より有効な施策に反映させることが重要である。

【参考文献】

後房雄・坂本治也（2017）「日本におけるサードセクター組織の現状と課題」. RIETI Discussion Paper
公益財団法人公益法人協会・認定特定非営利活動法人日本 NPO センター（2015）『非営利法人格選択に関する実態調査』

■「信仰を基盤とした組織（FBO）」と宗教コミュニティ

浅井 伸行（創価学会）

【事例の背景・概要】

筆者は Asai (2018) で、宗教コミュニティに内在するソーシャル・キャピタルが災害救援活動において一定の機能を果たしていることを論じた。そこでは主眼となっていないため特に触れてはいないが、そうした宗教コミュニティに近い関係にある団体（NGOや宗教法人）が連携し協力することで、救援活動が促進された面があった。例えば東日本大震災時におけるムスリム・コミュニティについては、宗教法人「日本イスラーム文化センター」や一般社団法人「富山ムスリムセンター」が継続的にボランティアを派遣し、現地ムスリム・コミュニティの活動を支援した。宗教コミュニティとこれらの団体は、価値観をある程度共有していることで、連携が円滑にいき、双方の資源や強みを補完し合えたものと考えられる。

このような、宗教コミュニティとそれに近い非営利の団体による、開発や人道の活動における連携・協力については、近年欧米では注目が集まるようになっていて一方、日本国内では低調なままにとどまっている。

【海外における状況】

例えば、2014年に西アフリカ諸国で発生したエボラ出血熱の感染拡大に際しては、欧米に基盤を置く各宗教を背景とした NGO が感染地域のキリスト教およびイスラーム教のコミュニティあるいはその指導者と連携し、各宗教の教えに配慮しながら衛生に関する知識を普及させることで、感染防止に寄与できたとの報告がある。

また国連難民高等弁務官事務所や国連児童基金といった機関では、支援対象の地域における宗教コミュニティあるいはその指導者との連携について、関連の NGO を巻き込みながら議論を行っている。

こうした議論が活性化している背景には、(1) 国連や援助機関の資金不足、(2) 「破綻国家」の出現に伴う代替機能の必要性、(3) 人道支援活動におけるローカル・コミュニティ重視の思潮などがあると考えられる。

筆者自身、「Joint Learning Initiative on Faith and Local Communities (JLI)」の理事としてこうした議論に参画している。JLIは2012年に、主に欧米の NGO のうち特に十数の「信仰を基盤とした組織（FBO）」と、関連の研究を行う学術者、および国連の関係者などにより発足。途上国における活動でのローカルな宗教コミュニティとの連携のあり方について議論し、また成功・失敗の実例を科学的に分析している。2018年末にアメリカにおいて非営利団

体の法人格を取得したところでもある。

また同年3月には、アジア・太平洋地域で活動する FBO の連携組織「Asia Pacific Faith-based Coalition for Sustainable Development」(APFC) が発足しており、筆者も議論に参加している。

その他にも、ドイツ政府が支援する「PaRD」、サウジアラビア政府が支援する「KAICIID」といった諸団体が類似の議論を行っているほか、イギリス政府やアメリカ政府の開発援助機関が関連の研究を行っている。

【国内における状況】

日本国内においては冒頭のような事例も一部には存在するが、こうした議論はほとんど生じていない。その理由としては、(1) 援助機関および資金提供団体の関心の低さ、(2) 海外での開発や人道面での活動の歴史の浅さ、(3) FBO 自身が宗教的な背景を強調しない傾向性、(4) NGO は概して規模が小さく、何らかのテーマに則した継続的な議論を行う余裕がないこと、などが考えられる。

そうした中、APFCは2018年8月に東京で、外務省、国連機関、援助機関、FBOなどの関係者を招き、討論会を開催した。国内で多様な FBO 関係者が集う初の機会であったと推察される。大半の参加者がこのテーマに関心を示し、さらなる議論の進展への期待を表明した。

【今後の課題】

日本国内だと宗教コミュニティの存在は限られようが、一部の FBO は海外での開発や人道の活動にも従事しており、そこでは宗教コミュニティも頻繁に存在する。宗教コミュニティとの連携についてスキルを得て実践することで、活動の効果を高められる可能性があるが、各団体とも資源に制約がある中でいかにそこに着手できるかが課題である。また、開発や人道の分野以外での FBO と宗教コミュニティの連携についても、今後調査してみたい。

【参考文献】

- Asai, Nobuyuki (2018) *Function of Social Capital Embedded in Religious Communities: Cases of a Muslim Community and a Soka Gakkai Community*, Journal of Disaster Research Vol. 13 No.7, Fuji Press
- Christian Aid, CAFOD, Tearfund, Islamic Relief Worldwide. (2015) *Keeping the Faith: The role of Faith Leaders in the Ebola Response*

■地域志向ファンドレイジングの実証研究

瀬上 倫弘（横浜市立大学大学院都市社会文化研究科博士後期課程）

【取り上げる問題】

市場の失敗、政府の失敗とその比較優位性からプレゼンスを高める NPO 法人において、「資金不足」は団体存続の課題である。収入面からだけでなく資産面でも、非営利という組織形態の性質上資産を蓄積する構造となっておらず、借入れなどをするとすぐに正味財産がマイナスになることがある（田中[2008]）。また東京商工リサーチによる 2016 年「休廃業・解散企業」動向調査によれば、NPO 法人の 2016 年休廃業・解散団体数は 1,322 団体で、2007 年比では 11.5 倍で増加幅が突出している。廃業・解散においても資金面が大きく影響していると考えられる。

昨年度の日本 NPO 学会年次大会にて、非営利団体におけるファンドレイジングにとって、受益者と支援者を結びつけるため多くのステークホルダーを巻き込み、継続性あるスキームを開発することが重要であることを、国連 WFP 協会の事例分析から報告した。本年度は、必要性が増すファンドレイジングについて、NPO の存在論から考察し、財源の自立と資金源の多様性、先行研究の 3 つの流れと最新のファンドレイジング手法について検証し、ファンドレイジングの成功要因と考える「地域性」の観点から考察した。

【用いる手法】

文献調査に加え、インタビュー調査、参加観察を含む事例研究を実施した。

事例研究については、横浜市の事例を主とした。その理由は、国際都市という地域特性に加え、NPO 法人の認証数の多さにある。全国で NPO 法人は 51,745 法人あり（2018 年 9 月 30 日現在）、その内で指定都市での合計は 11,366 法人、横浜市の認定は 1,535 法人で全国で最も多い。都道府県を入れても東京都（9,382 法人）、埼玉県（1,760 法人）、千葉県（1,628 法人）に次ぐ数である（内閣府 NPO ホームページ内 NPO 基礎情報認証申請受理数・認証数（所轄庁別））。NPO 法人の多さという特性から先鋭的な事例を検証できると考え、横浜市における事例を対象とした。

個別の事例研究の対象は、地域志向のファンドレイジングや CSR 活動を行っている NPO 法人、企業、プロジェクトを対象とした。具体的には、NPO 法人はコミュニティ・ビジネスに取り組む「こまちぷらす」と中間支援団体である「市民セクターよこはま」、企業は横浜市が認定する横浜型地域貢献企業を中心に協進印刷、太陽住建、横

浜ビールを対象とした。さらに、地域課題解決のための寄付プロジェクト「かながわ寄付 to カタログプロジェクト」にメンバーとして参加し、参加観察を行った。

【主たる結論】

地域志向のファンドレイジングや CSR 活動が成果を上げていることを検証でき、また寄付プロジェクトの参加観察からは、解決を目指す課題が普遍的であったり、地域性が弱かったり、目標金額が高額なプロジェクトは、寄付獲得目標の達成金額が相対的に低いという傾向が分かった。

こうした検証を踏まえ、ファンドレイジングにおける「地域性」という概念を

- ・寄付を集める場所としての地域
- ・寄付を回す場所としての地域

という 2 つの意義から捉えると、いずれの観点からも、地域を志向したファンドレイジングは成功要因となることがうかがえる。こうしたファンドレイジング手法を「地域志向ファンドレイジング」と呼びたい。

今後の課題としては、この地域志向ファンドレイジングが、NPO 法人のあらゆる活動分野で汎用性があるのか、特に海外支援を行う NGO や UN 系非営利団体がファンドレイジングを行う際にも妥当するのかについて、更なる実証研究を重ねたい。

【参考文献】

- 吉原直樹[2007]『開いて守る 安全・安心のコミュニティづくりのために』岩波ブックレット
- 田中弥生[2008]『NPO 新時代 市民性創造のために』明石書店
- 影山摩子弥[2009]『地域 CSR が日本を救う』敬文堂
- 影山摩子弥[2010]『NPO と地域コミュニティ～NPO のシステム理念と地域志向性の必然性～』横浜市大論叢人文科学系列 第 61 巻(第 1 号)
- 社会福祉法人中央共同募金会[2011]『「社会を良くするしくみ」事例集～地域におけるファンドレイジングの取り組み手法の調査研究～』
- 田中弥生[2011]『市民社会政策論—3・11 後の政府・NPO・ボランティアを考えるために—』明石書店
- 澤村明・田中敬文・黒田かおり・西出優子[2017]『はじめての NPO 論』有斐閣スタジオア

■寄付者を呼び戻す情報発信 —ソーシャルメディアの可能性

岡田 彩（金沢大学）、石田 祐（宮城大学）、山本 匡浩（IT 企業勤務）

【取り上げる問題】

NPO にとって、寄付者との関係構築は重要な課題である。単発の寄付に留まらず、継続的な寄付行動へとつなげていくための働きかけやコミュニケーションのあり方が「ドナーリテンション」という文脈で議論されてきた（Sargeant, 2008）。例えば、継続的に寄付を行う寄付者に注目した Naskrent and Siebelt（2011）は、鍵を握る要素として、団体との関係に関する意識や団体に対する信頼、団体での経験における満足度、団体に対する関心の継続性を抽出している。

本研究では、こうした要素を強化するコミュニケーション手段として、ソーシャルメディアの可能性に注目する。ソーシャルメディアは、比較的安価に用いることができる手段であり、各団体が望ましいと考える頻度での情報発信が可能である。団体名や活動に関する情報が多くの人々の目に触れるようにする上で効果的であり、さらに双方向のコミュニケーションも可能であることから、ドナーリテンションに寄与する手段と考えられる。

ソーシャルメディアと NPO に関する先行研究では、団体の運営や活動への影響が検証されてきたが（Guo and Saxton, 2018; Saxton and Wang, 2014）、ソーシャルメディアとドナーリテンションとの関連性については、いまだ十分議論されていない。そこで本研究では、データを用いて、その関係性を実証的に明らかにする。

【用いるデータと手法】

世界各地で緊急支援や地域開発事業を展開しているある NPO 法人に対するオンライン寄付に関するデータとその団体がソーシャルメディア上で行った情報発信に関するデータを用いる。団体の協力により提供を受けたデータには、決済ごとの寄付金額、決済日時、使途指定プロジェクト名、寄付者の属性が含まれている。また一部の決済には、寄付者がオンライン寄付ページにたどりつく際に経由した情報ソース（Facebook, Google Search, Yahoo! など）が記録されている。本研究では、36 ヶ月間（2014 年 4 月 1 日から 2017 年 5 月 31 日）における 3,078 件のオンライン寄付を対象とする。

分析は 3 段階で進める。第一に、各決済における寄付者の郵便番号、市外局番、E メールアドレスのドメイン、ジェンダーの 4 点から同一寄付者を特定し、対象期間内

における「単発寄付」「連続単発（特定の緊急支援などに対する複数回の単発寄付）」「継続寄付（月 1 回など定期的なもの）」の 3 パターンに分類する。第二に、各パターンの中で、ソーシャルメディア経由の決済と、その他情報ソース経由の決済に分類し、寄付行動の差異を分析する。第三に、ソーシャルメディアを経由した寄付決済に着目し、反応したポストの特徴を検証する。

【進捗状況と期待される成果】

第 1 段階として、単発寄付（464 件）、連続単発（203 件）、継続寄付（2,411 件）の分類が完了している。進行中の第 2・3 段階の分析からは、以下 2 点が明らかとなっている。第一に、単発寄付、連続寄付のいずれにおいても、ソーシャルメディア経由の方が、その他の情報ソースを経由した寄付決済に比べ、平均寄付額が高い。第二に、ソーシャルメディア経由の寄付を、決済前に投稿された最新のポストへの反応と捉えた場合、単発寄付と連続寄付では、反応したポストの特徴に以下 3 つの差異が認められた。継続寄付者は、①寄付やボランティアを促す直接的な依頼ではなく、活動内容や活動地に関する情報提供のポスト、②写真やリンクなどの要素が含まれるポスト、③特定の緊急支援に関するポストに反応していることが示された。

報告時には、ソーシャルメディア以外の情報ソースを経由した寄付とのさらなる比較から、寄付者を呼び戻す上でのソーシャルメディアの可能性をさらに探っていく。

【参考文献】

- Guo, C. and Saxton, G.D. (2018). Speaking and Being Heard: How Nonprofit Advocacy Organizations Gain Attention on Social Media. *NVSQ*, Vol.47(1), pp.5-26.
- Naskrent, J. and Siebelt, P. (2011). The Influence of Commitment, Trust, Satisfaction, and Involvement on Donor Retention. *Voluntas*, Vol.22, pp.757-778.
- Sargeant, A. (2008) Donor Retention: What Do We Know and What Can We Do About It? Project Report. Association of Fundraising Professionals, Washington DC.
- Saxton, G.D. & Wang, L., (2014). The Social Network Effect: The Determinants of Giving through Social Media. *NVSQ*, Vol. 43(5), pp.850-868.

■NPOの信頼と寄付：組織の経営持続性とファンドレイジングに対する考察

中嶋 貴子（大阪商業大学）

【問題の背景】

NPOは政府や企業だけでは供給が不足する社会的ニーズに対し、公共的な財・サービスを提供しておりその果たす役割は年々大きくなっている。その一方で、脆弱な財政基盤や担い手の不足が課題として挙げられ、経営持続性が懸念される。NPOは小規模で財政基盤が脆弱であることが多いため、いかに組織の継続性を確保するかが課題となっている（内閣府2017）。加えて、日本では、2019年度から休眠預金をNPOによる社会的活動に活用するほか、遺贈に対する高齢者の関心が高まるなど、NPOの資金に対する関心は高まりをみせている。

他方で、理論的には、先行研究において、NPOと利害関係者の間に情報の非対称性が存在する場合、利害関係者のNPOに対する信頼が低下し、契約を締結しない

「契約の失敗」が生じることが知られている（Hansmann 1980）。そのため、NPOの経営では、組織を取り巻く経営環境と多様な利害関係者の関係を適切に認識し、各者に対するアカウンタビリティを果たすことにより情報の非対称性を低減させることが重要となる（Ebrahim 2003）。この問題に対して、先行研究ではNPOの資金に関する多様性や財務構造分析による組織の持続性を検証した理論的、実証研究を中心に成果が蓄積されている。

【本研究の目的と分析方法】

NPOの経営持続性については、財源やその調達行動（ファンドレイジング）に関心が高まっているが、その際に重要となる経営要素の一つに組織による説明責任（アカウンタビリティ）がある。資金を継続的に受け入れ、組織の持続性を高めるためには、資金提供者や市民における組織への信頼性を高める経営に取り組むことが同時に求められる。

NPOと利害関係者の情報の非対称性については、これまでも研究が蓄積されているが、その中でも、Kearns（1996）は、NPOを取り巻く経営環境と利害関係者に注目することにより、組織によるアカウンタビリティの性質を理論に示している。これらの方針を計画的に経営戦略に反映させることによって、NPOはそれぞれの利害関係者との間に生じる情報の非対称性を低減させていることを米国のNPOを対象とした事例研究から示している。ただし、NPOの経営戦略にアカウンタビリティに関する取り組みを計画的に取り入れることが、NPOの持続性や人々のNPOに対する信頼の向上に影響を与えるの

かは十分に検証されていないという課題もある。

そこで、本研究では、日本ファンドレイジング協会「全国寄付実態調査」（有効回答数5,320、2017年調査実施）で得られた個票データを用いて、人々がNPOに対して有する信頼度と寄付行為の関係性を明らかにする。本調査は、これまで、両者の関係が論じられることが少なかったNPOに対する寄付行為と地方自治体へのふるさと納税に対する資金提供行為に関する項目が含まれていることから、性質の異なる資金提供行為が、NPOの信頼度に影響を及ぼすのか、また、差があるのかを検証できる点で研究成果の新規性が期待される。

【主たる結果】

分析の結果、寄付行為の有無で比較すると、NPOや市民活動をする人に対する信頼度は、寄付を行っていない人ほど、NPOや市民活動に対する信頼性が低いことが確認された。また、寄付を行った場合でも、寄付先の活動分野によって、その程度に差があることが示された。後者について、回帰分析を行った結果、寄付を行う分野によって、寄付者が有するNPOに対する一般的信頼に与えるインパクトに格差が生じることが確認された。特に、反対給付の提供（返礼品）を認めるふるさと納税を行う場合とその他の分野に寄付を行う寄付者では、NPOの信頼性に与えるインパクトには、最大で20%程度の差が推計された。以上から、寄付者がNPOに対する信頼を形成するプロセスは異なるため、NPOが継続的な資金調達を目的とする場合には、資金提供者に提供すべき情報開示の内容や手段は異なると考えられる。

本調査では、組織による情報提供の差が寄付者に与える影響に差があることも明らかにされていることから、報告では、さらなる分析結果も提示して議論を行う。

【参考文献】

- Ebrahim, A. (2003). "Making sense of accountability: Conceptual perspectives for northern and southern nonprofits," *Nonprofit Management & Leadership*, 14(2), 191-212.
- Hansmann H.B. (1980). "The role of nonprofit enterprise," *The Yale Law Journal*, 21, 532-538.
- Kearns, P. K. (1996). *Managing for Accountability: Preserving the Public Trust in Public and Nonprofit Organizations*, Jossey-Bass.
- 内閣府（2017）「平成29年度 特定非営利活動法人に関する実態調査」内閣府。

■市民協働という規範・ルールの成立—仙台市を事例とした歴史的検討—

菅野 拓 (大阪市立大学都市研究プラザ)

【背景と問題意識】

市民的伝統やソーシャルキャピタルなどと表現されるものが、地域の政策パフォーマンスや経済成果に影響を与えると考えられている (Putnam 1993=2001)。様々な社会的課題が頻出し、多くのサードセクターの組織がその対応にあたった東日本大震災被災地でも、対応の規模や質には地域差が存在した (菅野 2015)。一般に「市民協働」と言われるような、プレイヤーが共有認識として持つ規範やルールといった制度 (North 1990=1994) の質が地域差を規定しているのではないかと仮説が導かれる。

【目的と方法】

東日本大震災におけるサードセクターの組織の対応の規模や質が良かった仙台市において、1950年代以降の行政と一般市民、市民運動、市民活動団体などとのコミュニケーションの方法を歴史的に検討することから、組織間やセクター間の協調行動が重視される市民協働にかかわる制度の成立過程を把握した。先行研究に加え、『仙台市史』などの自治体編纂の正史、新聞記事、公文書、サードセクターの組織の記録誌などを資料として用いた。

【結論】

組織間やセクター間の協調行動が重視される端緒は、1958年2月2日から1984年11月6日に市長在任中に死去するまで、7期連続26年9か月にわたる長期政権を維持した島野武の市政に求められる。島野は1964年ごろ全国組織化された全国革新市長会の副会長を務め、仙台市は革新自治体であった。1期目の議会は保守派が多数を占め、議会運営は混乱した。島野は保守派が納得する議案を通すためにも、道路舗装や衛生行政に力を入れたが、その過程で住民負担を求めたり住民から不満が噴出したりするので、「冠婚葬祭市長」と揶揄されるほどに市民との直接のつながりを求め、広聴広報政策を拡充させた。

島野は1期目終盤に「大仙台」構想を掲げ、塩竈市を中心とした太平洋沿岸の市町村と合併することにより (仙塩合併)、神戸市や横浜市のような港湾都市として工業化をめざした。同時に工業化の中で予想される公害を未然に防ぎ、市民が健康的な生活を送るために「健康都市」という概念を提示し、工業化である「大仙台」の裏打ちとして、衛生行政や福祉行政に力を入れた。市長がトップのプロジェクトチーム体制 (健康都市建設推進本部) をしき、官設の市民運動団体として「健康都市建設協議会」を設立させ、市の本部の事務局と市民運動団体の事務局 (健康都

市建設推進事務局) を兼務させた。清掃や河川浄化にまつわる官設の市民運動をつくったり、自発的な市民運動をオーソライズして全市に広げたりといった手法で市民を動員し、選挙での票の獲得にもなる市民との直接のつながりを生み出していった。

1967年に仙塩合併が頓挫し、港湾都市としての財源の拡大が望めなくなり、「バラマキ」はできない財政制約を背負いながら、「大仙台」の裏打ちとしての「健康都市」だけが残されることとなった。健康都市建設推進事務局を中心に政策立案と市民とのコミュニケーションを担う官房機能を充実させていながら、「バラマキ」ではない低コストの福祉政策を実施するために市民との対話を重視し、「市民のつどい」に代表される、行政と市民、市民同士の対話の場を事業化した。ここから子ども、環境、障害者福祉、消費者問題などの自発的な市民運動が多数登場し、健康都市建設推進事務局を中心とした官房だけでなく、様々な部局が市民と直接のコミュニケーションを行い政策立案する必要が生じた。さらに1984年にピークを迎える、スパイクタイヤ禁止の法制化につながる「脱スパイクタイヤ運動」を市民・行政・事業者が協力して実施し、市民運動との協働を善きものとする規範・ルールが仙台市行政に内在することとなった。このころに、ヘルパー活動や高齢者への配食サービスを実施する「あかねグループ」や、のちに「せんだい・みやぎ NPO センター」を設立する加藤哲夫の「エコロジーショップぐりん・びーす」などの市民活動が開始された。

汚職により逮捕される保守派の石井亨市政をはさんだのち、自立と協働を掲げた市民派の藤井黎市政時 (1990年代) に、市民活動は行政のカウンターパートとして迎え入れられて、全国初の官設民営の NPO サポートセンターを含む環境が整えられ、市民協働の制度は強化された。

【参考文献】

- North, D. C. (1990) *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press (竹下公視訳 (1994) 『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房).
- Putnam, R. (1993) *Making Democracy Work*, Princeton University Press (河田潤一訳 (2001) 『哲学する民主主義』NTT出版).
- 菅野拓 (2015) 「社会問題への対応からみるサードセクターの形態と地域的展開—東日本大震災の復興支援を事例として—」『人文地理』vol.67, no.4, pp.1-24.

■ “官設民営型” 市民活動センターの現状とこれから

早瀬 昇・稲田 千紘（大阪ボランティア協会）

【取り上げる問題】

特定非営利活動促進法成立・施行から 20 年の間、各地で市民活動を支える拠点が創設されてきた。その多くは自治体が施設を設置し、民間団体がその運営を担う「官設民営」のスタイルで、市民活動センターや NPO 支援センターといった名称のもと、行政と市民活動の協働形態の一つとして各地で取り組みが行われてきた。

特定非営利活動法人などの民間団体がセンターの運営を担うことは、市民活動分野へ専門性を発揮し住民サービスの向上を図ることが期待される一方で、コスト削減の側面が色濃く「行政の下請け」となっているのではないかと指摘されてきた背景がある（田中 2006）。センター運営の現場においても、「指定管理料が減額された」、「専門性が高い団体よりも低コスト運営の団体が選ばれている」といった声が当たり前に聞かれる。

問題視するのは、全体のセンター運営状況が見えていないため、現場の問題が個別の「不満」として片付けられ、構造上の問題が隠れてしまっている現状である。つまり、各現場の感じている課題を NPO セクターの課題として打ち出すための情報が不足している。

そこで本調査では、一種の運動的に、全国の官設民営型市民活動センターに対するアンケート調査を実施し、その運営状況とセンター担当者が直面している課題を抽出し、全体像の把握を試みた。

【用いる手法】

手法としては、全国の官設民営型市民活動センターに E メールを用いたアンケート調査を実施した。なお、「市民活動センター」の呼称は様々あるが、本調査では日本 NPO センターの「NPO 支援センター調査」にならい、① NPO の組織支援を主たる目的の一つとしている、②常設の拠点がある、③ NPO の組織相談に対応できるスタッフが常駐している、④分野を限定せずに支援している、の 4 点に該当するセンターを調査対象としている。

上述の定義から、全国の 493 の支援センターのうち、官設民営型と確認のとれる計 229 センターを調査母数とし、2018 年 7 月～8 月の間に、119 の有効回答を得た（有効回答率 53%）。

調査内容は、センターの運営主体、指定管理や委託の契約内容、運営団体の公募制限・応募理由、資金・スタッフの体制、センターが抱える課題などである。

【主たる結論】

暫定的な結論として、本調査から判明した、官設民営型市民活動センターのいくつかの課題を記す。

第一に、事業内容と資金の調達が見合っていない実態にあることである。3 割は事業内容に対応されているものの、5 割が事業が増えても委託料が上がらなかったり、むしろ減額に直面している結果にあり、協働関係に課題を感じている様子がうかがえた。

第二に、契約期間が限られていることで、雇用が不安定で、専門性が蓄積されない実態である。調査結果では指定や契約期間が 5 年が最も多く 4 割、続いて 1 年が 3 割、3 年が 2 割であった。契約形態別にみると、指定管理者制度で 1～2 年の指定期間であるのは 1 割程度しかなく、一方、業務委託では 6 割程度が 1 年契約である。

第三に、安い給与水準と厳しい人員体制にあることである。フルタイム職員の 9 割が年収中央値以下にありながらも、スタッフ体制が極めて少数にある実態である。逆に、パートタイム職員は多い傾向があったが、パートタイム職員の賃金も、週 40 時間での換算年収が約 200 万円という時給 1050 円未満の人が 9 割を占めている。

【参考文献】

大阪ボランティア協会「《特集》“官設民営型” 市民活動センターの現状とこれから—NPO 法 20 年・指定管理者制度 15 年目に考える「協働」『ウォロ (volo)』521 号、2018 年、pp.1-11。

日本 NPO センター「2015 年度 NPO 支援センター実態調査報告」（<http://www.jnpoc.ne.jp/?p=12235>）2016/12/1。伊藤久雄「総務省調査にみる指定管理者制度の現状と今後の課題」（http://machi-pot.org/modules/project/uploads/20161231_2_ito.pdf）2018/12/6。

田中弥生『NPO が自立する日—行政の下請け化に未来はない』日本評論社、2006 年。

※本調査は、大阪ボランティア協会『ウォロ』編集委員会の 521 号特集チームにおいて実施した（磯辺 康子、稲田 千紘、大島 一晃、筒井 のり子、早瀬 昇、村岡 正司、百瀬 真友美、山本 佳史）。また、調査対象となる市民活動センターの選定は、日本 NPO センターの協力を得ている。

■ローカル・ガバナンスの実証研究—地方政府のネットワーク管理は地方政府への信頼を促進させるのか 戸川 和成（筑波大学大学院）

【取上げる問題】

今日、財政難という問題を抱え、政策課題が山積している中で、市民に応答的な政策運営を展開するためには、地方政府と市民社会組織のローカル・ガバナンスによる地域社会運営が欠かせない。戸川（2018）が示唆している様に東京・特別区のような市区町村レベルの政策運営には市民社会組織との協働の在り方を模索する必要がある。

では、如何にして地方政府は市民社会組織との協働を促進させられるであろうか。ローカル・ガバナンスとソーシャル・キャピタルの先行研究では、地方政府と利害を有する市民社会組織の「自治体信頼」が協働を促進させる（Abreu and Matos 2010）。しかし、どの様にして地方政府は市民社会組織から信頼を得られるのかという問題に対する実証研究はローカル・ガバナンスの観点から行なわれていない。そこで、本研究は信頼される政府に必要な地方政府の役割としてネットワーク管理を主張する。

市民に応答的な政策が出力され、自治体に対する信頼が蓄積されるのであれば、社会から入力された要望を望ましい政策に変換させる必要がある。このような政治システム論的な発想をガバナンスによる地域社会運営に援用すると、協働によって入力された要望を望ましい政策に変換するためには、市民社会組織と地方政府の相互作用（対立・協調）によって形成されるネットワークの中で生じる葛藤の問題を調整する必要がある¹。このような多様な組織との利害を調整させる政府の役割が、「ネットワーク管理」といえる²。

1 ガバナンスはバック・グラウンドの異なる組織間の協力関係に依拠しているため、コミュニケーションが複雑である。また、様々な局面で多様な市民社会組織と地方政府の間でネットワークが形成されている場合には、意思決定のコンセンサスを得るのが難しい。この文脈において政府の「ネットワーク管理」が求められる。

2 Klin and Koppenjan（2016）によれば、ネットワーク管理とはアクター間の相互作用を促すことを目的とした戦略を指している（同上：11）。そして、Kickert et al.（1997）によれば、①政府は他のアクターと正確にコミュニケーションを行い、取得した情報に基づいて学習し、共通した目的を達成するために必要な資源やアクターを動員できる柔軟な政府（flexible government）である必要がある。そして、政府の役割としては②一つ目には政府以外のアクターと相互に建設的な調整を図ることが出来るように環境整備を行うこと、そして、③二つ目には積極的にガバナンスに参加するアクターの仲介者として働くことを言及している（Kickert et al. 1997：181）。

【用いる方法】

具体的には、筑波大学（代表：辻中豊教授、現在東海大大学教授）が1)2006-2007年に実施した、「JIGS2」プロジェクトによる社会団体調査、NPO調査から得られた自治体に対する信頼性評価（5件法）を、「自治体信頼」の指標として設定する。そして、自治体調査から得られたネットワーク管理に関する代替尺度を被説明変数に設定して、分析を行う。なお、同時に、2)2018年に実施した「JIGS4プロジェクト」から得られた調査データを用いる。つまり、本研究からは地方政府—市民社会組織関係に着目したローカル・ガバナンスに関する自治体信頼とネットワーク管理の関連性を検証する。

【分析結果】

筆者は、分析の手始めとして制度的条件を統一して東京・特別区における自治会・非営利組織と地方政府の関係を分析している。1)に示したJIGS2データによれば、区別集計および非集計データの分析によって自治体信頼とネットワーク管理指標の間に統計的に有意な正の対応関係が確認された。つまり、地方政府が協働型政府としてネットワーク管理を積極的に行うほど市民社会組織は自治体を信頼する傾向にあるといえる。本報告論文では2)に示したデータ結果も明らかにし、自治体信頼とネットワーク管理の関係性について詳述する。

【参考文献】

- 戸川和成（2018）「なぜ、特別区の政策満足度に地域差が生じるのか—ソーシャル・キャピタルとメタ・ガバナンスの視点から」、『国際日本研究』、10号、pp.23-38。
- Abreu, A., & Camarinha-Matos, L. M. (2010). Understanding Social Capital in Collaborative Networks. Proceedings of BASYS'10, Balanced Automation Systems for Future Manufacturing Networks, 109-118.
- Kickert, W. J. M., Klijn, E., & Koppenjan, J. F. M. (1997). Managing Networks in the Public Sector: Findings and Reflections. in Kickert, W. J. M. et al. (eds) Managing Complex Networks: Strategies for the Public Sector. London: SAGE Publications Inc, 166-191.
- Klijn, E. and Koppenjan, J. F. M. (2016). Networks in the Public Sector. London: Routledge.

■ソーシャル・イノベーションのエコシステム

【セッションのねらいと論点】

ソーシャル・イノベーションは、「社会の課題の新しい解決策であり、それにより創出される価値が社会全体に広がること」(J. Phills Jr., K. Deiglmer, and D. Miller, *Rediscovering Social Innovation, SSIR* (2008)) という「社会の変化」に焦点をあてた概念である。

『ソーシャル・イノベーション』(服部、武藤、渋谷 2010)では「多様な社会、環境、経済の課題に対して、思想や価値観のレベルまでさかのぼって社会のあり方を変革すること。その結果、制度や文化において新たな価値が創出されること」と定義し、変化の深度を重視した。

価値の創出は、先駆的な解決策や事業モデルが「普及」することで生じる。これは、試行された解決策が制度化する、あるいは、人々の支持を受けることによって浸透することを意味する。その結果、課題への理解が深まり一人一人の行動変容が生じる、あるいは異なる世代やセクター間で共通認識が作られている、と考えられる。

本セッションは、こうしたソーシャル・イノベーションの核となる社会起業家やNPOといった主体が、どのようにマルチセクターのネットワークを形成し、その関係性を通じて社会課題解決と価値創出を実現していくのか、そのプロセスに着目したものである。

私たちはそのプロセスを「ソーシャル・イノベーションのエコシステム」という視点で捉えたいと考えている。

生態系 (ecosystem) とは「ある一定の区域に存在する生物とそれを取り巻く非生物的環境をまとめ、ある程度閉じた一つの系と見なした場合」の呼称であり、相互作用する動的で複雑な総体としての生態学的な単位である。

この生態系の概念を比喩的に用い、「複数の企業によって構築された、製品やサービスを取り巻く共通の収益環境」をエコシステムとして表現することがビジネス分野において増えてきた。

さらに起業家を取り巻くベンチャーキャピタルや大学などの研究機関、メンター、行政機関などの支援の仕組み全体を「起業エコシステム」として捉え、そうした環境を整えることの重要性を指摘する研究も増えている。

本セッションにおいては、こうした生態学に端を発する生態系の概念を援用し、ソーシャル・イノベーションを可能にするネットワーク内の様々な構成要素をひとつのシステムとして見立てる。そしてその生成過程と動態について、3つの実践事例をもとに検証し、議論を行うことをねらいとする。

【報告事例の概要】

1) 地域づくり主体の「自己生態系化」

—徳島県神山町の地域創生事例からの考察—

佐野 淳也 (同志社大学大学院 准教授)

今後は特に農山漁村部では地域内の様々なアクターとのネットワーク・ガバナンス (つながり協働自治) の形成が地域の存続にとって重要となる。

地域づくりの様々な主体が、地域のビジョンやコア・バリューを共有しながら、互いの多様性や異なる価値観・行動様式、また地域における役割を認め合いつつ、しかし中央統制に寄らない形で全体としてゆるやかなネットワークを形成しながらつながるありようを「ネットワーク型主体形成」と呼ぶ。



図1 ネットワーク型主体形成 (筆者作成)

地域づくり主体が有機的につながり全体で意味のある系を中央統制に依らず自己組織的に形成している状態を「地域の自己生態系化」と呼ぶことができよう。

「地域の自己生態系化」プロセスでは全体の情報共有とフィードバックを媒介し、促進するメカニズムが働いている。その調整機能の中枢を担うのが中間支援組織の働きである。これにより、公共財としての社会関係資本が地域社会内に形成される。

徳島県神山町は人口約5300人の典型的な農山村地域だが、「創造的過疎」をコンセプトに、若いクリエイティブ人材を移住者として地域に受け入れつつ、多様な人材間の化学反応により様々な地域イノベーションが生まれる「場とつながりづくり」を重視した官民協働の取り組みが行われている。

そうした多様な主体間の共有価値や社会関係資本の媒体となる中間支援組織が地域にあることがこうした状態を可能にしており、自己生態系化する地域づくりの先進事例と言える。

2) “自分らしさ”を拓き利他性を育む人材育成事業を通じた共同型まちづくり

——一般社団法人こころ館「とよのわたし研究室」——

松原 明美（一般社団法人こころ館代表理事）

一般社団法人こころ館は、「わたし研究室」などの人材開発事業を行う京都の非営利団体である。関西圏を中心に、企業・学校・行政などの様々なセクターと連携しながら事業を展開し、個人の活動を含めると15年間で国内外20,000人以上を対象に講演やプログラムを提供した。

「わたし研究室」とは、本人が自覚していない可能性を引き出し、自分らしく人と関わりながら成長することで、ミッション（＝これからの自分らしい生き方）を創出する学びの場である。

現在は大阪府豊能町の女性活躍人材育成事業「とよのわたし研究室」を行政と協働で運営し、「私が変われば、地域が変わる。」をテーマに、潜在する能力を開花することで、自分らしく世界と関わり、同時に人や社会に対する貢献意欲（利他性）をもった住民が活躍できるまちづくりに取り組んでいる。

わたし研究室が目指す「自分らしさ」とは、自分自身の置かれている状況や能力をあるがままに自覚し、自分に備わった可能性を発揮して生きている状態である。

わたし研究を通して、「自己の成長と開花を経験すること、在るべき自己の姿に近づくこと、より自分らしく世界と関わることによる充実感」(R. Kegan etc., *An Everyone Culture: Becoming a Deliberately Developmental Organization*, Harvard Business Review Press (2016))、すなわち「エウダイモニア（＝幸福）」に満ちたコミュニティの実現を豊能町では目指している。

上記の目的を行政職員と共有し、さらに住民と職員が立場を超えて一緒に講座に参加することで、住民と職員が共同で成長するまちづくりに挑戦している。

3) 新しい華道の活動概念構築、普及による社会的包摂の充実した社会づくりを目指す活動

浜崎英子(NPO法人フラワー・サイコロジー協会理事長)

華道の精神性と福祉理念の一致に対する気づきから、いけばなの創作プロセスや技術が、認知症、DV、不登校、発達障害等の心理支援、まちづくり活動に効果的だと考え、各種プログラムを開発。医療、教育、福祉、行政、地域団体と連携し、臨床実践やその応用活動、実践者育成を行なっている。

現在の主な活動は次のとおり。①非薬物療法「いけばな療法」および関連支援プログラムの実践を高齢者施設、児

童養護施設、通信制高校等24の福祉施設や教育機関と連携し、約400名対象に15名の実践者が月約20回実施。11年間の延べ対象人数は30,000人を超えた。②行政と協働で不登校、ひきこもり、ひとり親家庭支援に「どのような状態の人も社会でその人らしく役割を持つ」という華道精神に基づく目的を共有し、居場所運営、就労支援、こども食堂事業に取り組む。③すべてのステークホルダーに常に働きかけ、対象者が社会参加する質の高い機会や場の創出を心がけている。

例えば、区役所に施設入居者、精神科クリニック通院患者、不登校等の人が毎週、区民や職員と一緒に花を飾ることや、伝統的建造物群保存地区、京都嵯峨鳥居本で「いけばな街道」を開催し、260名の認知症高齢者などのいけばな作品を街並み一帯に展示し、社会的包摂による優しい社会づくりを目指している。

【パネリスト】

佐野 淳也（さの じゅんや）＝モデレーター

同志社大学大学院 総合政策科学研究科 准教授

1971年、徳島市生まれ。法政大学大学院公共政策研究科博士後期課程満期退学。立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科准教授、徳島大学地域創生センター助教など経て現在に至る。

服部 篤子（はっとり あつこ）

同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授

一般社団法人DSIA：Durable Social Innovation Alliances 代表理事、JST-RISTEX「持続可能な多世代共創社会のデザイン」領域アドバイザー、内閣府休眠預金等活用審議会委員などを務める。

松原 明美（まつばら あけみ）

同志社大学大学院 総合政策科学研究科 博士後期課程

1967年、京都市生まれ。内省教育プロデューサー。京都教育大学附属京都小中学校にセラピストとして所属しながら、一般社団法人こころ館代表理事を務める。著書に絵本「ひとつであるもの」（文芸社）ほか。

浜崎 英子（はまさき えいこ）

NPO法人フラワー・サイコロジー協会理事長。

同志社大学大学院総合政策科学研究科博士後期課程在籍。花園大学社会福祉学科非常勤講師。日本いけばな芸術協会特別会員。華道本能寺家元華務職。2017年度読売福祉文化賞受賞。2018年公認心理師国家資格取得。

■NPO と副業～NPO は副業をどう活かすか（活かせるか）を考える～

【はじめに】

2018 年の第 196 回通常国会で最も注目された法案の 1 つは「働き方改革関連法案」であった。本法案のポイントは残業時間の上限規制、同一労働同一賃金の導入、高度プロフェッショナル制度の創設の 3 点であったが、この 2018 年という年は、働き方改革の中でも「副業元年」という言葉が登場したほど、官民共に副業解禁の動きが進んだ一年でもあった。

他方、NPO にとって 2018 年という年は特定非営利活動法人促進法成立から 20 年という節目の年であった。人間に例えれば「成人」の年である。しかしながら、この 20 年で NPO 全体を取り巻く労働環境が改善されたとは決して言えない。現に内閣府が 3,471 の NPO 法人を対象に実施した『平成 29 年度特定非営利活動法人に関する実態調査（回収率 53.8%。n 数＝6,452）』によれば、NPO 法人が抱える課題の最大のものは「人材の確保や教育」（66.9%）、2 番目に「収入源の多様化」（54.2%）、3 番目に「後継者の不足」（38.8%）と、いずれもヒトとカネに関するものが上位を占めた。すなわち「NPO＝人なし、金なし、暇なし」と揶揄されたり、「男性の寿退社」が止まらない状況がまだ続いていると言える。もう少し具体的に数値を追えば、職員数の中央値は 5 名（うち女性 3 名、65 歳以上 1 名）、有給職員数の中央値は 3 名（常勤の有給職員数は 1 名）、総収入の中央値は 989 万円、自身のホームページで情報公開している法人は 57.8%というのが直近の NPO 法人全体の現況である。

【NPO とプロボノ】

プロボノは、こうした NPO を取り巻く概況、とりわけその課題解決の旗手、そして新たな市民社会セクターの担い手として登場した。プロボノとは「公共善のために（pro bono publico）」という意味のラテン語である。英語に訳せば、for good public、すなわち「良い社会づくりのために、自らの職業を通じて培ったスキルや知識を提供する活動」と定義される。2004 年日本総合研究所の研究員（当時）であった嵯峨生馬氏が米国のプロボノをわが国に紹介し、その専門団体（特定非営利活動法人サービス・グラント）を立ち上げたことが契機となり 2010 年前後から急速に広まったⁱ。ただし、元々は弁護士や司法書士が年に数十時間、無償で相談にのる活動がプロボノの嚆矢であり、実はわが国でも四半世紀以上の蓄積がある。したがって、法曹界に限られた狭義のプロボノが他分野にも

水平展開（応用）され、NPO への支援を中心とする社会貢献型のプロボノへと広義化（昇華）したと見る方が正確な理解であろう。ともあれ、このプロボノの普及により、従来のお金だけの寄付や、専門性の弱いボランティア活動とは区別された高付加価値な社会貢献活動が注目され、NPO で乏しい人的資源やノウハウを克服できる一つの手段が担保されるに至ったⁱⁱ。

【プロボノから副業へ】

繰り返しになるが、プロボノは NPO の課題解決の旗手、そして新たな市民社会セクターの担い手として登場した。また、プロボノを担うワーカーに対しては新しい社会貢献、新しい働き方の可能性を提供してくれた。ただし、プロボノは基本的に職員の自由意志によるところが大きい。すなわち、アフターファイブや土日に個人的に実践している限り、職場に報告義務もなく、職場としても全体を把握することが難しい。そこで、プロボノだけでなく、職員の新しい社会貢献、新しい働き方を促進するための方策として、もう一つ注目すべき動きが出てきた。それが本パネルで注目する副業の解禁である。特に 2016 年 6 月に副業解禁を発表したロート製菓の影響は大きく、大企業の多くがこの動きに追随したⁱⁱⁱ。こうした動きを踏まえ、2018 年には政府はモデル就業規則を変更し、副業については「許可なく、他社の業務に従事しないこと」から「勤務時間外に、他社の業務に従事できる」という記述に 180 度変えた。このインパクトは大きい。

その影響は統計を見ても確認でき、2015 年に実施された中小企業庁の『平成 26 年度兼業・副業に係る取組み実態調査報告書』によれば、「副業は推進していないが容認している」と答えた企業は 14.7%であったが、2018 年の民間企業の『兼業・副業に対する企業の意識調査』によれば、「副業を推進している」「副業を容認している」と答えた企業は 28.8%と約 2 倍にも達している。当然のことながら調査主体や対象が違うので単純比較はできない。しかし、大きな方向として拡大傾向にあることを確認するには十分であろう。ただし、この副業元年の恩恵を NPO が十分に受けているかと問われれば、まだまだこれからという段階にあるのではないだろうか。

そこで、本パネルでは、自治体・企業・士業それぞれの立場、また関東と関西の事例も踏まえて NPO と副業の関係性について現状と課題、そして、展望について議論を試みたい。

【論点】

本パネルで議論したい論点は以下の3点である。

1点目は、副業元年を迎え、就業規則も変わりつつある今でもまだ実際に副業に取り組む実践者は一握りである現状を受け、何が現場で弊害となっているのか、またそれはどうすれば乗り越えることができるのかについて、それぞれの立場から議論したい。

2点目は、今後NPOと副業人材をマッチングさせるためにはどうすれば良いのか。とりわけプロボノに中間団体が存在するように、副業にも両者をつなぐ仲介団体が必要なのか、このあたりについて関東や関西の事例も踏まえ、議論を深めたい。

3点目は、NPOはこうした副業人材をどのように活用すべきなのか、とりわけプロボノワーカーとは区別して受け入れるべきなのか、それとも共存や共創が可能なのか、この辺りの関係性や展望について議論を深めたい。

【パネリスト】

小野 曜 (おの よう)

弁理士。京都大学文学部、同大学院農学研究科修士課程修了。1998年栗田工業㈱入社、研究開発本部特許課に配属。国内特許・法律事務所、㈱野村総合研究所勤務を経て2015年独立。現在、フリーで技術動向分析や知財戦略の構築、実行などの知財業務や新事業開発、業務改善などの支援業務を請け負う。2017年からプロボノとして、一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会活動に参加。

塚本 恭之 (つかもと やすゆき)

ナレッジワーカーズインスティテュート株式会社代表取締役。プロボネット (プロボノ・コンサルティング・ネットワーク) パートナー。一般社団法人企業間フューチャーセンター理事。2010年よりプロボネットに参画し、NPOや企業などのコンサルティングを数多く手掛ける。現在はコンサルティング責任者としてプロジェクト統括。スモールビジネスコンサルタント、中小企業診断士。

杉岡 秀紀 (すぎおか ひでのり) =モデレーター

福知山公立大学地域経営学部准教授・北地域連携センターセンター長。2003年にまちづくりNPOきゅうたなべ倶楽部を主宰。現在は(特活)きょうとNPOセンターフェロー、(一財)地域公共人材開発機構理事、(特活)グローバル人材開発センター理事、(一社)社会的認証開発推進機構評議員などを務める。近著に『地域力再生とプロボノ』(編著、公人の友社、2015)、『NPO最善戦』(共著、京都新聞出版センター、2018)ほか。

【参考文献】

株式会社リクルートキャリア『兼業・副業に対する企業の意識調査』、2018

嵯峨生馬『プロボノ～新しい社会貢献、新しい働き方～』勁草書房、2011

杉岡秀紀編『地域力再生とプロボノ』京都政策研究センターブックレットvol.3、公人の友社、2015

杉岡秀紀「わが国におけるプロボノの導入事例」『京都府立大学学術報告 公共政策』第7号、159-175頁、京都府立大学、2016

杉岡秀紀「「プロボノ」と協働する自治体職員」『月刊ガバナンス』7号、30-32頁、ぎょうせい、2015

杉岡秀紀「働き方改革につながる自治体職員のプロボノ」『月刊ガバナンス』12月号、46-48頁、ぎょうせい、2017

杉岡秀紀「地域創生とプロボノ-地域の公共的課題解決のための関係人口増やす-」『NPO最前線-共生と包摂の社会へ-』京都新聞出版センター、104-107頁、2018

杉岡秀紀「地域創生時代におけるもう一つの働き方改革-プロボノ・副業という選択肢-」『地域づくり』11月号、2-5頁、地域活性化センター、2018

中小企業庁『平成26年度兼業・副業に係る取組み実態調査報告書』、2015

内閣府『平成29年度特定非営利活動法人に関する実態調査』、2018

西村創一郎『複業の教科書』ディスカバートゥエンティワン、2018

薬・ユニチャーム・コニカミノルタ・レノボジャパン・キヤノン・沖電気・デンソー・アサヒグループ・オイシックス・丸紅・新生銀行・カブドットコム・日産・アクセンチュア・リクルート・HIS・JR東日本都市開発が副業を解禁している(西村2018:21頁)。

i 2010年がプロボノ元年と言われる所以。

ii 「NPOとプロボノ」については日本NPO学会第18回大会一般セッションで同様のパネルを企画し、討論を行った。

iii 主な大企業だけで、ソフトバンク・サイボウズ・ヤフー・サイバーエージェント・DeNA・NTTデータ・NTTドコモ・ロート製

■障害者支援団体における福祉避難所運営訓練を通じたボランティアとの協働の実践～2017 年度災害時のスペシャルニーズ支援事業調査研究からの検証

萬代 由希子（関西福祉大学）、岡村 こず恵（甲南大学）

【問題意識】

災害時には、障害者支援団体に多くの障害者・難病者等が集まり、福祉避難所として運営されることが想定される（例えば阿部ら 2014）。そのため、福祉避難所を運営する障害者支援団体は、早期復旧に向けて様々な外部支援を受け入れる力、すなわち受援力を高めていく必要がある。外部支援にはボランティアも含まれる。ボランティアと協働して、福祉避難所を運営することは可能であろうか。

本実践では、障害者支援団体における福祉避難所運営訓練を通じて、発災時に起こる多様な課題には、専門的なケアの知識を有しないボランティアや住民であっても活動を支える担い手となり得ることを明らかにすることを目的とした。加えて、「災害時のスペシャルニーズ支援事業」の障害者・難病者研究会で検討してきたボランティアコーディネーションモデルが実際に機能するか検証を行った。

【訓練概要】

訓練は、2017 年 12 月 8 日（金）18：00～9 日（土）9：00 の 1 泊 2 日にて実施した。場所は、特定非営利活動法人ちゅうぶ（大阪府）である。ちゅうぶは、主に身体障害のある方が利用している自立生活センターであり、通所事業、ヘルパー派遣事業等を行っている。参加者はちゅうぶ 21 名（障害者 5 名、職員 16 名）、ちゅうぶ以外 14 名（障害者 2 名、他 12 名）、計 35 名であった。ちゅうぶ以外の参加者は、「災害時のスペシャルニーズ支援事業」の障害者・難病者研究会のメンバーが主となり、訓練ではボランティア役を担った。

訓練のスケジュールとしては、8 日（金）18：00 にスタートし、18：15 に役割分担の上、班に分かれて作業を行った。20：00 には夕食（豚汁、缶詰、アルファ化米）、21：15 には災害時の不安などについてフリートーク、23：00 に就寝。翌朝 6：00 起床、6：30 朝食（調理不要なパンとジュース）、7：30 に振り返りを行い、参加者アンケートを実施した。9：00 には終了し、解散した。

【訓練当日の主な条件設定】

訓練当日の主な条件として、震度 6 強の上町断層帯地震が 12 月 1 日に発生し、発生から 7 日後を想定した。訓

練中は、電気、水道、ガスは使えないこととした。ただしトイレの電気と水道、およびトイレ移動のためのエレベーターは使えるようにした。暖房器具としては、ベッドが 2 つ、ダンボールベッドが 2 つ（要組立）あるが、全員分はない状況である。

【実施体制】

リーダーを 3 人（ちゅうぶ職員 2 人、ちゅうぶ以外 1 人）立て、リーダーがすべての指示を行うようにした。

【成果】

ボランティアコーディネーター役はボランティア役に対して、初めに「介護経験の有無」と「特技」について聞き取りを行った。ケアの専門性を持つボランティア役は、障害者の介助・見守りを行った。ケアの専門性を持たないボランティア役は、炊き出し班にて調理を行うことや、ダンボールベッドの解体等の避難所運営に関わる活動を行った。ボランティア役は指示された活動を行うことはできており、ケアの専門性を持たないボランティアが「炊き出し」、「避難所運営」等の様々な活動が担えることが具体的に明らかとなった。しかし、ボランティアから提案するといったような主体性を発揮する様子は見受けられなかった。

避難所運営訓練の全体を通して、参加者同士は遠慮がちなコミュニケーションとなった。例えば、ボランティアは指示を待つ受け身の姿勢になってしまったこと、参加者も普段話す人同士で固まってしまう様子もあった。したがって、ボランティアが主体的に活動するボランティアコーディネーションが課題として明らかとなった。

【参考文献】

阿部一彦・阿部利江・渡邊純一ほか（2014）「東日本大震災後に開設された仙台市内の福祉避難所に関する検討：障害者のための福祉避難所の課題」『感性福祉研究所年報』15, 107-117.

なお、本報告は、社会福祉法人大阪ボランティア協会が実施した 2017 年度「災害時のスペシャルニーズ支援事業」（大阪府福祉基金地域福祉振興助成金事業）の成果の一部である。

■平成 30 年 7 月豪雨災害に際する東北大学から広島大学への伴走型支援

菊池 遼（日本福祉大学）

【背景】

平成 30 年は 6 月に大阪北部地震、7 月に平成 30 年 7 月豪雨災害、9 月に北海道胆振東部地震など、自然災害が日本全国で多く発生したことが印象的であった。

阪神淡路大震災以降、新潟中越地震や東日本大震災などの経験なども踏まえて、日本国内の災害救援時の経験の蓄積は NPO・NGO を中心に広まってきている。その中でも本報告では、大学生のボランティア活動について着目した事例を記述していく。

これまでも大学が災害ボランティアに関わる事例は数多く存在し、論文等でもその成果は研究の蓄積が進んでいる。今回の事例では、大学生のボランティア団体の役割と可能性を中心に、平成 30 年 7 月豪雨災害に際する東北大学から広島大学への伴走型支援の実践報告をする。

【実践事例】

広島大学では、学生ボランティア団体 OPERATION つながり（以下、OPERATION つながり）などが中心となって、ボランティアのマッチングやボランティアバスの運営をしていた。OPERATION つながりは東日本大震災で東北地方の支援活動を目的に発足し、活動が続ける中で地元東広島市内でのボランティア活動や国際ボランティア活動にも展開を広げ、2014 年の広島土砂災害に際しても、OPERATION つながりはボランティア活動に精力的に励んでいた。

東北大学の課外・ボランティア活動支援センター（以下、東北大 VC）も、東日本大震災を契機とした東北大学の機関である。東北大 VC はボランティア支援学生スタッフ SCRUM（以下、SCRUM）の学生達とともに、平成 30 年度時点でも東日本大震災被災地の仮設住宅および復興公営住宅などでコミュニティ形成のボランティア活動などを行っている。平成 28 年の熊本地震においては、東北大 VC の教員と SCRUM の学生が熊本大学および熊本県立大学と連携しながら、仮設住宅でのコミュニティ形成などのボランティアを一緒にしていた。

報告者である菊池は、東北大 VC に平成 30 年 4 月より着任しており、平成 30 年 7 月豪雨災害の支援活動に置ける主担当者となった。

平成 30 年 7 月豪雨災害の被災地は広域に渡っていたため、どの被災地に入るか議論になったが、東日本大震災後に東北大生とも交流のあった OPERATION つながりがい

る広島県への支援活動をすることに決定した。

7 月に 2 回、8 月に 1 回、9 月に 1 回、12 月に 1 回ずつ、東北大学から計 5 回の派遣活動を実施した。7 月時点では災害ボランティアセンターにニーズが多くあった時期であったため、泥かきなどのニーズをこなしながら、被災地の状況について把握した。同時に、足湯ボランティアなど傾聴するソフト面のボランティア活動についても方法論を伝授した。8 月や 9 月の活動では、仮設住宅が建設され始めたものの、入居者があまりいない時期であり、次のフェーズ展開に必要なボランティア活動について、一緒に広島県内の被災地を回りながらニーズ調査等をした。12 月の活動では坂町の平成ヶ浜仮設住宅団地の集会所において、足湯ボランティアや炊き出しの活動を実施し、100 名ほどの住民さんに来ていただいた。

【主たる成果や課題】

大学生のボランティアとなると、瓦礫撤去や泥かきなどのマンパワーとして考えられがちであるが、大学生のボランティア活動をそれに限らない。足湯ボランティアなど、被災者などの苦しみを傾聴するボランティアも重要な取り組みであろう。

山本（2013）も言うように、災害ボランティアセンターの閉鎖後にも被災地にはコミュニティ支援や高齢者・子ども支援など多くのニーズがあるはずである。さらに、平成 30 年夏期のように連続して大規模な災害が発生すると、緊急災害支援を得意とする NPO・NGO などもマンパワー不足になってしまう。

緊急災害支援以降のコミュニティ支援などソフト面の支援などについては、大学生のボランティアの活躍に期待することが大きいだろうし、今後も大学間同士のネットワークから支援活動のノウハウ提供などが重要となってくるであろう。また、大学側としては学生ボランティア活動への危機管理や、心のケアについても必要な取り組みと言えるだろう。

【参考文献】

山本克彦（2013）「第2章学生ボランティアの組織化とその支援—つながりながら、支え、備えるために—」、『東日本大震災とNPO・ボランティア—市民の力はいかにして立ち現れたか—』ミネルヴァ書房、pp.21-46.

■内発的復興に向けた NPO 支援センターにおけるボランティアコーディネーション：関東・東北豪雨における栃木県内公設民営の NPO 支援センターの実践を通して

土崎 雄祐（茨城大学）、石井 大一郎（宇都宮大学）

【取り上げる問題】

2015 年 9 月に発災した関東・東北豪雨（以下、2015 年豪雨）で被災した栃木県内の地域を主たる研究対象とし、災害時支援とその後の復興支援に焦点をあて、被災地域の内発的復興を視野に入れたボランティアコーディネーション（以下、VCo）の方策を検討することを研究目的とする。特に公設民営の NPO 支援センターに着目し、2015 年豪雨における VCo の実践内容を整理しつつ、その成果と課題を踏まえた NPO 支援センターの運営の方向性を明らかにし、NPO 支援センターが社会福祉協議会（以下、社協）等の他機関との連携・協働によりどのような被災時の内発的復興に寄与するのか、その役割を示す。

【用いる手法】

2015 年豪雨の際、栃木県内で比較的被害の大きかった地域（鹿沼市・栃木市・小山市）に立地する NPO 支援センターの日常業務全般において中心的な役割を果たしていた職員各 1 名（合計 3 名、うち 1 名は 2015 年豪雨後に当該センターを退職している）に対して、半構造化インタビューを行うことにより、関係機関との連携の状況や内発的復興に向けた地域住民のエンパワメントの方策について明らかにしていく。

また、本研究では NPO 支援センターにおける取組について、ブルーム（Bloom, B. S.）らによる教育目標を体系的に分類・構造化した「教育目標の分類学（タキシノミー、taxonomy）」を参考にしながら整理を試みている。ここでは特に災害時の VCo の実態に明らかにすると同時に、“その実践に至る背景、あるいは実践から得られた知見を応用した新たな実践の展開”を構造的に理解することを目指している。なかでも、学習者が知識や技能を習得していくプロセスを論理的に整理している「認知領域」における 6 つの学習類型（知識、理解、応用、分析、総合、評価）に着目して整理することにより、災害時の VCo が、偶発的なもの、その場しのぎのものではなく、平時の各種取組との連続性があることを提示する。

【主たる結論（新たな知見など）】

NPO 支援センターが取り組むべき課題を整理するにあたり、ブルームらによる分類・構造化と対比してみると、例えば、“知識（観念・素材・現象などを記憶し、再認や

再生をすること）”は災害あるいはボランティアコーディネーションに対する情報にアクセスすることであり、それを十分に咀嚼することが“理解（伝達内容の意味について知ること）”につながると言える。そのうえで、災害復興時の NPO 支援センターにおける VCo を行うにあたっては、大きく 2 つの対象へのアプローチが必要となる。

(1)登録団体をはじめとする市民に対する働きかけ

先に整理した、地域特性を理解した地元のボランティアチームによる活動を創出していくという観点から、特に“特技や日常の活動内容と災害時の支援を結びつけた支援活動の提案と実践のための仲間づくり支援”が有効である。これは、災害時の支援活動への参加を啓発するだけでなく、こうした団体や市民の有用感・役立ち感を高める（エンパワメントする）意義があると考えられる。

(2)社協などの他機関との連携・協働の促進

いずれの地域も災害時の VCo の中核を担っているのは社協であり、NPO 支援センターにとって災害復興に向けた取組を進める上では有力な連携・協働相手である。鹿沼市では、社協が運営する災害ボランティアセンターでは受け止めにくい、生活道路の側溝や自治公民館などの公共的な空間、農地や果樹園などのニーズを受け止め、連携・協働する主体の資源や強みを活かすことで新たなニーズに対応できていたことなどが明らかとなった。

【参考文献】

土崎雄祐・石井大一郎（2017）「災害復興における NPO 支援センターの役割：平成 27 年関東・東北豪雨災害を事例として」宇都宮大学地域デザイン科学部『地域デザイン科学』第 3 号、pp.37-53

土崎雄祐・石井大一郎（2018）「内発的復興に向けた NPO 支援センターにおけるボランティアコーディネーション：関東・東北豪雨における栃木市と小山市の実践を通して」宇都宮大学地域デザイン科学部『地域デザイン科学』第 4 号、pp.81-93

付記 | 本報告は、科学研究費補助金基盤研究（C）「内発的復興を視野に入れた災害ボランティアコーディネーションシステムの構築」（研究代表長谷川万由美、JP16K12369）及び平成 30 年度栃木県委託事業「災害時ボランティア活動調査業務」の研究成果の一部である。

■市民社会組織 - 政府関係の国際比較 : Japan Interest Group Study を用いた分析

柳 至 (琉球大学)

【取り上げる問題】

日本をはじめとする多くの国で、公共サービスを政府だけではなく、NPOや社会団体、自治会といった市民社会組織が担う協働が盛んに行われるようになってきている。ただし、市民社会組織が政府と契約を結んで公共サービスを担うと、市民社会組織が政府の「下請け」となり、政府の意思決定に自らの意向を反映しなくなるという危惧が示されている (Smith and Lipsky 1993)。こうした危惧が示される中、市民社会組織による公共サービス提供とアドボカシー活動の関係を明らかにする研究が進められてきた (Neumayr et al. 2015)。しかし、先行研究には、(1) どのような事象をもって公共サービス提供とするかという点と、(2) 対象とする国に関して不十分な点が存在する。(1) 多くの先行研究では、政府と市民社会組織が契約を結んで公共サービスを提供するという形態に着目し、市民社会組織への政府からの資金提供をもって市民社会組織が公共サービスを提供しているものとみなしてきた (Fyall 2017)。しかし、実際には政府から資金提供を受けなくとも公共サービスを提供する市民社会組織も存在しており、両者は同一の概念ではない。このため、公共サービス提供自体がアドボカシー活動にもたらす影響や、なぜ市民社会組織による公共サービスの提供自体がアドボカシー活動に結びつくのかという点はまだ明らかとなっていない。(2) また、一部の先行研究では、市民社会組織による公共サービス提供自体を要因の一つとしてアドボカシー活動を促進する要因を探っているが (Mosley 2010)、そうした研究はアメリカにおける市民社会組織を対象としたものであり、対象とする国が限定されていた。世界の様々な地域における両者の関係はまだ十分には明らかとされていない。

【用いる手法】

そこで、本報告ではJapan Interest Group Study (JIGS) を用いた国際比較を行うことにより先行研究の課題を解決する。JIGS とは、共同研究者である辻中豊教授が率いて1997年から2014年にかけて実施した国際的な市民社会組織調査である。このJIGSでは、①多くの国において公共サービス提供と政府からの資金提供を分けて市民社会組織に対して質問するとともに、②日本、韓国、ドイツ、アメリカ、中国、ロシア、トルコ、フィリピン、ブラジル、バングラデシュ、ウズベキスタン、エストニア、ポーランド、インド、タイという様々な地域に位置する15か国の市民社会組織を対象としている。本報告における研究テ

ーマに関しても、いくつかの国のデータを用いることができる。このJIGSを用いて統計的手法による国際比較を行うことで、市民社会組織と政府の関係についてより一般化した知見を提示する。

【主たる結論】

統計的手法を用いた分析の結果、(1) 多くの国において公共サービス提供はアドボカシー活動にポジティブな影響をもたらしていることと、(2) 公共サービス提供がポジティブな影響をもたらす理由としては、市民社会組織が公共サービスの提供を通じて蓄積する専門知識の存在が考えられることが明らかとなった。

(1) アドボカシー活動に影響をもたらすことが予想される統制変数を投入したうえで、公共サービス提供がアドボカシー活動にもたらす影響を分析したところ、日本だけではなくその他の国々でもポジティブな影響をもたらすことが明らかとなった。

(2) また、ポジティブな影響をもたらす要因として専門知識に着目して、専門知識や専門知識の提供の有無と公共サービス提供の関係を分析した。日本のデータを分析した結果、公共サービスを提供する市民社会組織ほど、自らが専門知識を有していると判断するとともに、実際に専門知識を社会に提供する活動をし、アドボカシー活動につながっていることが明らかとなった。先行研究ではアドボカシー活動の要因として資金や人材といったリソースに注目してきたが、公共サービス提供を通じて蓄積された専門知識という新たな要因の重要性を指摘する。

【参考文献】

- Fyall, Rachel. (2017). "Nonprofits as Advocates and Providers: A Conceptual Framework". *Policy Studies Journal*, 45(1), 121–143.
- Smith, Steven R. and Michael Lipsky (1993). *Nonprofits for Hire: The Welfare State in the Age of Contracting*, Cambridge: Harvard University Press.
- Neumayr, Michaela, Ulrike Schneider and Michael Meyer. (2015). "Public Funding and Its Impact on Nonprofit Advocacy" *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, 44(2), 297–318.
- Mosley, Jennifer E. (2010). "Organizational Resources and Environmental Incentives: Understanding the Policy Advocacy Involvement of Human Service Nonprofits". *Social Service Review*, 84(1), 57–76.

■社会的企業と「ビッグソサエティ」：政策イデオロギーの観点から

八木橋 慶一（高崎経済大学）

【取り上げる問題】

本報告は、非営利組織も範疇に含む社会的企業について、イギリス保守党がどのように彼らを公共サービス改革で活用しようと意図したのか、野党期を中心に考察する。その代名詞とも言える政策スローガンが「ビッグ・ソサエティ（大きな社会）」であるが、この政策の背景にあるイデオロギーと社会的企業の関連性を明らかにする。これにより、政権獲得後に前労働党政権（1997-2010）から引き継いだ社会的企業振興策において、どのような連続性あるいは差異があるのかといった点の解明が期待できる。

また、保守党の政権獲得後の社会的企業振興策が、実際の社会的企業にどのような影響を与えているのかも検証する。実態を確認することにより、政策イデオロギーが及ぼす影響力がどの程度のものであるかに迫ることができる。社会的企業にとって、政府が主導する支援や振興が持つ意味と留意すべき点を明らかにできるであろう。

【用いる手法】

本報告では、イデオロギー分析に関する点では政府や政党の政策文書、あるいはイギリスの社会的企業に関する先行研究のレビューを行う。また、社会的企業の実態についてはインタビューや視察で得られた情報、知見も用いる。

政策文書は、「より強い社会に—21世紀のボランティア・アクション」（Conservative Party, 2008）や「ビッグ・ソサエティの構築」（Conservative Party, 2010）を中心に取り上げ、労働党政府との差異を検証する。

わが国でも、ビッグ・ソサエティと公共サービス改革の関係を論じる研究は、すでに数多く存在する（たとえば、永島, 2011; 平方, 2017）。また、「ビッグ・ソサエティ」と社会的企業との関係では、藤井（2013）や公益法人協会（2015）といったイギリスのサードセクターを多角的に論じる著作において触れられている。野党時代の保守党の社会的企業関連政策についても、中川（2009）がすでにその原点から検証を行っている。本報告はこれらの先行研究を踏まえたうえで、この政策スローガンの持つイデオロギー的な側面に焦点を当て、社会的企業振興策との関連から論じるものである。

【結論】

本報告は、ビッグ・ソサエティを自由市場と社会的連帯を結びつける試みとする見解（Corbett, 2013）などにも依拠しつつ、本質的には新自由主義的政策パラダイムの枠内のものと捉える。それゆえ、「ビッグ・ソサエティ」における社会的企業振興策の位置づけも、新自由主義イデオロギーの延長線上にあるとする（たとえば、Nicholls et al., 2017）。労働党政権時代の振興策は、サードセクターの育成を強調する点で中道左派に受け入れられたといった差異はあったものの（Sepulveda, 2015）、本質的には新自由主義的性格が潜んでいたと結論づける。

ただし、政策イデオロギーの影響は実態面からの検証も必要である。本報告では、実際の社会的企業が新自由主義的政策イデオロギーから受ける影響について、事業継続が困難になった事例などを交えて検証する。これにより、社会的企業の本質やその立ち位置を確認し、今後の社会的企業研究の方向性を提示する。

【参考文献】

- Conservative Party (2008) *A Stronger Society: Voluntary Action in the 21st Century*, London.
- Conservative Party (2010) *Building a Big Society*, London.
- Corbett, S. and Walker, A. (2013) “The big society: Rediscovery of ‘the social’ or rhetorical fig-leaf for neo-liberalism?”, *Critical Social Policy*, vol. 33, no. 3.
- 藤井 敦史編（2013）『闘う社会的企業』, 勁草書房.
- 平方 裕久（2017）「D. キャメロンの「大きな社会」構想とイギリス福祉国家の再編」, 『エコノミクス』, 第21巻第3号.
- 公益法人協会編（2015）『英国チャリティ』, 弘文堂.
- 永島 剛（2011）「イギリス「大きな社会」構想とソーシャルキャピタル論」, 『社会関係資本研究論集』, 第2号.
- 中川雄一郎（2009）「社会的企業と女性の自立」, 『政経論叢』, 明治大学政治経済研究所, 第77巻第3・4号.
- Nicholls, A. and Teasdale, S. (2017) “Neoliberalism by stealth?: Exploring continuity and change within the UK social enterprise policy paradigm”, *Policy & Politics*, vol. 45, no. 3.
- Sepulveda, L. (2015) “Social Enterprise—A New Phenomenon in the Field of Economic and Social Welfare”, *Social Policy & Administration*, vol. 49, no. 7.

■アジア 4 カ国におけるソーシャルイノベーションの拡大プロセス分析

青尾 謙 (岡山大学)

【取上げる問題】

ソーシャルイノベーション (SI) は、1990 年代以降政策・学術で広く用いられるようになった。各地域で多様化する社会課題に対する SI の役割への期待が高まる一方で、近年 EU を中心に研究が進み、SI は個別の社会的企業や取組を越えて、社会全体の価値観・規範・行動様式・法制度等「マクロ的変化」に至るプロセスと考えられるようになってきた。しかしながら、個別の事例と「マクロ的変化」をつなぐ拡大プロセスについての実証的研究は少なく (Westley et al. 2017)、またアジアからの知見も限られている (Hope Institute 2017)。本研究では、アジア 4 カ国 7 事例 (表 1) について SI の拡大 (あるいはその失敗) プロセス分析を行い、その因果関係を検討した。

表 1: 分析対象国・事例

日本	NPO、公害、地域包括ケア
中国	社会組織 (Social Organizations)
韓国	社会経済組織 (Social Economy Organizations)
インドネシア	地方分権

【用いる手法とモデル】

本研究においては、既存の書籍・論文・報告書等の資料に基づき、SI 拡大の 4 段階において、政府・企業・市民社会の 3 セクターがどのような関与を行っているかを観察する動的なセクター間関係分析を行った (表 2)。

表 2: 分析枠組の例

	i. 着想	ii. 萌芽	iii. 拡大	iv. 定着
政府			○	○
企業			○	○
市民社会	○	○	○	○

○: 各セクターの関与、□: セクター間「同盟」

その上で研究の理論的枠組として、① SI のプロセスがトップダウンかボトムアップか、また② 地域における多セクター間の「同盟 (alliance)」の拡散の有無の 2 軸による SI 拡大 (失敗) のタイプ分けを行った。

【結論】

事例分析の結果として発見された主な因果関係とパターンは以下の通りである。① SI の拡大・定着とマクロレ

ベルの変化は、特に地域における「同盟」関係の構築と拡散によって決定される。しかし「同盟」が必ずしも望ましい結果をもたらすとは限らない。② 社会における課題や危機感の共有、新たな理念や価値観の創出と定着がプロセスを促進する。③ 地域での「同盟」の拡散や理念の定着なしでは政府からのトップダウン型の政策は受け入れられず失敗する。④ 現状では社会起業や起業家は福祉国家に代替しうる効果を生んでいない。⑤ SI 拡大プロセスは単線的な拡大だけでなく、中央と地方を行き来するようなプロセスも見られる。⑥ テクノロジーの活用や情報公開はこうしたプロセスに貢献しうる。更に本研究は 2 軸モデルに基づき、SI の拡大を 4 タイプ (地域での定着／拡大の成功／空虚な政策／拡大失敗) に分類した。これらの発見は欧米の SI 理論とおおむね一致するものではあるが、アジア各国の社会における異なる価値観や理念が、これらのプロセスや社会の中の関係性に与える影響については注意が必要である。

本研究が SI 研究に対して貢献しうる点としては、① 従来の SI を単一組織や運動として捉える限界を越えた、3 セクター間の動的な相互関係によって捉える分析枠組の構築、並びに② SI の拡大・定着プロセスにおける、地域レベルの多セクターガバナンスの重要性と、その結果としての SI 実践・理念・価値の変容を示したことがあげられる。

【参考文献】

- Aoo, K. (2019, 刊行予定). *An Analysis of the Social Innovation Scaling Processes in Selected Asian Countries* (仮題). Okayama: University Education Press.
- Hope Institute, The (2017). *Social Innovation in Asia: Trends and characteristics in China, Korea, India, Japan and Thailand*. In Morris-Suzuki, T. and Soh, E. J. (eds.) *New Worlds from Below: Informal life politics and grassroots action in Twenty-first-century Northeast Asia*. Acton: ANU Press. 249-274.
- Westley, F., McGowan, K., and Tjornbo, O. (eds.) (2017). *The Evolution of Social Innovation*, Cheltenham and Northampton: Edward Elgar Publishing
- 青尾謙 (2018). 「ソーシャルイノベーション理論の展開と課題—日本、欧州、北米の比較分析を中心に」『国際日本研究』, 10, 103-119.

■一般市民の意思表示行動変容に資する音楽Fesの探索的開発

大岩 蒼汰・波多野 光 (同志社大学)
推薦者：瓜生原 葉子 (同志社大学)

【背景・目的】我々が毎日のように手にする保険証、運転免許証、マイナンバーカードには「臓器提供意思表示」記載欄がある。YES/NOのいずれかに表示することは、万が一の場合に残された家族の心的負担を軽減させることができ、社会的に望ましい行動である。しかし、その表示率が12.7%低いことに問題意識を持ち、意思決定と表示行動を促すための方策を研究している。意思表示に無関心層に関心をもたせるためにはイベントが効果的であることが報告されている。本研究の目的は、家族と対話のきっかけを作り、参加者の意思決定を促す「市民参加型音楽FES」を開催し、その効果測定により、行動変容を促すイベント内容と測定方法について考察することである。【方法】関心がない人を集客するため、多くの人が集う京都大階段において、複数のアーティストによる音楽ライブを実施した。リアリティを与えるための心臓移植待機者のトーク、正確な知識を与えるクイズ、印象に残すための全員合唱、大階段を緑で染める時間で構成した。また、タレントへの好感度とそのタレントの発信に対する関心度に正の相関関係がある(牧野,2007)ことより、アーティストからの移植医療に関するメッセージ発信も含めた。プログラムに記したQRコードからwebアンケートを実施し、音楽Fes前後における意思表示の行動変容段階(瓜生原,2016)、知識の獲得、家族との対話行動意図を測定した。さらに音楽Fes終了約1ヶ月後に追跡調査を行い、行動変容段階、知識の定着、家族との対話の有無を調査・分析した。【結果】音楽Fes参加者867名中50名の事前事後調査の回答を得られ、追跡調査ではそのうち35名の回答者が得られた。事前事後調査及び追跡調査の回答者全てを解析対象者とした。事後の行動変容段階は、関心なし3%、関心あり40%、意思決定29%、意思表示28%であった。音楽Fes終了時と追跡調査時において、知識の定着が見られた。89%の人が音楽Fes参加後に移植医療についての対話をしたと回答した。【まとめ】不特定多数が集う場所における音楽Fesの開催、リアリティと正確な知識の提供は、無関心層に関心をもたせ、家族の対話を促す可能性が示唆された。また、一般的に困難と思われる野外イベントの効果測定の可能性を示唆できた。

■介護予防における買い物の効果

森 優太・橋本 侑介 (同志社大学)
推薦者：瓜生原 葉子 (同志社大学)

【目的】

本研究の目的は、高齢者の健康状態を維持する『介護予防』の観点において、『買い物』という行動が、高齢者にどのような影響を及ぼすのかということを、明らかにすることである。本研究の狙いとしては、介護予防における買い物の効果を実証することで、提供できる介護予防サービスの幅を広げ、高齢者により適した予防を行えるようにすることである。

【先行研究調査】

介護予防の目的である自立を促すために、自己効力感が有効であることが報告されている(尾形2008)。従来からアウトカムとして用いられてきた、QOLや厚労省の基本チェックリストにとどまらず、自己効力感という考えを新たに取り入れる重要性が示唆された。

【方法】

まず、実際に介護予防として買い物を取り入れている光プロジェクト株式会社にご協力いただき、利用者に買い物行動を中心としたインタビュー調査を行った(以下、光プロジェクト株式会社の行っている予防教室をショッピングリハビリと呼称する)。次に、光プロジェクト株式会社のショッピングリハビリに参加している高齢者53名、その他買い物が含まれない介護予防教室に参加している高齢者25名を対象に、買い物の効果、および自己効力感について、質問用紙を用いた定量調査を行い、この2群を比較検証した。質問項目として「高齢者生きがい感スケール」(青木 2009)、「高齢者の自己効力感尺度」(尾形2008)、「FESの買い物に関する項目」(澤向ほか2009)の3つの尺度を用いた。

【結果】

買い物に対する自己効力感について、2群間で統計学的有意な差はみられなかった。買い物の自己効力感、QOL、QOL下位尺度の各変数間の相関係数を算出した結果、買い物の自己効力感とQOLには弱い相関が認められた。またQOLの下位尺度である「存在感」とも中程度の相関がみられた。

【まとめ】買い物の自己効力感が高いほど、実現の機会、コミュニティでの存在感、生きる意欲が増し、QOLが高まることが示唆された。

■京都市生ごみの再資源化の現在と課題

秋元 咲帆・江口 和（龍谷大学）

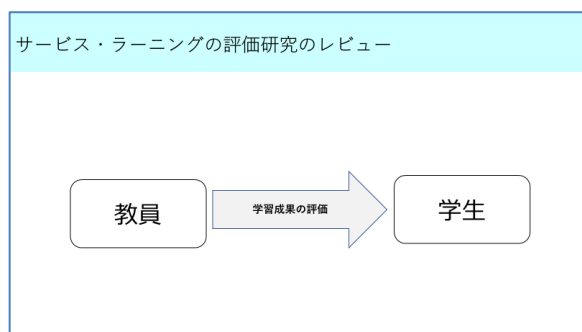
推薦者：深尾 昌峰（龍谷大学）

【背景・目的】国土・資源ともに乏しい日本では循環型社会の形成が必須である。環境省によると、一般廃棄物最終処分場の残余年数は20.5年となっている（平成28年）。一般廃棄物の約65%が生ごみであり、その約40%が焼却処理されている。食品リサイクル法は、年間100t以上の生ごみを排出する事業者(全事業者の6%)に対し、廃棄量・再生利用方法等の報告を義務付けている。一方、100t未満（本稿では「中小企業」とする）の事業者の実態は不透明である。この実態を生ごみの約4割を占める食品ロスにも着目しつつ、独自の調査で明らかにする。【研究手法】京都市内の食品関連事業者15,502件から738件を無作為に抽出し、アンケート調査を実施した。併せて近畿農政局や京都市役所へヒアリング調査を行った。【結果・分析】①食品ロスの発生原因となる社会構造 ―ロスの原因として「1/3ルールがある為・期限に対して厳しい為」等の声が挙げられた。しかし京都市民の90%が販売期間延長に賛同しており、消費者の意識との差異が判明した。また外食産業からは「生ごみがあまり出ない」という回答が多数あった。ここで言う「生ごみ」とは調理の際に発生する調理くず等と推察され、消費者による食べ残し等は生ごみとして認識されていない可能性がある。このズレが事業系生ごみの減量を妨げる恐れがある。一方、71%の事業者が「食品ロスはもったいない」と回答した。②現在の処理構造 ―リサイクル率は9%にとどまっている。現状ではリサイクルより焼却の方がコストが安く、44%の企業が「処理業者を選ぶ際に環境よりもコストを重視する」と回答している。またヒアリングによると、現在京都市内にリサイクル施設がなく、市外の施設への輸送費がかさむことも現状に拍車をかけているという。一方で67%の企業が、「分別する仕組みがあればする/検討する」と回答した。【課題と取り組み】以上、中小企業の食品ロスの発生原因となる社会構造、現在の処理構造のボトルネックを明らかにした。これらの課題を解決するため、中小企業の実態を更に調査し、社会的ルールの改善や、徹底的な再資源化プロセスの構築を図る必要がある。また市民に向けた地域密接型の啓発活動も有効である。筆者たちはその一環として「kyo 0 market」を開催し、実際に食品ロスの削減を進めるとともに、生ごみの現状を市民に伝えている。来場者の95%が「食品ロスに興味をわいた」と回答しており、有効な取り組みであると考えている。

■「コミュニティ・ベースト・ラーニング」(CBL)の多元的評価をどのように進めるか

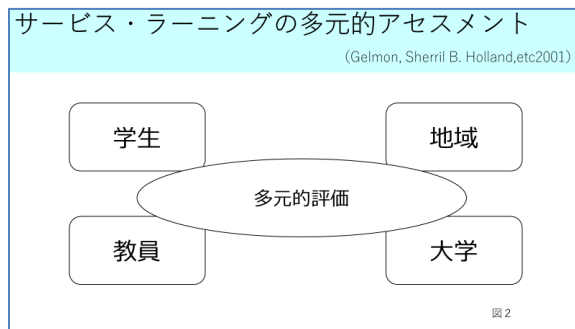
【セッションのねらいと論点】

今日の社会は少子高齢化、人口減少、格差拡大や人々の孤立が急激に進み、これまで社会が経験したことのない変化が生じているなかで「社会の再構築」という喫緊の課題への対応に迫られている。大学教育も、変化の真ただ中にあり、パラダイムがTeaching(教育)からLearning(学習)へと転換しているなか、「予測困難な社会で答えのない問題に対して、自ら解を見出していく力」の育成の重要性が高まっている。こうした背景から、日本の大学ではサービス・ラーニングや地域協働学習、PBL(Project-Based-Learning, Problem-Based-Learning)などのさまざまな形でコミュニティ・ベースト・ラーニング(CBL)が進められている。実践の拡大に伴い、「地域に根ざした学びの評価をどのようにおこなうのか?」に関心が集まっている。しかし市川・秋元(2018)の研究によると、たとえばサービス・ラーニングの評価に関していえば、学生の学習成果の総括的な評価に関心が集中している現状がある(図1)。



一方コミュニティ・ベースト・ラーニングが地域の機関や住民の参加と協働によって形成されているということから、①学生の学習成果のみならず、プロセスに焦点を当てた「形成的な評価」の充実も必要であること ②地域の機関や住民を含めた、コミュニティ・ベースト・ラーニングの形成に関わる多様な主体が評価に関わりながら、循環的に進められる評価像が探求される必要がある(図2)。

本セッションでは、コミュニティ・ベースト・ラーニングの多元的評価(アセスメント)について、①アメリカのキャンパス・コンパクトが発行した、「コミュニティ・ベースト・ラーニング(サービス・ラーニング)」のアセスメント書“Assessing Service-Learning and Civic



Engagement”(Campus Compact 2001=『社会参画する大学と市民学習』山田、市川ほか翻訳、Campus Compact2018) ②「サービス・ラーニングと社会変容のための評価モデルの構築」(市川、秋元2018)を理論的出発点としつつ、福祉や教育学などの隣接領域の先行研究にも成果もふまえながら、議論を展開する。これらの理論研究を出発点としつつも、日本において先進的に取り組まれている高知大学と宇都宮大学のPBLの評価の視点とその結果の発表を受けて、実践と研究を架橋しながら、ディスカッションを深めて、セッションを進める。

本セッションは、今後コミュニティ・ベースト・ラーニングの多元的評価の実践的・理論的可能性を探求していくためにおこなう。

参加者の積極的な議論の参加を大歓迎いたします!

事例発表1：高知大学 地域協働学部

高知大学地域協働学部では、1年生1学期から3年生2学期まで、毎学期実習の授業があり、実習科目ごとのパフォーマンス評価として、到達目標ごとに定めるルーブリックに基づいて評価を実施している。評価項目は、学年ごとに異なっており、1年生実習では、コミュニケーション力、状況把握力、共感力、情報収集力、関係性理解力、2年生実習では、論理的思考力、地域課題探求力、発想力、商品・サービス開発力、事業プランニング力、事業組織力、3年生実習では、事業評価力、行動持続力、リーダーシップ、学習プロセス構築力、ファシリテーション力、事業改善力についてそれぞれ評価している。

事例発表2：宇都宮大学 地域デザイン科学部

「地域プロジェクト演習」は地域デザイン科学部3年次共通専門科目として2018年度より開始した。本演習は、「地域対応力」の養成を目的とし、具体的には授業終了時

に、コミュニケーションの力、調査・分析の力、プレゼンテーションの力、チームの一員として動く力が養われていることを目指す。2018年度は学年約150名、教員約40名、プロジェクトは栃木県内11の県市町、28のパートナーと実施している。地域デザイン科学部内のコミュニティデザイン学科、建築都市デザイン学科、社会基盤デザイン学科の学生が混成で5~6人のグループとなり、地域の課題に対する解決策提案を行うことを最終目標とし、1年間パートナーと共に活動する。調査研究の成果に対し本演習の到達目標達成の観点より評価項目を設計し、全教員が評価に関わる。

【パネルセッションの構成】

- (1) コミュニティ・ベースト・ラーニングの評価に関わる先行研究の整理 (市川)
- (2) 高知大学地域協働学部のPBL評価の視点と実際—学部完成年度を迎えて—
- (3) 宇都宮大学地域デザイン科学部PBLの評価の試み—PBL初年度を終えて—
- (4) コメント
立命館大学政策科学部 桜井政成
- (5) 実践から見た、コミュニティ・ベースト・ラーニングの多面的評価の可能性 (論点の整理)
- (6) 会場全体との議論
- (7) まとめ

【パネリスト】

市川 享子 (いちかわ きょうこ) =モデレーター
東海大学健康学部健康マネジメント学科講師。専門は市民学習/サービス・ラーニング論、コミュニティ・デザイン論。本研究に関する最新の研究成果として「サービス・ラーニングと社会変容のための評価枠組みの構築」(市川・秋元2018)がある。また引用文献にもなっている、『社会参画する大学と市民学習—アセスメントの原理と技法—』(学文社)を分担執筆・翻訳。大学基準協会「教職課程の質保証・向上を図る取組の推進調査研究部社会班調査研究委員」も務める。博士(学術)

桜井 政成 (さくらい まさなり)

立命館大学政策科学部教授。立命館大学ボランティアセンター ボランティアコーディネーター、立命館大学ボランティアセンター助教授、立命館大学政策科学部准教授、トロント大学地理・都市計画学部 客員教授等を経て、現職。主著に『ボランティア教育の新地平: サービスラーニ

ングの原理と実践』(編著。ミネルヴァ書房、2009年)など。内閣府「防災ボランティア活動の連携・協働に関する検討会」委員。博士(政策科学)。

石筒 覚 (いしづつ さとる)

高知大学地域協働学部准教授。高知大学では地域産業政策論、都市政策論を担当。初年次教育、サービスラーニング、Problem-based Learning、高大連携におけるアクティブラーニングにおける教育プログラムを開発。NPO法人黒潮実感センター理事長。

坂本 文子 (さかもと ふみこ)

宇都宮大学地域創生推進機構地域デザインセンター特任研究員。専門は多文化共生論、コミュニティ政策。2016年よりPBLを用いた教育プログラムを開発、運営。NGO「ベトナムの子どもの家を支える会」で現地日本語教師として勤務した後、宇都宮市市政研究センター研究員を経て、現職。

【引用文献・参考文献】

- ・ Gelmon, S. B., Holland, B. A., Driscoll, A., Spring, A. and Kerrigan, S. (2001) Assessing Service-Learning and civic engagement: principles and techniques., campus compact (= 2015, 山田一隆, 市川享子, 齋藤百合子, 福井里江, 村上徹也, 中原美香訳『社会参画する大学と市民学習—アセスメントの原理と技法—』学文社)
- ・ Gelmon, S. B., Holland, B. A., Driscoll, A., Spring, A. with Kerrigan, S. and Driscoll A.(2018) Assessing service-learning and civic engagement: principles and techniques. Second edition, campus compact
- ・ 市川享子・秋元みどり(2018)「サービス・ラーニングと社会変容のための評価枠組みの構築」『日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要』Vol.30 p.43-55
- ・ 朴 愈美・平野 隆之 (2016)。「計画的推進に求められる地域福祉アセスメントの基本的枠組み : 2つの社会福祉協議会の事例分析から」『日本の地域福祉』地域福祉学会

■日本のNPO研究は20年で何を明らかにしようとしてきたのか ～テキストマイニングを用いた研究動向の分析～

粉川 一郎（武蔵大学）

【はじめに】

1998年の特定非営利活動促進法（以下、NPO法）の施行から20年がたち、日本社会におけるNPOは大きな社会的認知を得て、同時に重要な役割を果たすに至った。このNPO法施行の時期にあわせ、日本においてもNPOという存在を学術的な研究対象としてとらえようという動きが顕著となり、本報告を行う日本NPO学会のような場が生まれてきたことは、改めて説明するまでもないだろう。

こうした日本のNPO研究は、この20年で何を明らかにしようとしてきたのであろうか。

本研究は、この問いに対して、日本NPO学会の研究報告と学会誌の内容から分析を行っていきこうというものがある。この20年のNPO研究者の「視点」を分析することで、日本のNPOを取り巻く課題、問題、そして、目指していた方向性の推移について知ることができると同時に、一方で研究者が置き去りにしてしまった課題、問題についても明らかにすることができるだろう。

本研究は、2018年6月に行われた日本NPO学会第20回大会におけるランチセッション「テキストマイニングから見るNPO学会の20年」での報告内容を、分析対象を若干拡大したうえで、分析手法の多様化を行い、より精緻に検討を行ったものである。

【分析手法と方法】

今回も、テキストマイニング（計量テキスト分析）を主たる研究手法として活用する。テキストマイニングとは質的データの量的分析を行う手法の一つである。文章という質的データに対して、語の出現頻度や共起関係などの視点から量的に分析するというアプローチであり、昨今急速に利用が広がっている手法である。

対象とするテキストは、過去20年の日本NPO学会における大会発表のタイトル、ノンプロフィットレビューに掲載された論文タイトルおよび抄録である。一部、電子データを入手できた大会概要集に含まれる発表内容のデータについても分析を実施している。

実際の分析については、単純集計による頻出語リストおよび、共起ネットワーク分析を実施した。また、20年の変遷を見るために、対応分析及びそれぞれの時期における特徴語リストの検証を行った。

そのうえで、NPO研究に本来欠かせないであろう視点を、大会の発表カテゴリ名称に含まれる語の分析などからリストアップし、特定の語の出現の変遷と、関連語の関係についても分析を実施した。特に、単純な頻出語分析では上位には出ていないが、NPOを考えるうえで重要な語（例えば「メディア」）などについて、注意深く分析を行った。

分析に用いたソフトウェアはKH Coder 2.00eである。

【得られた知見】

全体的な傾向としては、この20年で日本NPO学会では非常にバランスの良い多様なテーマの発表が行われていることが改めて確認できた。そのうえで、やはり20年の間のいわゆる「流行り廃り」もあり、比較的初期に多く語られていたテーマとしてはボランティアや福祉、コミュニティ、協働といった語が挙げられる一方、社会的企業やソーシャルキャピタルといった語は、後期に頻出するテーマとなっている。

一方で、例えば「メディア」というような語については、情報発信やソーシャルメディアといった文脈での発表は行われているものの、出現数そのものでは非常に低いレベルにとどまっており、必ずしも大きな課題の一つとして研究されていないことがわかる。

このように、普段NPOの在り方において、その重要性について議論されることは多いテーマについても、必ずしも研究のテーマとしては採用されていない内容が多く存在することがわかる。このことは、研究者の興味関心が必ずしもNPO研究の様々なテーマを俯瞰的にカバーしていないと捉えることもできるが、一方で、NPO学会という学会に集まる研究者のバックグラウンドに偏りがあるという見方でもできる。

また、そもそも論として、大事だと思っても目をつぶり、後回しにしているテーマが日本のNPO取り巻く世界にはある、という見方でもできるだろう。

研究と実践が繋がっていくために我々は何をすべきか、という視点を今後重要視していく必要があるだろう。

（参考文献）

澤村明,2006,「日本における経営学系のNPO研究の状況」『ノンプロフィットレビュー』Vol.6(1&2),pp.37-45

■日本における国際協力 NGO の成長について

榎 晃次 (国士舘大学大学院グローバルアジア研究科博士課程)

【研究背景・目的】

日本の国際協力 NGO(以下 NGO)は、長年財務に関して課題が存在する内外にて指摘されている。これは、Salamon(1987)が「ボランティアの失敗」の中で、非営利組織は必要とする財源を自前で集めるのは容易ではないと指摘しているように、団体の担当者からも、財務課題が恒常的に存在するのは半ば致し方ないといった声が聞かれる。しかし日本という同じ環境においても、組織の収入規模を相当に成長させた団体もあれば、成長できていない団体も存在する。そこで本稿では、収入規模で上位に位置する NGO は、なぜ成長できたのかについて検討する。

【先行研究】

NGO を含む非営利全体における財務の成長に関する先行研究のレビューを行なった。まず Foster & Fine(2007)は「どのように非営利組織は大きくなるのか」という問いのもと財務データを用いて分析を行った結果、年間収入 5,000 万ドルを超える 110 団体の内 90%の団体が、1 つの収入源から組織収入全体の 90%を得ていることを明らかにした。更にインタビュー調査を行いその結果からも大規模組織の共通点は、収入源の集中化であると結論づけた。また Chikoto & Neely(2014)は、収入集中化が組織の財務の成長に資する戦略か否かの実証研究を行なった結果、収入集中化が、時間の経過と共に財務の成長と総収入の成長に貢献することを明らかにした。日本国内においても、財務の成長に関する研究として、馬場・石田・奥山(2010)や田中・奥山(2011)、中嶋・馬場(2012)などが財務データベースを用いて分析を行っている。しかし、分析対象団体の収入規模が主に 5,000 万円以下を対象として研究が行なわれている為、その導き出された結果も、中小規模の団体のみに適応できると想定される。また、本稿が問題として取上げる大規模団体における財務の成長分析は、日本国内ではこれまで行われていないことが明らかになった。

【研究方法】

まず国際協力 NGO センター(JANIC)が WEB 上で公開する「NGO ダイレクトリー」を参照に、本稿が研究対象とする NGO を 256 団体と定めた。次に 256 団体の 2016 年度の財務諸表を収集し、独自の財務データベースを構築した。更に収入規模順位を把握し、分析対象とする団体

を上位 10 位に限定した。上位 10 団体の過去の財務諸表を、管轄庁へ開示請求等を行い収集した結果、団体によって収集できた年度は異なったが、2001 年まではどの団体も収集できたことから、2001 年度から 2016 年度の 16 年間の財務データベースを構築した。この財務データベースを基に、先行研究で用いられてきた財務指標を用いて大規模 NGO における財務の成長分析を行なった。

【主たる結論】

まず Foster & Fine(2007)が対象とする年間収入 5,000 万ドルを超える団体は、日本では 1 団体であったが、その団体においては、一つの収入源で組織収入全体の 90%以上を占めることが明らかになった。次に対象とした 10 団体において、収入規模が大きくなることと収入源の集中化が進むことに中程度の正の相関がみられた($r=.561$, $p<0.01$)ことから、収入集中化が成長する上で重要な視点であることが明らかとなった。更に日本国内で行われてきた研究では、団体が小規模から中規模へ成長する際、主に事業収入による成長が指摘されてきたが、大規模へ成長する過程においては、必ずしも事業収入ではなく、寄付金や助成・補助金などそれぞれの団体に適した財源によって成長することが新たに把握できた。

【参考文献】

- 馬場英郎・石田祐・奥山尚子 (2010)「非営利組織の収入戦略と財務持続性-事業化か、多様化か?」『ノンプロフィット・レビュー』vol.10, no.2, pp.101-110.
- Chikoto, Grace L. and Neely, Daniel G. (2014) Building Nonprofit Financial Capacity: The Impact of Revenue Concentration and Overhead Costs, *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, vol.43, no.3, pp.570-588.
- Foster, William and Fine, Gail (2007) How nonprofits get really big, *Stanford Social Innovation Review*, pp.45-55.
- 中島貴子・馬場英郎 (2012)「非営利組織の成長性と安定性に関する実証分析」『非営利法人研究学会』vol.14, pp.69-79.
- NGO ダイレクトリー (<http://directory.janic.org/directory/>) 2018/11/11.
- 田中弥生・奥山直子 (2011)「パネルデータにみる規模別 NPO の収入 戦略の比較研究」『大阪大学経済学』vol.60, no.4, pp.65-83.

■非営利組織のレジリエンス：英国チャリティ制度にみる対応

中島 智人（産業能率大学）

【問題意識】

今日の非営利組織が直面する大きな課題のひとつに、社会的課題の多様化・複雑化に応じて増大する非営利組織への期待と、公的支出の削減・厳格化に代表される非営利組織における資金調達環境の悪化とをどのようにバランスをとり、将来にわたっていかに活動を継続するか、ということがあげられる。ここでキーワードとなるのが、非営利組織のレジリエンス（回復力）の獲得である。本報告では、英国チャリティ制度を事例に、変化する環境に対して非営利組織が継続して有効性を保つための方策について検討する。

英国チャリティにおけるレジリエンスの獲得は、主に個々のチャリティが策定する積立金政策（*reserve policy*）の中に示される。チャリティ（厳密には、チャリティの理事）は、それぞれ積立金政策を策定し年次報告書の中で公表することが義務付けられており、チャリティの目的や事業規模に応じた適正規模の資産の蓄積が求められる。積立金政策の立案によって、チャリティは多様なステークホルダーに対して、資産保有の正当性を説明することができ、その結果チャリティに対する信頼性を高め、結果としてレジリエンスの獲得につながると考えられている。

翻って日本の非営利組織、特に公益法人においては、財務三基準（いわゆる収支相償、公益目的事業比率、遊休財産の保有制限）により、環境の変化に対応した持続的・安定的な事業を阻害されることが指摘されているように、資産保有そのものの制約が大きく、非営利組織のレジリエンスという発想が希薄である。本報告では、英国チャリティ制度における資産保有にかかわる特徴を参考に、日本の公益法人制度における課題にも言及したい。

【手法】

まず、英国チャリティが置かれている現状および政府の期待について、英国国会や英国政府の文書、あるいは先行研究から検討し、チャリティにおけるレジリエンスの獲得の重要性について確認する。そのうえで、チャリティ委員会（*Charity Commission*）の資料から、チャリティにおける積立基金政策の実際を述べる。チャリティの目的を達成するための理事の責務から、チャリティが変化する環境に対して継続して事業活動を行うために求められる方策について検討する。また、英国チャリティにおける資産保有に対するアプローチを、日本の公益法人制度、特

に財務三基準における考え方と比較し、その特徴を明確にする。

【結論】

英国では、このように、適正な資産を蓄積し保有することは、チャリティが環境の変化に対応しその目的を達成するための事業を行ううえで必須のものとして正当化される。非営利組織の財政面におけるレジリエンスが、積立金政策の立案によって確保される方策が取り入れられている。個々のチャリティが、自らの資産保有についての考え方（政策）を明確にし、それを開示することにより資産保有を正当化する方法は、非営利組織の持続可能な活動を可能とする方法として、公益法人他の日本の民間非営利組織制度でも検討する意義があるのではないだろうか。

【参考文献】

- Charity Commission (2017) *Charity Reserves: Building Resilience (CC19)*, Charity Commission
- Charity Commission (2017) *Charity Governance, Finance and Resilience: 15 Questions Trustees Should Ask*, Charity Commission
- Charity Commission (2018) *Charity Reserves Policies: Demonstrating and Building resilience*, Charity Commission
- House of Lords Select Committee on Charities (2017) *Stronger Charities for a Stronger Society*, House of Lords
- Sladden, Nick and Anna Spencer-Gray (2018) *Charity Reserves: Resilience in 2018*, RSM UK Group LLP
- 民間法制・税制調査会 (2018) 『公益法人制度改正に関する報告書公益財団法人公益法人協会』、公益財団法人公益法人協会、公益財団法人さわか福祉財団、公益財団法人助成財団センター

■包括的支援における子育て支援 ―結合型 SC の「町内会自治会」と橋渡し型 SC の「NPO」に着目して

川島典子（新見公立大学）、新川達郎（同志社大学）

【取りあげる問題】

内閣府が 2003 年に出した報告書『豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて』には、ソーシャル・キャピタル（以下、SC）と合計特殊出生率には相関関係があることが示されており、少子化対策として SC は有効であることが推察される。本研究の目的は、SC の代表的な下位概念である「結合型 SC」と「橋渡し型 SC」に着目し、2017 年より始まった全世代型全対象型の包括的支援における地域包括ケアシステムの子育て支援において、行政や市区町村社協等の専門職が、「結合型 SC」の「町内会自治会」等と、「橋渡し型 SC」の「NPO 法人」等をつなぎ、コーディネートしながら、地域レベルの SC を構築していくことが、包括的支援の地域包括ケアシステムにおける効果的な子育て支援につながるという仮説を実証的に検証することにある。

【用いる手法】

まず、2018 年 3 月から 4 月にかけて、全国 47 都道府県の都道府県社協に対し、郵送法により自記式アンケート調査を行い、「結合型 SC」の「町内会自治会」等と「橋渡し型 SC」の「NPO 法人」等を専門職がつなぎながら子育て支援を行っている自治体を抽出した。

抽出した自治体の内、調査に御協力頂けた A 県 B 市 C 地区（小学校区）と、統制群として専門職等が「結合型 SC」と「橋渡し型 SC」をつないでいない D 県 E 郡 F 町の保育園・保育園と小学校の保護者それぞれ約 500 名、総計約 1000 名（C 地区、F 町とも全数調査）を対象として、郵送法による自記式アンケート調査を行った。調査期間は、2018 年 6 月から 7 月である。調査結果は、相関分析により分析し、相関関係のあった変数のみ統制変数を投入してロジスティック回帰分析を行った。

【結論】

C 地区では、「子育てしやすい地域」と「子育ての環境に満足している」という変数と正の相関関係にあったのは、結合型 SC の代理変数である「地域内信頼」のみで橋渡し型 SC の代理変数とは正の相関関係になかった。

また、F 町では、「子育てしやすい地域」と正の相関関係にあったのは、「結合型 SC」の代理変数である「地

域内信頼」と、「橋渡し型 SC」の代理変数である「地域外信頼」等であったが、統制変数を投入してロジスティック回帰分析を行った結果、「子育てのしやすい地域」と関連があったのは「地域内信頼」のみになった。

また、「子育てに関する環境に満足している」という変数と正の相関関係にあったのも、結合型 SC の代理変数の「地域内信頼」と橋渡し型 SC の代理変数である

「地域外信頼」等であったが、統制変数を投入してロジスティック回帰分析を行った結果、関連があったのは、「結合型 SC」の代理変数である「地域内信頼」等のみで、「地域外信頼」との関連はみられなくなった。

つまり、少なくとも本調査では、介入群・非介入群ともに、負の要素が強調されがちな「結合型 SC」の代理変数と子育てのしやすさに相関関係がみられ、「橋渡し型 SC」の代理変数とは相関関係がなかったということになり、本調査においては本研究の仮説は検証されなかったということになる。と同時に、日本における子育ては、いまだ血縁・地縁に頼るものであることが推察され、だからこそ、今後は、橋渡し型 SC の「NPO」や「NPO」法人等による子育て支援を強化していくことの重要性があらわにされた結果となった。

【参考文献】

内閣府（2003）『豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて』内閣府国民生活局、等

■社会関係資本の世代間継承—長野県須坂市調査からの知見

稲葉 陽二（日本大学）

【取り上げる問題】

「心の外部性を伴った信頼・規範・ネットワーク」（稲葉 2005）である社会関係資本（ソーシャル・キャピタル、以下 SC と略）は、教育、健康、政府の効率、地域社会の安定、企業を中心とした経済活動、災害、など、さまざまな社会経済事象と密接に関連していることが実証されている（露口 2016、佐藤 2018、大守 2018、金光 2018、稲葉 2016）。市場の失敗と政府の失敗を補完する共助には社会関係資本の存在が不可欠である。しかし、現在多くのコミュニティにおいて社会関係資本の世代間継承が大きな課題である。本報告では、この社会関係資本の世代間継承を長野県須坂市における調査結果から分析する。

【用いる手法】

本研究の分析には以下の聴き取り調査と郵送法アンケート調査の 2 つの調査方法を用いる。

（データ）

聴き取り調査

2017 年 11 月 2 日に筆者が実施した。聴き取り対象は須坂市長、市議会議員、市役所職員、保健補導員委員会会長、育成会会長、消防団団長、PTA 会長等 12 名である。質問内容は前節で挙げた 10 の活動の現状について、過去 10 年間のこれら 10 事例に類似した活動が新たに実施されたか、なぜ須坂ではこれらの非営利活動が長続きするのか、の 3 つであり、これらの問いにもとづく半構造化インタビュー調査である。

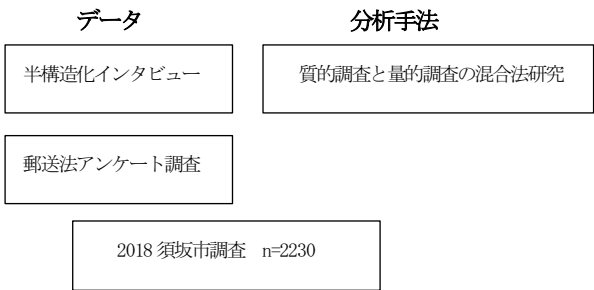
郵送法アンケート調査

筆者が 2018 年 2 月～3 月に須坂市と共同で実施した「多世帯が安心して暮らせる地域づくりに向けた調査」のデータを用いる。同調査は 20～79 歳の男女 4,000 人を対象とした郵送法によるアンケート調査で、有効回答 2,230 票を得た。同調査は世代間継承感、世代間の交流、人々の間のつながりの状況（社会関係資本）、回答者の属性などについて尋ねている。

（解析手法）

本研究ではアンケート調査でえた量的データに基づく多変量解析と聴き取り調査でえた質的調査で得た情報の両者を用いて総合的に判断する、混合研究法を用いる。多変量解析については、アンケート調査で得た、社会関係資本と世代間継承に関する考え方、との関係に焦点をあつて

て分析する。なお、分析ツールは SPSSVasion25 である。



【結論】

聴き取り調査での結果は、保育園・幼稚園から小学校までの 9 年間の一貫教育が成人になった後も保健補導員や消防団の経験が地域におけるソーシャル・キャピタルの存在を意識させ、その世代間継承に役立っていること、特に、保健補導員は補導員修了後もさらに活動の範囲を広げて社会関係資本の世代間継承に資していることが確認されている。

郵送法調査にもとづく社会関係資本と世代間継承に関する考え方、についての詳細な多変量解析については現在実施中であるが、予備的考察では社会関係資本が世代間継承に関する考え方と統計的に有意に正の関係で結びついていることは確認されている。

【参考文献】

稲葉陽二（2005）「ソーシャル・キャピタルの経済的含意—心の外部性とどう向き合うか」『計画行政』28（4）、日本計画行政学会、17—22 頁。
稲葉陽二（2016）「第 I 部学術的有効性と政策的含意」稲葉陽二・吉野諒三編著『叢書ソーシャル・キャピタル第 1 巻 ソーシャル・キャピタルの世界 学術的有効性・政策的含意と統計・解析手法の検証』ミネルヴァ書房。
露口健司（編著）（2016）『叢書ソーシャル・キャピタル第 2 巻 ソーシャル・キャピタルと教育』ミネルヴァ書房。
大守隆（編著）（2018）『叢書ソーシャル・キャピタル第 3 巻 ソーシャル・キャピタルと経済』ミネルヴァ書房。
佐藤嘉倫（編著）（2018）『叢書ソーシャル・キャピタル第 7 巻 ソーシャル・キャピタルと社会』ミネルヴァ書房。
金光淳（編著）（2018）『叢書ソーシャル・キャピタル第 4 巻 ソーシャル・キャピタルと経営』ミネルヴァ書房。

■複雑情報環境下の組織間連携と社会課題解決行動—防災システム構築事例を通じて—

亀井 省吾（産業技術大学院大学）

【取上げる問題】

企業の持続的成長とは既存事業を日々改善すると共に、不確実で複雑性のある環境に適応する為に新たな事業の種を見つけていく不断の取り組みの末に実現するものである。前者の漸進的取り組みを「活用(exploitation)」、後者の非連続な取り組みを「探索(exploration)」という。つまり、企業が持続的成長を達成する為には、March, J.G.(1991)が示した「活用」と「探索」の両立という課題に答えていかねばならない。Levinthal, D.A. & March(1993)は、組織は探索よりも活用を優先する傾向が強いとし、その両立の困難さを課題としている。亀井省吾、大橋正和(2014)では、企業が持続的成長を遂げる為には、新規事業創造を繰り返す継続的な成長メカニズムを企業に取り入れていく必要があるとし、「活用」と「探索」のダイナミクスにおける両立を、組織間の紐帯とアーキテクチャの同期循環として提示している。また、Kamei, S., M.Ohashi, & M.Hori (2015)では、社会課題を解決する企業行動をソーシャルインパクト行動と定義した上で、「探索」誘因として提示している。

一方、Aral, S., & Van Alstyne, M. (2011)では、複雑性が高い情報環境においては、強いつながりの効用が高いことを示しており、弱いつながりからの組織間連携の成立可能性は低いものと推定される。本研究では、社会課題解決という共通目的が、異なる組織間の弱いつながりを有効にする「集約」機能発揮の要因と成り得るのかについて考察する。

【用いる手法】

これまで社会課題として、障害者雇用の他、医療、災害復興、食と健康などを扱ってきたが、今般は防災に関する事例を扱う。また、これまでには主に単独企業事例を中心に見てきたが、今般は、スタートアップ企業と大企業の組織間連携を取り上げる。本事例では、災害発生時の帰宅難民問題解決を目的に、スタートアップ企業が開発した技術と大企業の既存技術による新たな防災システム創造プロセスを、インタビューを実施する等により分析する。尚、分析は、Aral & Van (2011)にて示されている「多様性-帯域幅トレードオフ理論」における「トピック空間」「帯域幅」を用いて実施する。本研究では、株式会社アクアビットスパイラルズ（東京都港区）代表取締役社長 萩原智啓氏にインタビュー協力を得る。

【結論】

本研究の主たる成果としては、第一に、社会課題解決という目的が、複雑な情報環境下においても集約機能を発揮し、「帯域幅」の狭い弱い紐帯からなる組織間連携を有効に機能させる効用を持つこと。第二として、一旦成立した組織間連携は、共通の社会課題解決に向けた取り組みの中で、強い紐帯に変化し、「帯域幅」を拡げていくこと。そして、この弱い紐帯から強い紐帯への移行には、社会課題へ真摯に向き合うことこそが実質的のモメントと成り得ることを提示したことである。扱った事例は企業組織間連携であるが、複雑性の高い現在の環境下における、社会課題解決こそを目的とするNPOを中心とした非営利組織と企業の組織間連携についての効用を明らかにするものとする。これら成果の発表、普及は、遍くイノベーションエコシステムとしての組織間連携にソーシャルインパクト行動を促し得、NPO など非営利組織と企業連携を促進する効果がある。

【参考文献】

- March, J.G.(1991), Exploration and Exploitation in Organizational Learning, *Organization Science*, 2(1), pp.71-87.
- Levinthal, D.A. & J.G.March(1993), The myopia of learning, *Strategic Management Journal*, pp.14:95-112.
- 亀井省吾、大橋正和(2014)「中小企業における紐帯活用とアーキテクチャ・ダイナミクス— 中堅テントメーカーに見る新規事業創出事例からの考察—」『情報社会学会誌』 Vol.8, No.2, pp.45-62.
- Kamei, S., M.Ohashi, & M.Hori (2015). Social Impact Information as the Cause for the Formation of Ties in Enterprises, *Proceedings of 48th Hawaii International Conference on System Science*, pp.2786-2793.
- 亀井省吾(2016)『障害者雇用と企業の持続的成長に関する研究—事業における「活用」と「探索」の考察—』東京、学分社
- Aral, S., & Van Alstyne, M. (2011). The Diversity-Bandwidth Trade-off. *American Journal of Sociology*, 117(1), 90-171.

■実店舗におけるコース・リレーテッド・マーケティング効果の検証

世良 耕一（東京電機大学）、西森 義人（エムズコーポレーション）、村上 拓也（日経広告研究所）

【取上げる問題】

コース・リレーテッド・マーケティング（Cause Related Marketing：以下 CRM と表記）は「組織がコース支援を行い、それをコミュニケーションすることにより、マーケティング目標達成を促進するための戦略」と定義づけることができ（世良 2017）、NPO 支援等の社会貢献活動をマーケティング目標達成の手段と位置づけることができる。ここで「コース」は、「公益性のある支援対象」を意味する（世良 2017）。

CRM は 30 年以上にわたり多くの研究蓄積があるが、店舗における研究は多くない。店舗における CRM の先行研究としては、Cone(2008)と Steckstor(2011)があげられる。Cone(2008) では、Cone 社とデューク大学が共同で、被験者に、安売りを強調した通常の商品の棚か、コース支援を強調した CRM 商品の棚のどちらかが設置されたコンビニエンス・ストアの模擬店舗で買い物を行わせている。その結果、CRM が売上増へ寄与するとしている。また、Steckstor(2011)ではヨーロッパの大きなギフトショップのネット上の店舗を使用した調査が行われ、通常商品と比べて CRM 商品の購入数量が増加したという結果を導出している。これらの先行研究はいずれも実店舗で行われたものではない。Cone(2008)は模擬店舗での調査であり、Steckstor(2011)はネット・ショップにおける調査である。本研究は同じ店舗でも実店舗における調査という点で先行研究と異なる。さらに、両研究は売上データに対する分析のみを実施しており、社会貢献にかかるコストと原価を考慮した利益については言及していない。寄付の負担を顧客に転嫁せずに寄付付き商品を販売すれば、寄付の分だけコストが増えることになり、このコスト増を売上増でカバーできなければ、たとえ売上が増えていても利益は減ることになる。そこで、本稿では利益にも焦点を当て、CRM の利益面での有効性も検証していく。

【用いる手法】

茨城県、千葉県、栃木県に 9 店舗を展開しているパン製造販売業者の株式会社クーロンヌ・ジャポンにおいて、2017 年 11 月 1 日から、それまで 1 袋 340 円（税別）で販売されていたクッキー（ハッピークッキー）を価格変更せずに同社が寄付額を負担するかたちで、1 袋につき 20 円が茨城県龍ヶ崎市で生活が困難な子どもたちへの学習支援や子ども食堂などの活動をしている「特定非営利活動

法人 NGO 未来の子どもネットワーク」に寄付される寄付付き商品へと変更販売していただいた。そして、同社から当該商品の原価に加え、変更前後の店舗別売上数を教えていただいた。また、購買行動の背景や消費者に対する有効なコミュニケーション戦略を探るべく 2017 年 11 月 19 日に同社の 2 店舗において、来店客 69 名へのアンケートを実施した。さらに、同日、多面的に捉えるため同社従業員 42 名に対するアンケートも実施した。

【結論】

NGO への寄付付き商品の販売を開始した 2017 年 11 月のハッピークッキーの売上数は 880 袋となり、前年同月の 516 袋を 70.5%上回った。同商品の平均原価は 98.25 円であり、寄付額 20 円を差し引いた 1 袋あたりの利益は 241.75 円から 221.75 円に減ったが、売上数が伸びたことにより、同商品の利益は 124,743 円から 195,140 円と 56.4%上昇した。この結果、寄付の負担を顧客に転嫁せずに負担したのにもかかわらず、利益は増加したことになり、実店舗での利益面における CRM の有効性が確認できた。さらに、来店客へ「ハッピークッキーでは 20 円が『NGO 未来の子どもネットワーク』に寄付される仕組みになっているが、寄付はせずにハッピークッキーを寄付額分である 20 円割引いた方が良いと思うか」と尋ね、1 サンプルの t 検定を行ったところ、寄付の方が良いという結果が出た ($p < 0.01$) ことから CRM の有効性が裏付けられた。

【参考文献】

- Cone (2008), *Past. Present. Future. The 25th Anniversary of Cause Marketing*, <http://www.coneinc.com/stuff/contentmgr/files/0/8ac1ce2f758c08eb226580a3b67d5617/files/cone25thcause.pdf>.
- 西森義人 (2018)、「中小企業によるコースリレーテッドマーケティング (CRM) の活用と有効性の研究～社会性と事業性を両立する戦略的社会貢献とは～」法政大学大学院政策創造研究科 修士論文。
- 世良耕一 (2017)、『コース・リレーテッド・マーケティング 社会貢献をマーケティングに活かす戦略』、北樹出版。
- Steckstor, Denise (2011), *The Effects of Cause-Related Marketing on Customers' Attitudes and Buying Behavior*, Gabler Verlag.

■パートナーシップの進化プロセス～祇園祭ごみゼロ大作戦を事例に～

内田 香奈（特定非営利活動法人きょうと NPO センター）

【取り上げる問題とその背景】

社会的課題がますます多様化、複雑化する今日の社会において、NPO、行政、企業といった単独のセクターではもちろん、同一セクター間の協働でも、異なる2つのセクター間の協働でも、社会課題の解決が難しいことが指摘されるようになってきた（谷本：2003、小島・平本 2011）。そして、白石（2017a）は、協働について、とくにNPOと行政の「個別事業における官民の二者間のパートナーシップ」である傾向が強いとし、地域の政策をよりよく変えるためには、多者間のパートナーシップへと進化することが必要だとする。また、“collective impact”（以下、コレクティブ・インパクト）と言われる概念の登場など、社会課題解決のために異なるセクターから複数の主体が連携した取組みの必要性が指摘されるようになってきた。

本稿では、NPOが主導して異なるセクターの多様な主体との連携によって、社会課題を解決しようとする取組みを事例として、その連携がどのように発生し、どのような変化と効果をもたらすのか、パートナーシップの進化プロセスを示そうとするものである。

【事例の概要】

事例として取り上げるのは、京都において2014年から取り組まれている「祇園祭ごみゼロ大作戦」である。

日本三大祭の一つである「祇園祭」は、3日間の宵山期間中に国内外から60万人の観光客が訪れ、露店や地域の商店などでの飲食品等購入の結果、残される60トンのごみが大きな問題となっていた。

「祇園祭ごみゼロ大作戦」は、そのごみをゼロにすることをめざして、NPOが主導し、企業、行政の三者によるパートナーシップを形成して実践したものである。リユース食器の導入とのべ2200人のボランティアスタッフによるごみ等の分別回収の実施により、取組み初年に基準年（2013年）比25%のごみ減量を実現し、その後も基準年比で減量を達成している。

本事例は、NPOによる課題の認識から実現までに14年を経ており、その間、パートナーシップ型組織でのインキュベーション期、NPOと行政との二者間のパートナーシップ期を経て、NPO・行政（複数部局）・企業の各セクターから複数の主体が関わるプロジェクトへと移行してきたものである。

また、本事例は、行政とは連携しながらも、課題解決のゴールを行政施策になることにおかず、民間からの支援により、課題を解決するというビジョンを持っている。このようなビジョンを持つ取組みが、どのように形成され、実施されるのかを明らかにすることは、NPOによる取組みが、課題解決にむけてとりうる選択肢を提示することになると考え、事例とした。

【用いる手法】

筆者は、事例として取り上げる事業の中核的機能を担うメンバーとして、事業開始時から関わってきた。

本稿においては、事業を通じて実施した参与観察と、本事業に関与している人物、各機関や団体、事業者へのインタビュー調査、および各種資料の収集・分析を通じて考察を行った。

【主たる結論】

NPOによる課題の認識から本事例の実践にいたる期間を①萌芽期 ②萌芽期 ③実践期の3つに分け、各期におけるNPO・行政・企業の役割とその変化、そして各期への移行の要因を明らかにした。また、本事例を、白石（2017a）が示すパートナーシップの進化プロセス、新川（2002）によるパートナーシップの類型に当てはめ、今後、本事例がとりうるパートナーシップの3つの形を提示した。

NPOから始まった活動が、パートナーシップを形成し、課題解決に至る道筋は一つではない。本稿で示した道筋が他のどのような課題や取組みのフェーズに有効であるかは、さらなる検証が必要である。

【参考文献】

- 白石克孝（2017a）「連携アプローチから考察するローカルガバナンスと地域レジリエンス」 白石克孝・的場信敬・阿部大輔編『連携アプローチによるローカルガバナンス 地域レジリエンス論の構築にむけて』 日本評論社 2017 pp1-19
- 白石克孝（2017b）「地域政策と協働について考える」『日本地域政策研究』 19. pp84-89
- 新川達郎（2002）「市民・NPO・行政の新たなガバナンス」 山本啓・雨宮孝子・新川達郎『NPOと法・行政』 ミネルヴァ書房 pp116-13

■英国市民社会におけるレジリエンスの条件—イースト・ロンドンのコミュニティ開発調査を中心に—

【セッションのねらいと論点】

英国では、2010年の保守党・自由民主党への政権交代以降、市民社会の促進を謳ったビッグ・ソサイエティという理念が提示されたものの、中央政府から地方自治体への補助金が大幅に削減され、市民社会組織に対する地方自治体を通じた公的資金の流れは弱まった。しかも、Work Programme に典型的なように、大規模、かつ、出来高払い方式の委託契約が増え、公共サービス市場における大企業との競争が激化する中で、大企業に太刀打ちできる一部の大規模なチャリティ団体（スーパー・チャリティ）だけが生き残り、地域に密着した中小規模の事業型の市民社会組織は淘汰される現象（squeezing the middle）が生じているという。こうした緊縮財政（austerity）の時代において、福祉政策の後退により、貧困問題は一層顕在化してきているものの、市民社会の多様な活動を下支えしてきた公的資金の流れは弱まっている。特に、労働党政権下では、近隣地域再生資金等、多くの公的資金が投入されてきたいわゆる荒廃地域では、公的資金の削減幅が非常に大きかったと推測される。

以上のような環境変化の中で、英国の市民社会、とりわけ中小規模のチャリティ団体・協同組合・社会的企業は、どのように、その持続可能性を維持しているのだろうか。換言するなら、緊縮財政時代における英国市民社会のレジリエンスを可能にする条件とは何なのか、こうした問いを考えるために、我々は、これまで、英国の中でも、多様なバックグラウンドを持つ移民が多く住む貧困地域であるイースト・ロンドンのタワー・ハムレット区やニューアム区を中心に、地域に密着した社会的企業や協同組合、並びに関係する中間支援組織や地方自治体に対して、数多くヒアリング調査を行ってきた。本パネルでは、そうした英国における市民社会組織における多様なコミュニティ開発の戦略が、彼らの持続可能性にとって重要な意味を持っているのではないかということを検討していくことにしたい。

【想定される幾つかの論点】

（1）地域で多様な事業を連携させたコミュニティ開発

第一に、タワー・ハムレット区で主に移民女性の支援をする団体である Account 3 の活動とそれを取り巻くコミュニティについての調査結果を報告する。Account 3 は、この地域で20年以上活動を行い、このコミュニティ開発のひとつの核となっている団体である。具体的には、彼ら

は、移民女性が仕事を獲得できるよう、英語やITなどの就労支援のクラスを開設し、住民の能力と就労可能性を高めている。また、社会保障にアクセスできるよう福祉制度や法律に関する相談を行なっている。そして、子育て中の母親がクラスや相談を受けられるよう保育所も運営している。これらは短期的には個々の女性の雇用獲得という実際のニーズに応える活動といえよう。

一方でこれらの支援は、長期的には地域や社会を変えるというコミュニティ全体の戦略的なニーズにもつながっている。具体的には、エスニシティや宗教など多様性が高まる中で、社会的な凝集性（Social Cohesion）を高め、住民間の連帯を促すこと、また男女間のジェンダー平等を達成すること、これらの戦略的ニーズを見据えた活動が Account 3 では行われている。

加えて、以上のような Account 3 は、タワー・ハムレット区のソーシャル・ハウジングで活動するハウジング・アソシエーション Tower Hamlets Homes、長く貧困地域でコミュニティ開発を実践してきた Neighbors in Poplar、移民の教育支援を行う LEC Education 等、多様な組織との有機的なネットワークを基盤として事業を展開してきた。そこからは、Account 3 が、居住支援、生活支援、就労支援をミックスさせながら、包括的な自立支援のプロセスを構築しつつ、同時にネットワークを通じた資源調達も行っている姿を見出すことができるだろう。

（2）コミュニティ開発と教育の関係

第二に、West Silvertown Village Community Foundation (WSVCF) によるコミュニティ開発について扱う。West Silvertown は、Newham 区に位置する新興住宅地であるが、同地区は公営住宅であるソーシャル・ハウジングと一般の民間住宅（private housing）が含まれており、住民に大きな所得格差がある。新興住宅地であることからコミュニティがそもそも形成されていない上に、同地区住民の所得格差に伴う文化的差異がコミュニティ開発をより困難なものとしていると言える。そうした状況において WSVCF は、コミュニティ・センターである Britannia Village Hall を中心としたコミュニティ開発を行っているが、同時に、Academy 制度を活用し、小学校（primary school）と中学校（secondary school）の運営にも参画している。所得格差が教育格差を生むことは周知の通りだが、コミュニティ・センターを基盤に、学校教育にアプローチし、地域に開かれた学校教育を通して、コ

コミュニティ開発を行おうとしている WSVCF の実践は、いかなる意味を持っているのだろうか。学校という空間が、多様な階層や人種の人々の融合する空間であることを通して、地域における社会的凝集性を生み出そうとする WSVCF の戦略について考察を深める。

(3) 協同組合における新しい資金調達戦略

第三に、労働者協同組合 Calverts や NEF (New Economic Foundation) のヒアリングを通じて浮かび上がってきた協同組合における新しい潮流について論じる。英国では、現在、小規模なコミュニティ協同組合が数多く発生しているが、これらのコミュニティ協同組合の資金調達方法として、注目を集めているのが、コミュニティ・シェアと呼ばれる仕組みである。

コミュニティ・シェアは、クラウド・ファンディングに類似した仕組みであり、クラウド・ファンダーというネット上のプラットフォームを基盤に、協同組合が幅広く資金を調達することを可能にした。ただし、通常のクラウド・ファンディングと違うのは、コミュニティ・シェアにおいては、資金の出し手が、コミュニティ協同組合の組合員、すなわち、所有者となるということである。こうした動きは、プラットフォーム協同組合、或いは、オープン協同組合とも呼ばれており、英国の協同組合が情報技術の進展を取り入れ、個人による自発的な参加を吸収しやすい協同組合の新しい形態を目指す動きと見なすこともできるだろう。NEFにおいても、こうした動きは、営利追求を重視するプラットフォーム・ビジネスを中心に語られてきたシェアリング・エコノミーを、コモン・オーナーシップ型の企業形態に変革していくものとして注目されていると言えるだろう。

(4) 英国における住民の自主活動と自治体との協働

近年、英国では住民グループ等によるコミュニティ・ショップの運営やコミュニティ・センターの自主管理の動きが見られつつある。これらの直接的な契機は政府の自治体向け補助金の大幅削減であるが、他方で、自治体施設の移管等により住民の自治活動の拠点ができ、これをソーシャル・ハウジング (Tower Hamlets Homes) や中間支援組織 (Locality, Birmingham Voluntary Service Council) 等が資金提供やアドバイス等を通じて支えている。

他方で、自治体は2010年の連立政権発足以来、厳しい財政運営を強いられてきたが、価格の多寡に偏重した業務委託やアウトソーシングの限界を認識するようになり

つつある。その一つの流れが Social Value Act の戦略的な運用である。たとえば、Birmingham City Council では、一定額以上の委託金や補助金に対し、あらかじめ設定された社会的価値と Living Wage の達成を求めている。政府も市当局も、地場産業の保護・育成と third sector organisations への配慮を制度導入のねらいの一つとして掲げている。

英国のこうした流れは、日本の文脈に照らすと示唆的である。日本でも、「地域運営組織」などを通じて、地域のセーフティネットを住民グループそのもの、あるいは住民と公的団体との協働によって支えようとする動きが見られるとともに、休眠預金法の施行が追い風となり、こうした社会貢献型活動をいかに評価するかということも大きな議論になりつつあるからである。

本報告では、英国の動向が、日本の同様な取り組みに対してどのような示唆を提供しうるかという点を中心に報告する。

【パネリスト】

原田 晃樹 (はらだ こうき) =モデレーター

立教大学コミュニティ福祉学部教授。専門は地方自治・行政学。主な著書 (共著) として『合併しなかった自治体の実際』(公人の友社)、『リベラルアーツとしてのサービスマーケティング—シティズンシップを耕す教育』(北樹出版)。

藤井 敦史 (ふじい あつし)

立教大学コミュニティ福祉学部教授

1967年神奈川県生まれ。専門は社会的企業とコミュニティ開発。主な著書に、共著『NPO 再構築への道』勁草書房、共編著『闘う社会的企業』勁草書房等。

走井 洋一 (はしりい よういち)

東京家政大学教授

1970年兵庫県生まれ。教職課程を担当。主な著書 (共著) に『教育の現在—子ども・教育・学校をみつめなおす』(学術出版会)、『教育的思考の歩み』(ナカニシヤ出版)、『教員養成を問う—制度・実践・思想』(東洋館出版) 等がある。

坂無 淳 (さかなし じゅん)

福岡県立大学人間社会学部講師

1980年北海道生まれ。専門は社会学とジェンダー研究。山形大学男女共同参画推進室、立教大学コミュニティ福祉学部を経て現職。業績に「保育不足に親たちはどう対処してきたか：埼玉県新座市の団地共同保育の事例から考える」『立教大学ジェンダーフォーラム年報』、「大学教員の研究業績に対する性別の影響」『社会学評論』等がある。

■NPO・ボランティアによる被災地支援の今 ～大阪北部地震事例を中心に～

【本パネルの目的と背景：災害とNPO・ボランティア】

本パネルセッションでは、NPO・ボランティアの活躍が期待される災害被災地支援活動について、実践・研究の深化に寄与することを期待するものである。

1995年の阪神・淡路大震災以降、支援活動が偶発的なものではなく、より成果をあげるものとなるよう、1997年の日本海重油流出事故の後、関係者の間で災害対応経験から得られた一連の知識を共有し、次の災害に活かしていくための社会的な仕組みが必要という認識が共有された。その結果、災害ボランティアの全国ネットワークの一つである「災害がつなぐ全国ネットワーク」が結成された（菅 2015）。2004年の新潟県中越地震においては、その方法や考え方の違いから混乱も生じたことから、社会福祉協議会（以下「社協」と略記）および災害支援の関係者により災害ボランティア活動のための規範作りが進められた。また、その過程において、被災に伴う様々な課題解決を進めるために、「被災者中心」「地元主体」「協働」を運営の3原則とし、協働型の災害ボランティアセンター（以下、災害VC）としての支援体制が構築され、定型化していったとされる（全社協 2016）。

2011年の東日本大震災では広域的で甚大な被害が東北地域にもたらされた。そのために、緊急期の支援ニーズに対し、効果的に支援を届ける調整が不十分なために、「被災地域において支援の濃淡が顕著になるなどの混乱が生じ」た。また、「支援者同士の連携や、行政や企業などとのセクター間の連携についても、関係構築に時間がかかるなど限定的であり、有効に機能したとは言えない状況」があったとされる（JVOAD 設立趣意書より）。そうした被災地支援の各種団体のネットワークは、新潟中越地震の後2005年1月に「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」（支援P）が設置されていたし、2011年の東日本大震災の発生直後から「東日本大震災支援全国ネットワーク」が形成されたりもした。そして2016年には、東日本大震災の経験などを踏まえ、全国規模の災害対応に関わるネットワークや中間支援組織が協力して、特定非営利活動法人JVOADが設立されている。

こうした経緯を踏まえたとき、NPO・ボランティアによる今日的な被災地支援の実践的な課題がいくつか指摘できよう。第一に、NPOや他の支援を巡る関係機関とのネットワークが全国的に築かれつつある中で、それがより被災した地域で緊急的／恒常的に形成される災害支援のネットワークとどのように連携・接合するかである。第二

に災害ボランティア活動が地域社協を中心に開設される災害VCによってコーディネートされる中で、それとNPOによる支援活動がどのように連携・役割分担をするかである。さらにはボランティアの調整活動自体も依然、被災地では課題となりがちである。これらの問いを中心としながら、関連した実践的・研究的課題も含め、本パネルでは議論したいと考える。

【ケースとして的大阪北部地震】

本パネルでは2018年6月18日に発生した大阪北部地震での支援活動を中心的なケースとして紹介し、論点の理解を深める。大阪北部を震源とした同地震ではマグニチュード6.1を観測し、大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市では震度6弱を記録している。11月2日時点で人的被害としては、死者数は6名、重軽傷者が443名となっている。住宅被害は、全壊18件、半壊517件、一部破損は57,787件である。大阪府での避難所は27箇所設置され、最大避難者数は2,397人にも及んでいる。この災害においても過去の震災支援と同じように、多くのボランティアや支援団体が被災地救援活動を行なった。

【報告内容】

報告1「大阪北部地震においておおさか災害支援ネットワーク（＝OSN）が果たした役割」

永井 美佳（OSN 世話役団体／社会福祉法人大阪ボランティア協会 理事・事務局長）

OSNでは2014年から年3回の定例会を開催し、市民セクター、企業、団体、行政、社協などが顔の見える関係を築いてきた。平時は8つの世話役団体が相談しながら作業を分担しているが、地震発生後に当協会が当番事務局を引き受け、災害時連携会議を11回開催するなど情報共有や支援団体間の連携調整をおこなった。その視点から見えた、大阪北部地震で発生した課題とその対応を報告する。

また、全国の災害支援団体は発災当日から大阪に集まり、それらの多くが地元ネットワークであるOSNと接合しつつ、地元行政や社協を通じて被災地域に入っていた。また被災地域社協を中心に災害VCを開設し、社協ネットワークがその運営を支援すると同時に、多様なNPOも災害VCと連携しながら支援活動を行った。そうしたセクターを超えた連携・協働の実際とその成果、そ

して今後の課題についても議論したい。

報告2「茨木市社協災害VCの活動について」

佐村河内 力

茨木市社会福祉協議会 課長代理／立命館大学政策科学研究科 博士前期課程

茨木市社協災害VCは、茨木市との協定により、立ち上げ要請があり、発災の翌日の2018年6月19日の午前9時に立ち上がった。

災害ボランティア依頼（以下ニーズ）件数は、2,218件。災害ボランティア数は延べ2,562人（2018年11月19日現在）。ニーズに対して、茨木市社協災害VCはどのように、災害ボランティアをコーディネートしたのか。また、NPO等が行う活動支援とどのように連携、役割分担を行ったのかを報告し、研究的課題から今後の災害VCのあり方についてを検討する。

報告3「日本の災害対応の構造とNPO・行政連携の模索 菅野 拓

人と防災未来センター 主任研究員

災害救助法・激甚災害法・被災者生活再建支援法といった日本の災害法制や、自治体の理想的な災害対応と現実の乖離を確認し、大規模災害の度に混乱する災害対応を統御するためには、マルチセクター化を進めることが重要であることを提示する。そのうえで、大阪北部地震を最新の事例の1つとして捉えつつ、東日本大震災以降のNPOと行政の連携の現実や模索されてきた枠組みを確認し、実務および法制度上で、今後必要な取り組みはどういったものなのかを検討する。

【パネリスト・コメンテーター】

永井 美佳

OSN 世話役団体／社会福祉法人大阪ボランティア協会
理事・事務局長

佐村河内 力

茨木市社会福祉協議会 課長代理／立命館大学政策科学研究科 博士前期課程

菅野 拓

人と防災未来センター 主任研究員

桜井 政成＝モデレーター

立命館大学政策科学部 教授

【参考文献】

菅磨志保. (2015). 災害ボランティア: 1.17 から 20 年の軌跡と今後の課題 (特集 阪神淡路大震災 20 年: 災害への備えがどう変わったか). 都市住宅学= Urban housing sciences, (88), 33-37.

全国社会福祉協議会. 2016. 災害ボランティアセンターの支援体制の強化に向けて（厚生労働省平成 27 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業「ボランティア・市民活動支援に関する調査研究事業」報告書）.

■NPO への参加はなぜ忌避されるのか—コンジョイント実験による忌避要因の解明

坂本 治也（関西大学）、秦 正樹（北九州市立大学）、梶原 晶（関西大学）

【取り上げる問題】

1998 年の特定非営利活動促進法制定以後、NPO 法人の数は急速に増加し、2018 年 10 月末時点では 51,697 法人を数える。内閣府「NPO 法人に関する世論調査」

（2013 年 6 月実施）によると、NPO 法人を知っていると答えた者の割合は 89%である。いまや NPO 法人は完全に日本社会に定着したとみてよいだろう。

しかしながら、NPO 法人を含む広義の NPO や市民活動団体が一般の人々にとって身近な参加対象となったかといえば、決してそうとはいえない。各種世論調査が指摘してきたように、NPO・市民活動団体に実際に参加している者は一般人全体の数%で、ごく一部にすぎない。

「NPO・市民活動団体に参加したい」という積極的な意思をもっている者も 2 割以下にとどまる。多くの人々はむしろ NPO・市民活動団体には「関心がない」「関わりたくない」という忌避感をもっているのが現状である。

NPO への参加が多くの人々に忌避されている現状は、NPO 活動のさらなる発展にとって決して望ましい事態とはいえないだろう。人々の NPO への参加意欲を向上させるための効果的な方策を考えていく上では、「NPO への参加はなぜ忌避されるのか」を実証的にきちんと解明することが必要である。

そこで、本報告は NPO への参加の忌避要因を、コンジョイント実験という分析手法を通じて探究する。

【用いる手法】

本報告では、一般人を対象に行ったウェブサーベイ上で実施したコンジョイント実験 (conjoint experiment) の手法を用いて NPO への参加の忌避要因を探究する。コンジョイント実験は、複数の属性および属性ごとの複数の水準を分析者があらかじめ設定し、ランダムに表示される属性・水準の組み合わせから成るプロフィールを回答者に提示し、プロフィールの評価を回答してもらう分析手法である。この手法を用いることによって、ある意思決定に影響を及ぼす複数の要因の因果効果を同時に推定することができ、要因間の影響力の大きさを相互比較することが可能となる。また、回答に社会的期待迎合バイアス (social desirability bias) がかりにくいという利点もある。

コンジョイント実験は、複数の要因が影響を及ぼす政党公約に対する有権者の選好や移民に対する態度を分析する政治学の実証研究で用いられており、有効な分析手

法としてすでに確立している (Hainmueller and Hopkins 2015; Horiuchi et al. 2018)。本報告は、コンジョイント実験の手法を用いて NPO への参加を分析する初めての試みとなる。

本報告では、NPO への参加を規定する要因として、団体の法人格 (NPO 法人／一般社団法人／公益社団法人／市民活動団体)、活動分野 (福祉／環境／教育／人権・平和)、活動形態 (政策提言／抗議活動／サービス提供／啓発活動)、組織の性質 (ボランティア重視／会員の多様性重視／ビジネス性重視／寄付集め重視)、政治・行政との関係 (自民党と友好的／立憲民主党と友好的／行政と友好的／政治・行政と接点なし) の 5 つに着目し、それぞれの属性・水準が参加に与える影響力を分析する。

【主たる結論】

コンジョイント実験の結果、明らかになるのは以下の事実である。(1)団体の法人格の違いは参加に有意な影響を与えていない、(2)活動分野が福祉の団体に比べると、教育や人権・平和の団体への参加は忌避される、(3)サービス提供を行う団体に比べると、政策提言や抗議活動を行う団体への参加は忌避される、(4)ボランティア重視の団体に比べると、ビジネス性重視や寄付集め重視の団体への参加は忌避される、(5)政治・行政と接点なしの団体に比べると、政党や行政と友好的な団体への参加は忌避される、(6)各属性の因果効果を比較すると、とくに影響力が大きいのは政治性や金銭に関わる要因である。

分析結果からうかがえるのは、NPO の政治性や金銭重視姿勢を人々は否定的に捉えており、それゆえに NPO への参加を忌避している、という事実である。これは、アドボカシーやソーシャルビジネスが強調される近年の NPO 界に対して、無視できない含意を有する。

【参考文献】

- Hainmueller, Jens and Daniel J. Hopkins. 2015. The Hidden American Immigration Consensus: A Conjoint Analysis of Attitudes toward Immigrants. *American Journal of Political Science* 59(3): 529-548.
- Horiuchi, Yusaku, Daniel M. Smith, and Teppei Yamamoto. 2018. Measuring Voters' Multidimensional Policy Preferences with Conjoint Analysis: Application to Japan's 2014 Election. *Political Analysis* 26(2): 190-209.

■地域中小企業への社会人インターンシップに関する研究-NPO 法人 G-net の事例より-

今永 典秀 (名古屋産業大学)

【取り上げる問題】

経済産業省(2017)は「一億総活躍プラン」の実現に向けて、働き手一人ひとりが出産・育児介護などのライフステージに合わせ、働き方を柔軟に選択できる社会を作り上げることが必要であり、兼業・副業やテレワークに加え、時間と場所を選ばない「雇用関係によらない働き方」の重要性を主張し、その選択肢としての確立が柔軟な働き方の実現の鍵を握ると述べている。嵯峨(2011)によるとラテン語の「Pro Bono Publico (公共善のために)」を語源とする社会的・公共的な目的のために、自らの職業を通じて培ったスキルや知識を提供するボランティア活動をプロボノと定義している。また、杉岡ら(2015)は、プロボノに関する先行研究を概観し、代表的なプロボノ活動団体の事例や、プロボノ対象先の特徴などについて整理している。

【用いる手法】

本研究では、NPO法人G-net(以下「G-net」とする)が実施するシェアプロジェクト(以下「シェアプロ」とする)に着目する。G-netは2001年10月に設立され、「地域産業の経営革新と、担い手となる右腕人材の育成に取り組み、地域活性を支える事業を輩出し続ける」をミッションとして活動している。具体的な事業は、大学生を対象に岐阜県・愛知県の中小企業を中心に1か月以上の長期間の課題解決・新規事業企画立案のインターンシップを中核とする。2013年からは、中小企業のみぎうで人材の新卒採用支援事業を実施し、インターンシップのコーディネートノウハウを活用した企業向けのサービスや、社会人向けのプログラム開発に近年取り組んでおり、シェアプロはその一環として2017年度から実施されている。

シェアプロは、中小企業が抱える課題について社会人がプロボノとして3ヶ月間、勤務時間外の協働を通して解決策の提案・実施に取り組むものである。説明会の後、受入先企業とプロボノのマッチングが行われ、通常4人から6人が受入先企業を担当する。特徴は、冒頭でフィールドワークなどを通して現状を理解した後、各自がノウハウに基づく調査・分析や、業務時間外で対面の会議に加えオンライン通話も活用した会議による議論が行われる。中間と最終発表があり、全員が対面する機会が設定されている。

そこで、実施主体である G-net へのインタビュー調査、

プロボノとシェアプロ受入企業による報告会の参与観察、及び参加者への意識調査により、プロボノによる社会人インターンシップが果たす役割と参加者に対する効果を明らかにする。

【主たる結論】

受入先企業やプロボノ参加者が変わっても継続する仕組みが確認できた。具体的には、G-netが有するインターンシップで養われた中小企業のコーディネートノウハウを活用し、成果を実現するプログラム設計に加え、G-net職員がメンターとして各グループに入り、地域の中小企業と、メンバーの状況に応じたプロジェクトの進捗管理・フォローする役割などの特徴があげられる。

また、本プロジェクトの課題提供先の中小企業にとっては、プロジェクトの一員として若手社員が参画することを通して、社内研修の一環として、外部人材との交流や、新たな知識の修得を喚起することが期待でき、有効に機能することが把握できた。特に、大企業などで経験を有するプロボノ社員との交流の機会は稀少であり、論理的思考力の必要性や、フレームワークに落とし込んだ思考方法や計画立案、会議の事前の準備・運営方法などに関して有益であることが把握できた。

一方、プロボノ参加者にとっては、実際に付加価値を提供し、具体的な成果を生み出しているが、無報酬によるボランティアのプロボノとして、それぞれが個人に応じたメリットを感じた状態で参加していることがわかった。企業内で将来希望する業務や目標の実現に向け、有益な機会であり、既存業務では得られない経験や、視野の広がり、人脈の拡大などが得られる点が確認できた。

【参考文献】

経済産業省(2017)「兼業・副業を通じた創業・新事業創出に関する調査業務研究会提言～パラレルキャリア・ジャパンを目指して～」

嵯峨生馬(2011)『プロボノ:新しい社会貢献 新しい働き方』勁草書房

杉岡秀紀編著(2015)「地域力再生とプロボノ」公人の友社

■プロボノ人材の参加動機と意識の変化-横浜市ソーシャルビジネス支援の事例から-

高瀬 桃子 (立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科 博士課程前期)

【事例の背景・概要】

近年、これまで市民活動やボランティアなどへの関わりのなかった人々が新たにそれらに参画するひとつの形として「プロボノ」が広まっている。プロボノとは、ラテン語で「公共善のために」を意味する「pro bono publico」の略で、「社会的・公共的な目的のために、自らの職業を通じて培ったスキルや知識を提供するボランティア活動」のことである(嵯峨 2011)。従来プロボノは欧州で弁護士による無料法律相談などのことを指していた。現在日本において会計士による「NPO 法人 Accountability for Change」など、専門職による組織化されたプロボノも存在する。一方で、2001 年に米国で創設された「Taproot Foundation」がプロボノの対象を、IT やマーケティング、デザインなど、幅広いビジネスパーソンに拡張し、プロボノの概念を再定義した(嵯峨 2011)。この再定義されたプロボノを「プロボノ(広義)」、従来の専門職によるものを「プロボノ(狭義)」とし、本稿では主に「プロボノ(広義)」について論じる。

横浜市では2007年よりソーシャルビジネス支援を行っており、2016年度から3年間は支援の一環として「プロボノ(広義)」が導入されている。プロボノによって事業に対する成果がもたらされると同時に、プロボノ人材と支援先事業者のそれぞれに意識の変化がもたらされているが、その点についてはまだ解明がされていない。

そこで本研究では、横浜市のソーシャルビジネス支援において、プロボノ人材が支援前にプロボノにどのような参加動機を持ち、支援後にどのような意識の変化があったのかを検討した。

【事例の主たる成果】

横浜市ソーシャルビジネス支援事業では、支援先団体は法人格を問わず横浜市内を拠点にソーシャルビジネスを行う事業者、プロボノ人材は横浜市在住在勤者に限定している。2016年から3年間の支援先事業者数は、20事業者(株式会社、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、企業組合、任意団体)であり、プロボノ人材としてエントリーをした人は68名であった。その属性は、会社員40名、公務員10名、個人事業主8名、経営者7名、学生1名、その他2名であった。プロボノへの参加動機を分類すると次の通りであった(複数回答)。

「スキルや経験の活用」19名、「地域貢献・地域活性へ

の関心」13名、「社会貢献への興味関心」11名、「ネットワーキング」10名、「スキルアップ・成長・視野拡大・仕事へのヒント」10名、「社会的企業・ソーシャルビジネスへの関心」9名、「将来自分自身が起業したい」8名、「プロボノのしくみへの関心」5名などであった。嵯峨が示している「プロボノワーカーの参加動機」と比較すると、「地域貢献」のほか「子どもの誕生に伴い地域を意識した」「地域を知りたい」という回答が特徴的だった。

また、プロボノ支援後の意識に関して、インタビュー調査を行った結果、支援の感想として「当事者ではないので明確な責任はないが、成果に対する責任感はあった」「支援先から普段の仕事でもらえないような反応がもらえ新鮮だった」「感謝される喜びがあった」「仕事の原点、なぜ仕事をするのかを思い出した」「事業者もプロボノの仲間もプロボノをしなかったら出会えない人ばかりだった」

「それぞれの立場の違いを超えてフラットに仕事できた」といった回答が得られた。また、プロボノについては「やりたいことの延長線上で自分のスキルを活かして社会貢献ができた」「自分の中にオプションを増やせた」という回答が得られた。プロボノの定義はボランティア活動だが、支援を行う当事者にとっては必ずしもボランティア意識に基づくだけではないことが分かった。

【今後の課題】

地域の社会課題に参画する仕組みとしてプロボノをさらに機能させるためには、「プロボノ(広義)」におけるプロボノ人材の意識の解明とあわせて、支援先事業者の意識の解明も必要である。必ずしもボランティア意識が優位ではないプロボノ人材と、支援先事業者との間で意識の相違があるとすれば支援に支障を来たしかねない。支援先事業者がプロボノをどのようにとらえているのか、どのようなことを期待するのかを解明することが望まれる。

【参考文献】

嵯峨生馬(2011)『プロボノ 新しい社会貢献 新しい働き方』, 勁草書房
京都府府民生活部府民力推進課(2014)『京都府におけるプロボノに関する実態調査報告書』

■市民社会のネットワーク形成における第三国者の役割ーウェールズとブルターニュをつなぐ試みー

吉井 美知子（沖縄大学）

【実践の背景・概要】

福島原発事故を経て国内での原発新設が進まないなか、日本は官民挙げて海外への原発輸出に注力している。しかし2016年にはベトナムが計画を撤回、2018年には三菱がトルコへの輸出を断念し、同年12月現在、残る案件は日立が実施する英国ウェールズのウィルヴァ原発建設計画のみである（日経2018）。

一方、世界有数の原発推進国であるフランスでは、全58基が稼働するなか、西部ブルターニュ地方には廃炉中の研究炉1基を除いて原発がない。1976年から1981年にかけて同地方シザン半島のプロゴフにおいて一大市民運動により原発計画を撤回に追い込んだ歴史がある。

筆者はウェールズとブルターニュの住民が同じケルト系先住民族であることに着目し、両者の市民社会による反原発運動に協働があるかと調べてみた。すると、全く相互の連絡がないばかりか、それぞれ相手側のウィルヴァやプロゴフの名称さえも知らないことを知って驚愕した。

同じケルト系言語で話しながら、海峡を挟んで異なる国に属するため連絡がない。遠く離れた第三国者としてこれを結ぶ試みをと考えたのが本実践のきっかけである。

【主たる成果】

2018年8月ブルターニュを訪問、インターケルティックフェスティバルと称して、毎年夏に世界中からケルト民族が集まって文化交流の大イベントが繰り広げられていた。しかし脱原発を目指す地元の市民社会団体“Sortir de Nucléaire Comouaille”の広報担当者は、突然現れた日本人が、ウェールズの話ばかりするのに驚いた様子であった。それでも熱心に説得するうち、では交流をという話にはなった。

2018年10月、今度はウェールズ、アングルシー島を訪問、地元の反原発市民社会団体 PAWB (People Against Wylfa B) の人々に、ベトナムで日本から輸出される原発が撤回になった経緯を説明しつつ、プロゴフを宣伝して回った。「なぜバグパイプやダンスでは交流して、原発問題ではバラバラなんですか、つながりましょうよ。」と。

フランス側では毎年8月に開催しているプロゴフ記念ウォークにウェールズの人たちを招待しよう、となった。これにPAWBが賛成、2019年8月の実施に向けて準備が進められている。2018年12月現在は、ウェールズの人々にプロゴフで起きたことを理解してもらうためのドキュ

メンタリーDVDを選定し、英語の字幕をつけて上映会をいつ、どのタイミングで、どこで行うかの相談中である。

【今後の課題】

先行研究によると、プロゴフで住民がこぞって原発反対運動を進めて勝利できた理由の1つとして、先住民族であるブルトンとしてのアイデンティティーが強くはたらいたたためと記されている（Simon: 85-89）。沖縄、辺野古で新基地建設に反対する人々が「イデオロギーよりアイデンティティー」を合言葉にしているのに通じる。アングルシー島の人々も英国内でウェルシュとしてのアイデンティティーを前面に出して運動をしている。

海峡を挟んでケルトというアイデンティティーでつながり、市民社会のネットワークが形成されるのかどうか。何のしがらみもない第三国者が提案することで交流が始まったとしたら、それには一体どういう意味があるのかを考えてみたい。

ウィルヴァ原発計画は2018年12月の報道で、大きな財政問題に直面していると伝えられる（週刊ダイヤモンド）。別にわざわざウェールズとブルターニュを結ばなくても財政面から撤回されるかもしれないが、英国にはまだフランスが輸出するシンクリーポイント原発計画もある。場所もウェールズに近い。ウェールズとブルターニュの市民社会ネットワーク形成は必ず意味を持つと信じている。

【参考文献】

日本経済新聞電子版（2018）『トルコ原発、建設断念へ三菱重工など官民連合』12月4日付

(https://www.nikkei.com/article/DGXMZO38499400T01C18A2MM8000/?n_cid=NMAIL007)

週刊ダイヤモンド（2018）『日立の英原発建設が“座礁”、中西会長「極めて厳しい状況」』12月5日付、(<https://diamond.jp/articles/-/187554?page=2>)

Simon, Gilles (2010) *Plogoff: L'apprentissage de la mobilisation sociale*, Presses Universitaires de Rennes

【映像資料】

Jacquemain, François (1980) *Le Dossier Plogoff*, Synaps Collectif Audiovisuel & Iskra

Le Garrec, Nicole (2007) *Des Pierres contre des Fusils*, Bretagne Films

■地方議会における NPO をめぐる言説の変容：議会会議録を用いたテキスト分析から

小田切 康彦（徳島大学）

【問題の所在】

地方政府と NPO との関係を考えるとき、地方政府の“行政部門”と NPO との関係性が焦点になることは多いが、“地方議会”が直接的に議論の俎上にのることは少ない。これまで、NPO 関連の制度化や施策は、首長を中心とする行政部門でより積極的に展開されており、また、NPO が公共サービスを担う際の行政部門との契約や手続き等のあり方が問題となってきた。二元代表制の一翼を担うはずの地方議会の機能不全が指摘されるなかで、むしろ、それらを蚊帳の外に置いてきたといってもよいだろう。しかしながら、それでは地方政府のガバナンスを理解するには不十分と言わざるをえない。地方の各アクター間の協働・連携による自治の再構築が模索されるなかで、議会がどう位置付けられるかという論点の検討は重要である。もっとも、政治と NPO の関係を対象とした研究は蓄積が始まっているし（例えば、辻中ほか編 2012）、議会改革論においても、議会と市民・NPO 等との関係性は論じられている（例えば、江藤 2004）。そうした文脈のなかで、本報告が着目するのは、「NPO は地方議会によってどのように捉えられてきたのか」、という問いである。すなわち、地方議会の NPO に対する認知・認識の解明であり、とくに NPO の社会的認知が高まった 1990 年以降における動向と変化に注目する。これを通じ、地方政府と NPO との関係性における議会—NPO 関係というもうひとつの回路の理解を進展させる一助としたい。

【方法】

分析は、都道府県議会及び市議会における議員の NPO 等をめぐる発言をデータ化し、計量的に分析する方法を採用する。近年、地方議会における会議録の電子化、ホームページ等による一般公開等が進んでおり、そうした会議録データを用いて計量的に分析を行う研究が行われている（増田 2014；小田切 2016）。

分析対象としたのは、関西圏の 2 府 8 県における府県議会、ならびに同じく 2 府 8 県の県庁所在地の市議会である。分析データの収集は、各府県議会・市議会のホームページで公開されている「会議録検索システム」を用い、平成 7 年から平成 29 年までの本会議および各種委員会における会議録を対象とした。

このうち、本報告では、会議録全文を収集するのではなく、NPO 等をめぐる発言部分のみを抽出する形でデータを収集した。具体的には、「NPO」という発言が含まれる

発言のみを抽出した。これは、NPO 等の文脈に関係のない発言内容が大量に含まれることにより、分析にノイズが発生することを懸念したためである。なお、収集の際には、会議録における首長や各部局長等の答弁を除き、議員によって主体的に語られた発言のみを対象とした。一般質問や代表質問等の質問、反対・賛成討論等の討論、代表質疑・議案質疑等の質疑、議員が議員に対してする報告等に限定した。また、議員の発言であっても、議長が議事運営上、議員に発言を促す発言や、議長・副議長等の選任過程及び就任挨拶等は審議内容に関わらないため除外した。

【主たる結論】

分析から得られている現時点での主たる知見を示すと、第 1 に、とくに 90 年代においては、新たな公共サービスの担い手としての NPO への期待が認識されていた一方で、NPO に対する懐疑や NPO の行政部門への参画等に対する批判が確認された。議会は、従来から行政部門への市民参加を議会軽視としてたびたび批判してきたが、それらが NPO への反応にもつなげたとみられる。

第 2 に、2000 年代に入ると、そのような批判的反応はほとんどみられなくなった。この時期、NPO が政策形成や実施に積極的に関わるようになり、社会的な関心も高まった。その結果、議会は、そのような潮流に反する行動はとりにくくなり、また、消極的ではいなくなったとみられる。

第 3 に、2010 年以降では、ふたたび NPO への懐疑や批判がみられるようになっている。また、NPO が語られる機会が徐々に減少していることも確認できる。これは、NPO のガバナンスの脆弱性や活動の持続性等の問題が明らかになるなかで、NPO への期待の反動が不安として表出している可能性がある。

【参考文献】

- 江藤俊明（2004）『協働型議会の構想：ローカル・ガバナンス構築のための一手法』信山社。
- 小田切康彦（2016）「地方議会における協働言説」『同志社政策科学研究』20 周年記念特集号：45-57。
- 増田正（2014）「群馬県下における主要 3 市議会会議録に関するテキストマイニング分析」『地域政策研究』17(1): 1-17。
- 辻中豊・坂本治也・山本英弘（2012）『現代日本の NPO 政治—市民社会の新局面』木鐸社。

■シティプロモーションの目的としての地域参画総量と地方創生の関連性

河井 孝仁（東海大学）

【取上げる問題】

昨年度年次大会では、「地方創生」という議論において地域の「担い手」が不足するとの議論に注目し、地方自治体の組織においても「シティプロモーション」を冠する部局などが増えてきていることを確認した。

一方で、地域は、市民が主権者となり、議会・行政、NPO、地域企業が代理人となって、地域に関わる人々の持続的な幸せを実現するために「経営」されるものであることを述べた。

そのうえで、地方創生のためには、NPOをはじめとした地域経営の代理人が積極的に活動すること、また、そうしたNPOをはじめとした地域経営の代理人を支える市民の、意欲や活動が求められることを、地域経営のロジックモデルを提起しつつ明らかにした。

これらにより、シティプロモーションという施策評価の成功指標を定量的に把握する方法として、定住人口や観光客入り込み客数、あるいは、プロモーション動画の再生回数、民間調査機関によるブランド調査の順位などではなく、市民や活動主体の地域への参画意欲の定量化が求められることを提起した。

そのうえで、この課題に対し、NPOや市民の地域での活動意欲を定量化した「修正地域参画総量指標」(mGAP)を提案し、当該指標を実際の地方自治体のシティプロモーションの取り組みに適用することでの有用性や可能性を示した。

本発表では、こうした昨年度の発表を踏まえ、mGAPの要素として、F.ライクヘルドが提起したネットプロモータースコア(NPS)を用いつつも、その定量化手法を修正する必要があることを明らかにする。

また、その修正NPSが、地域の経済活動等に一定の関連性を持っていることを示す。このことにより、mGAPという定量化指標が、経済的な意味での地方創生を考えるためにも、十分に意義を持ち、的確な指標であると提示する。

【用いる手法】

2018年7月に、国内の成人に対し、性別及び年齢区分を勘案して適切な代表性を持つように留意したWEBアンケートを実施し、その結果を確認し、必要な分析を行った。

あわせて、2018年において、東京都足立区、神奈川県

横浜市若葉台団地等で、地域の魅力を物語として明らかにするワークを実施するとともに、その前後での地域参画意欲の変化を確認するアンケートを行った。

これらにより、それぞれが居住する地域への参画意欲・推奨意欲・感謝意欲を確認した上で、それぞれの意欲の違いが、地域産品の購入や、地域での就業意識にどのような影響を与えるかを属性にも留意するとともに確認した。

さらに、地域魅力を物語として示せるようになることが、地域への参画意欲とどのような関係しているかを明らかにした。

【結論】

この調査によって、F.ライクヘルドの提起するNPSでは、推奨意欲を高から低に向けて10～0としたうえで、「推奨者」を10～9とし、8～7を「中立者」とし、6以下を「否定者」としているものの、当該区分と、地域産品の購入意欲や地域での就業意欲とは十分に関連しない可能性が示された。

一方で「推奨者」を10～8、「中立者」を7～6、「否定者」を5～0とすることで、NPSと地域経済活動との関係がより明確に説明できることが確認できた。

発表においては、こうしたアンケート結果に依拠しながら、既に筆者が提起しているmGAPが、NPSを修正することで、地域というブランド訴求に係るシティプロモーションにとって適用可能性が高まることを示す。

あわせて、定住人口や地域外ターゲット人口を勘案しつつ、地域推奨意欲量・地域参加意欲量・地域活動感謝意欲量の3つの側面から定量化することの意義を確認する。

さらに、地域の魅力を物語として語ることの意義を、地方創生の文脈から明確化する。

現在、栃木県那須塩原市、東京都立川市、神奈川県中井町、静岡県富士市、兵庫県尼崎市、長崎県平戸市等で、当該mGAPの導入が検討され、調査段階では既に活用されていることから、これら導入事例についてのmGAPの意義を明らかにする。

【参考文献】

河井孝仁（2016）『シティプロモーションでまちを変える』彩流社

■ソーシャル・キャピタルと人工知能

【セッションのねらいと論点】

人工知能の発展については、多くの識者がかつてない大規模な影響を人々の職場に与えると警鐘を鳴らしている (Ford 2015 : WEF 2016 : 井上 2016)。その多くは、人々の職場が人工知能を利用することにより不要になり、職場を失った人々に新たな職場を与えることが市場メカニズムの中では困難になるとし、ベーシックインカム支給を求める論者もいる (井上 2016)。これは、市場メカニズムに職場を通してかわることのできる人間の比率が大幅に減ること、換言すれば、われわれの多くが市場メカニズムのはたらかない、ないしははたらきにくい世界で生活していくことを意味している。

社会関係資本 (ソーシャル・キャピタル) は市場メカニズムがはたらかない、ないしははたらきにくい、健康、防災、教育、企業内の組織 (企業は市場メカニズムに即して活動しているが、企業内は市場メカニズムが貫徹していない場合が多い)、発展途上国の経済、地方自治体の機能、公共財・準公共財の供給 (たとえば灌漑施設などの共有資源) などにおいて重要な役割を担っていることがこれまでの研究から明らかになっている。社会関係資本が 1970 年代に差別の経済分析 (Loury 1977) から始まり、2000 年代に政治学 (Putnam 1992 : 2000) で盛んに論じられ、今日も公衆衛生学で健康の社会的決定要因の一因として実証研究の対象とされているのも、それが市場メカニズムを補完する概念であったからである。

したがって、人工知能の浸透により職場が縮小し、われわれの日常生活において市場メカニズムの貫徹しない分野が拡大することになれば、社会関係資本がより一層重要な役割を担うことになる。しかし、近年の社会関係資本研究で、コミュニティ、特に職場の社会関係資本が大変重要であるということが次々と実証されているが、人工知能の発展は社会関係資本が有効である範囲を広げる一方で、従来からの社会関係資本を培う重要な場であった職場は縮小する。そのような街と生活、そして社会はどのようなものになるのであろうか。

本パネルでは、社会関係資本論でこれまで培われてきた知見に基づき、人工知能がわれわれの生活と社会にどのような影響を与えるかについて議論する。

まずは、我々の研究グループが独自に実施した社会調査の結果について報告を行う。人工知能が社会をどのように変えるかについての社会調査の観点としては、人工知能の発展により社会生活が劇的に変容することが予想

される一方、その具体性が明確でないため、影響分析手法も確立しがたい。そこで、地域社会の社会関係資本に対象を絞り、人工知能が今後いかにわれわれの社会に影響を与えるかを解明するための検証方法に焦点を当てた。

調査は、株式会社クロス・マーケティングに委託し、首都圏 (埼玉、千葉、東京、神奈川) の 20 代から 60 代までの男女計 6,000 人のモニターを対象に行った。主な質問項目は、ソーシャル・キャピタルについての質問項目 (社会参加、信頼、互酬性) に加え、身の回りの情報機器の利用状況や AI に対する意識となっている。AI については、「AI (人工知能) 技術の発展により、私たちは、よりいっそう幸せになれると思いますか。」という設問に対して、「ずっと幸せになれる」が 4.4%、「やや幸せになれる」が 30.5%、「わらない」が 6.1%、「あまり幸せになれない」が 13.9%、「けっして幸せになれない」5.2%と、極端な期待や、悲観的な意見はそれほどなく、むしろ幸福に少し良い影響を与えるのではないかと考えてられているとみることができる。その他にも、「AI (人工知能) がもたらす社会にたいしての影響」についての調査項目や、「AI (人工知能) を利用した技術が社会に取り入れられること」についての賛否、「AI (人工知能) を利用した以下の技術を日ごろから使ってみたいか」といった項目が含まれている。

なお、調査の詳しい内容については当日にパネリストから紹介を行う。

次に、人工知能の影響は現在の若年層により強く及ぶと考えられるため、若年層に対する影響を検討するための手法を論じる。人工知能の普及は格差の拡大をもたらすと懸念されている。そこで大学生を対象とした経済実験を実施した。そこでは、人との信頼ゲームと AI との信頼ゲームを行い、行動の変容やどのような対象者が人間 (AI) との交渉を好むのかということについて明らかにすることを試みた。

加えて、人工知能のさらなる発展によって、どのような人々の仕事が奪われるのか、人々の生活は豊かになるのか。経済活動の観点からは、生産関数を用いて、人工知能の登場による労働と資本の分配について検討を行い、それが経済活動に与える影響について議論を行いたい。

最後に、研究手法と望ましい政策について、会場参加者と議論を深める。

【パネリスト】

稲葉 陽二（いなば ようじ）

日本大学法学部 教授

京都大学経済学部卒業、スタンフォード大学経営大学院修了（MBA）、筑波大学博士（学術）。OECD 国際エネルギー機関シニアエナジーエコノミスト、日本経済研究所常務理事、日本開発銀行（現日本政策投資銀行）設備投資研究所長などを経て現職。専門は社会関係資本論。著書に『企業不祥事はなぜ起きるのか』中央公論新社、『ソーシャル・キャピタルの世界』ミネルヴァ書房、『ソーシャル・キャピタル入門』中央公論新社など。

石田 祐（いしだ ゆう）

宮城大学事業構想学群（部） 准教授

大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程修了。博士（国際公共政策）。ひょうご震災記念 21 世紀研究機構研究員、国立明石工業高等専門学校講師、同准教授を経て現職。専門分野は公共政策、NPO 論。著書に *Corporate Social Responsibility and the Three Sectors in Asia*, Springer.（分担執筆・共著）、『公共経営学入門』大阪大学出版会（分担執筆・単著）など。日本 NPO 学会事務局長。

立福 家徳（たてふく いえのり）＝モデレーター

日本大学法学部 助教

大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程修了。博士（国際公共政策）。福岡工業大学社会環境学科ポスドク研究員、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）付政策企画専門職を経て現職。専門分野は経済政策、公共経済学、応用計量経済学。

■学会企画 研究報告「休眠預金と社会的インパクト評価」

【セッションのねらいと論点】

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）が、2018年に施行され、現在配分体制の整備が進んでいる。この資金による「民間公益活動」支援は、その規模、その方法により、民間非営利セクターに大きな影響を与える可能性が高い。休眠預金がセクターへの配分は、多くのNPOが期待もし実現にも関与しており、資金枯渇に苦しむセクターとしては喜ぶべきことであろう。しかし、現時点では、セクターの内外で様々な危惧が語られ、様々な問題も指摘されている。

2018年8月5日に学会会長メッセージが出され、「法の『基本理念』にそって、学会としても議論の場を作り、制度に関する理解を深め、その運用に『多様な意見が適切に反映されるように配慮されるとともに、その活用の透明性の確保が図られる』ことに貢献」すること、また会員が、「どのように制度が作られ、どこにどのような形でお金が流れ、どのように使われていくか、そのポジ、ネガ含め、データを記録し、調査し研究」することへの学会の支援を提起した。本セッションは、その一つの実践である。

研究課題は多い。例えば、1、休眠預金や公営ギャンブル益金など巨額資金の民間非営利セクターへの配分はいかなる方法が妥当か、2、提案事業を配分の際いかに事前評価すべきか、3、配分資金が予期された結果をもたらしたかをいかに評価するか。革新性と裏腹のリスクをどう評価するか、4、個別事業評価は、全体の指定活用団体、資金分配団体等の評価にどのように関連するか、5、資金配分に伴うリスクはいかに手続き的に正当化されるか、さらにこれら規範的性質を持つ問いとともに、6、多様な問題意識からの法の政策形成・実施過程の実証研究なども重要であろう。

もちろん、これらは、例示にすぎないが、現制度の運用や将来にわたる制度改革や同種制度の改革のためにも、検討されるべき論点であろう。今回のセッションでは、特に、2に関連して、現制度にとって、重要なもつキーワードである、「社会的インパクト評価」を取り上げ、その可能性、意義、限界、さらにどのような利用が妥当であり、どのような利用は妥当でないのか、また代替的な手法の可能性について議論したい。

【報告者】

馬場 英朗（ばば ひであき）＝報告者

関西大学商学部教授（公会計・非営利会計）

内閣府の共助社会づくり懇談会「社会的インパクト評価検討ワーキング・グループ」に委員として参画。著書に『非営利組織のソーシャル・アカウンティング』（日本評論社：日本NPO学会林雄二郎賞、国際公会計学会図書部門学会賞）等。

津富 宏（つとみ ひろし）＝報告者

静岡県立大学国際関係学部教授（犯罪学・評価研究）

『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』現代人文社、2011年；『生活困窮者自立支援も「静岡方式」で行こう！2 相互扶助の社会をつくる』クリエイツかもがわ、2017；「SROI（社会的収益投資）に関する批判的考察」『日本評価研究』17: 33-41、2016等。

出口 正之（でぐち まさゆき）＝討論者

国立民族学博物館教授・総合研究大学院大学教授・「民都・大阪」フィランソロピー会議議長。『公益認定の判断基準と実務』全国公益法人協会、2018等、編著 *Civic Engagement in Contemporary Japan* *Civic Engagement in Contemporary Japan*, Springer, 2010; *Routledge Handbook of Civil Society in Asia* 等。一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体理事長として休眠預金等の指定活用団体に大阪から申請した。

岸本 幸子（きしもと さちこ）＝討論者

公益財団法人パブリックリソース財団代表理事・専務理事。民間シンクタンク勤務、海外留学を経て、2000年NPO法人パブリックリソースセンター創設。2012年寄付推進の専門組織パブリックリソース財団を設立。寄付の推進、NPOのマネジメント支援が専門。企業の社会貢献活動の企画や寄付の社会的インパクトの計測にも取り組む。元休眠預金活用審議会専門委員。

岡本 仁宏（おかもと まさひろ）＝モデレーター

関西学院大学法学部教授（政治哲学・NPO研究）日本NPO学会会長編著『新しい政治主体像を求めて』法政大学出版会、2014年；編著『市民社会セクターの可能性』関西学院大学出版会、2015；「第6章 2つの制度改革は非営利社団法人をどう変えたか」後房雄・坂本治也編『現代日本の市民社会：サードセクター調査による実証分析』法律文化社、2018等。

■休眠預金における社会的インパクト評価の論点整理—英国のインパクト評価との相違点—

馬場 英朗（関西大学）

【取り上げる問題】

休眠預金では、内閣府（2016）が提示したロジックモデルに基づく「社会的インパクト評価」を実施することが想定されている。ただし、一般的に社会的インパクト評価は、英国等で実践されている政策評価の一手法と認識されているが、実際のところ英国にも確立した社会的インパクト評価の手法が存在するわけではなく、またロジックモデルが実務に定着しているわけでもない。

その一方で日本では、社会的インパクト評価とは成果を厳格に測定するものである、あるいは成果に基づいて報酬の支払いを決定する基準となる、などの誤った理解が広がっている状況も見受けられる。しかし、社会的インパクト評価は最良の評価方法ではないかもしれないが、使い方によっては有用性が認められていることも事実である。そのため、休眠預金において実際に導入される前に、その利点と欠点を理解しておくことが重要になる。

【用いる手法】

休眠預金の制度的な枠組みは、英国のビッグ・ソサエティ・キャピタルが参考にされている。ただし、英国でもイングランドは休眠預金の大部分を、元本が毀損しない融資に充てており、成果を測定するための社会的インパクト評価は必ずしも導入されておらず、プログラムに対する資金助成を行っているアイルランドとは大きく状況が異なる。その一方、休眠預金とは異なる文脈において、英国ではエビデンスに基づく政策（EBP）により、公共サービスの成果を何らかのデータ等により裏付ける「インパクト評価」が導入されており、成果に応じて報酬を決める成果連動型契約も広がりつつある。

しかし、日本ではインパクト評価を取り巻くこれらの状況を整理しないままに、各々の論者が様々な立場から賛否を論じていることから、休眠預金において社会的インパクト評価が果たすべき役割について、論点が不明瞭になっていると思われる。そこで本研究では、2011年から7度にわたって英国で実施したインタビュー調査（内閣府、地方自治体、社会的企業など）に基づき、英国におけるインパクト評価の政策的位置づけを明らかにするとともに、日本における社会的インパクト評価との制度比較を行う。そして、休眠預金において社会的インパクト評価を活用するうえで検討すべき事項を抽出することによって、休眠預金を取り巻く今後の議論に資するための基礎的な論点を整理したいと考えている。

【主たる結論】

休眠預金における社会的インパクト評価に関しては、以下に示すような様々な懸念が示されている。確かに、社会的インパクト評価が適切に用いられなければ、これらの問題が現実のものとなる危険性はある。ただし、このような懸念のなかには誤解に基づくものや、英国等ですでに問題が提起されて、様々な対策を講じながらインパクト評価が実践されているケースも少なくない。

そのため、本研究の主たる結論として、これらの懸念について個々に論点を整理しながら、すでに何らかの対処方法が示されている問題と、休眠預金独自の課題として検討すべき事項を選別していきたいと考えている。それにより、休眠預金における社会的インパクト評価に関して、より建設的な議論を促進するための一助となることを期待している。

- ・評価に要する手間とコストの負担が重い。
- ・現実の活動はロジックモデルのようにはいかない。
- ・革新は短期間で簡単に生み出されるものではない。
- ・SROIのような恣意性が介入しやすい評価は適切でない。
- ・成果主義が助長されることにより、成果の出やすい受益者（クリームスキミング）や、都合のよい成果（チェリーピッキング）を抽出する団体が助長される。
- ・見せかけの成果をつくるのがうまい団体が幅をきかせるようになり、民間公益活動の信頼が低下する。
- ・サービス型の大規模団体が優遇されて、地域に根差した小規模団体が阻害される。
- ・インパクト評価では測れない社会的価値（即効性がない活動、人間関係的・感情的要素、地域との連携など）に本当の意義がある。

【参考文献】

- 内閣府（2016）「社会的インパクト評価の推進に向けて—社会的課題解決に向けた社会的インパクト評価の基本的概念と今後の対応策について」。
- 内閣府（2017）「平成28年度 社会的インパクト評価等に関する海外（欧州）調査 最終報告書」。
- 内閣府（2018）「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」。
- 馬場英朗（2018）「インパクト評価は公共サービスの質を改善するか？」『関西大学商学論集』63(2), pp.31-41。

■休眠預金を考える とりわけ評価の視点から

津富 宏（静岡県立大学）

【休眠預金等の活用】

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）（以下、休眠預金等活用法）が成立し、その後、2018年3月に「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（以下、基本方針）が示されて具体的な展開が進んでいる。

【休眠預金等の活用における社会的インパクト評価】

基本方針においては、社会的インパクト評価の語が合計8回用いられており、柱をなしている。まず、評価の意義に関して、「休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、最終的に、社会の諸課題の解決を図るという成果を目に見える形で生み出すことが求められている。このため・・・その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施することで、成果の可視化に取り組まなければならない（p.26）」として、成果の可視化が目的であると述べている。すなわち、有効性を是々非々で検証するのではなく、「見えていない」成果を「見える」化して、社会的認知を図るという動機が示されている。

さらに、社会的インパクト評価の目的について、①国民の理解を得ること、②民間公益活動を効果的・効率的に行うことに加えて、③厳正な評価を実施することにより・・・独創的で有望な革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等を促すこと（p.26）が示されている。つまり、社会的インパクト評価によって、有望な活動を発掘し、民間資金（や人材）を獲得すると明言している。すなわち、休眠預金の活用は、（行政による）民間資金活用の呼び水であって、社会的インパクト評価はそのためのツールである。

まとめると、休眠預金活用の制度の目的は、新自由主義下における、行政の準市場化を加速するために、民間資金である休眠預金をいったん民間公益活動に投下し、それに対して、「厳正な」評価を加えて、その民間公益活動を正当化して、行政への民間資金の投入（によって、金融資本の利益を図ること）を行うことにあり、社会的インパクト評価は、これを「厳正に」担保する役割を担

っている。

【批判的検討】

基本方針には、民間公益活動を行う団体として、社団・財団法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人等の非営利法人にとどまらず、株式会社等の営利法人も含まれうるとされているが、年間数百億円という資金投入源となることが予想されている休眠預金が、非営利セクターに大きな影響を与えることは間違いない。

図1は、評価研究者のTrochim がまとめた評価研究の構造である。

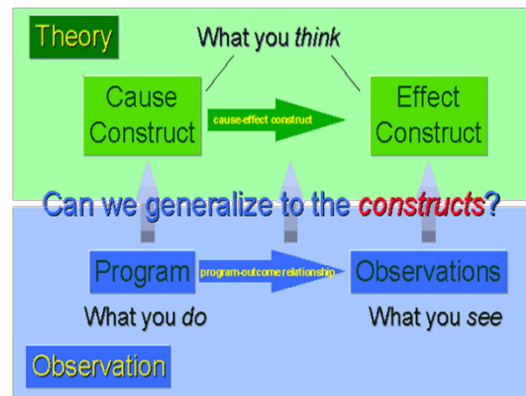


図1 評価研究の構造

<http://socialresearchmethods.net/kb/>

上段が理論レベル、下段が実践レベルの因果モデルである。ここで重要なのは、上下の往還である。すなわち、実践レベルの蓄積（ケアのコモンズの形成）を通じて、理論レベルの蓄積（知のコモンズの形成）が行われ、理論レベルの蓄積の反映として、実践が進化する。

しかしながら、休眠預金の活用においては、資金分配の分断化により、ケアのコモンズが棄損され、そもそも仮説検証による健全な知の蓄積など目指されておらず、知のコモンズも棄損される。社会的インパクト評価が示す成果は、それを「見える」化した特定事業者のものであって、休眠預金の活用制度は、そこへの更なる資金投下を正当化するものでしかない。

【提案】

現状において、私たちにできることは、いかにこの

制度で投入される「休眠預金」にコモンズ性を付与するかということである。その方法として、指定活用団体の配賦する資金をさらに分配する資金分配団体の評価に当たって、その資金分配が、単に個々の事業団体の活動に役立ったかではなく、資金分配が総体としてその資金分配団体が担う地域やセクターにおける、コモンズの形成に役立ったかを問うことを提案したい。

■学会企画 パネル（日本ファンドレイジング協会との連携企画） 「ファンドレイジングと社会貢献教育の最前線」

【企画概要】

■ 本企画は認定特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会と本学会の連携企画として設置されるものである。同協会は、非営利組織のファンドレイジング（資金集め）に関わる人々と、寄付など社会貢献に関心のある人々のための NPO として 2009 年に設立された団体である。同協会が発行する『寄付白書』は、日本の寄付に関する貴重な統計資料として知られており、第 9 回日本 NPO 学会賞審査委員会特別賞を受賞するなど、調査研究面での貢献も高く評価されている。

このパネルでは、日本ファンドレイジング協会の事業に直接携わる方々をお招きし、その事業内容の実態をお話いただくとともに、日本におけるファンドレイジングと社会貢献教育の現状と課題をフロアの会員含めて、広く議論することを目的とする。

パネリストの方々には、以下のテーマについてお話しいただく予定である。

- ・日本ファンドレイジング協会の 3 つの事業ドメイン（ファンドレイザー育成事業、寄付市場形成事業、アドボカシー事業）（大石）
- ・社会貢献教育の事業内容および目指すゴールと全国での実践事例（大石）
- ・京都を中心とした近畿での社会貢献教育実践事例紹介、府立高校での実施事例（米原）
- ・寄付白書のデータから社会貢献教育に対する認識や効果などを紹介（大石）
- ・ファンドレイジング日本に参加した感想や意義などを参加者視点から紹介（青山）

議論を通じて、ファンドレイジングや社会貢献教育に関する研究や実務についての理解がより深まること、またファンドレイジングや社会貢献教育に関心を持つ学会会員相互間の交流が促進されることを期待している。

【パネリスト】

坂本 治也（さかもと はるや）＝企画提案者、モデレーター＝

関西大学法学部教授 博士（法学）

1977 年兵庫県生まれ。2005 年大阪大学大学院法学研究科博士後期課程単位修得退学。琉球大学准教授、関西大学准教授を経て、2015 年より現職。2013-14 年 UCLA テラサキ日本研究センター客員研究員。政治過程論、市民社会論を専攻。

主な著書に『ソーシャル・キャピタルと活動する市民—新時代日本の市民政治』（有斐閣、2010 年）、『現代日本の NPO 政治—市民社会の新局面』（木鐸社、2012 年）、『市民社会論—理論と実証の最前線』（法律文化社、2017 年）、『現代日本の市民社会—サードセクター調査による実証分析』（法律文化社、2019 年）。日本ファンドレイジング協会の『寄付白書 2015』、『寄付白書 2017』の作成に携わる。

大石 俊輔（おおいし しゅんすけ）

認定特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会 マネージング・ディレクター

2008 年 3 月法政大学大学院政策科学研究科修士課程修了。学生時代より、まちづくり、文化芸術分野の NPO でのボランティアを経験。同年 4 月より特定非営利活動法人せんたい・みやぎ NPO センターに勤務。2010 年 6 月より現職。2010 年日本で初めての寄付白書の編纂で中心的な役割を担うとともに、次世代向けの社会貢献教育の実行責任者として活躍中。専門社会調査士。

青山 織衣（あおやま おりえ）

社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会 社会福祉士・精神保健福祉士

大阪府岸和田市生まれ。現在に至るまでずっと同市在住。同志社大学文学部文化学科卒業後、社会福祉士養成校を経て、岸和田市社会福祉協議会に入職。これまでに、ボランティアの参画による在宅福祉サービス事業、福祉教育推進事業、地縁型・テーマ型両方の市民活動支援を担当し、市民参加による地域課題解決を目指して日々市民と共に活動している。ファンドレイジングに関しては、自団体の会員会費獲得、自団体が事務局を務める赤い羽根共同募金地区募金会の活動に取り組むほか、地元の市民活動団体のファンドレイジング支援に携わっている。日本ボラ

ンティアコーディネーター協会理事。日本ファンドレイジング協会関西チャプター運営委員。

米原 裕太郎（よねはら ゆうたろう）

公益財団法人京都市ユースサービス協会 チーフユースワーカー

1987 年石川県生まれ。立命館大学産業社会学部卒業後は立命館大学サービスラーニングセンターに勤務し、大学生のボランティアコーディネートに従事。2012 年に公益財団法人京都市ユースサービス協会に入職し総務部門を担当する他、ユースカウンスル（若者の地域参加の仕組み）の設立や社会貢献教育に取り組んでいる。社会貢献教育ファシリテーター。

■学会企画 パネル（日本協同組合学会との連携企画）

「協同組合とNPOが出会う場所としてのコミュニティ—NPO 研究と協同組合研究の共通の地平を探る—」

【セッションのねらいと論点】

1) NPO 研究と協同組合研究を隔ててきたもの

これまでNPOと協同組合は、市民社会における二つの代表的な組織形態でありながら、異なるものとされ、特に、日本では、両者の研究が密接に交わることがなかった。そこには、幾つかの理由が存在していた。

第一に、日本におけるNPO研究が、その多くを、米国のNPO制度、並びにNPO研究を基盤として発達してきたことが挙げられる。そこでは、NPOと協同組合が、公益を追求するNPOと共益を追求する協同組合といった形で峻別され、協同組合をNPOと同一の土俵で論じる視点は弱かった。また、米国におけるNPO理論、たとえば、1992年に翻訳され、NPOというコンセプトの日本社会への導入に強い影響を与えたドラッカーによる『非営利組織の経営』、或いは、「市場の失敗」や「政府の失敗」を重視したハンスマンやワイスブロッドによる制度選択アプローチは、暗黙の裡に、顧客モデルを採用していた。すなわち、米国のNPO論においては、NPOと受益者（或いは、寄付者）との関係性を、協同組合の基盤にある相互扶助的な関係性よりは、一般の営利企業のように、供給業者と顧客の関係性によって捉える傾向が強かった。

第二に、日本における大規模化した協同組合の実態もNPOとの距離を感じさせる要因になっていたと思われる。たとえば、大規模店舗中心の業態であろうと、個別配送を中心とした業態であろうと、数十万人を越える組合員数を擁する大規模生活協同組合では、組合員による民主的な参加を謳っていても、極めて少数の組合員だけが、意思決定に参加する「垂直的民主主義」が広がり、多くの組合員は顧客化していく中で、組合員参加の形骸化と専従職員による実質的な経営独裁が生じていたのである。こうした状況において、協同組合を、実質的な市民社会の担い手と呼ぶことに疑問を感じさせる事例も少なくはなかったのである。

2) NPOと協同組合の接合領域が拡大してきた背景

しかし、実際には、1990年代以降、国際的に見て、NPOと協同組合の接合領域は拡大しつつある。

第一に、イタリアの社会的協同組合を典型とする欧州における「社会的企業」の台頭は、地域コミュニティの公共的利益を志向し、小規模で、かつマルチ・ステークホルダーの参加した新しい形態の協同組合の登場を意味していた。そして、欧州の学際的な研究者グループであるEMESネットワークを率いてきたJ.ドゥフルニは、社会的企業を、NPOと協同組合が重なり合った共通集合部分として概念化した。こうした新しいタイプの協同組合が発生した背景には、社会的排除の増大や少子高齢化に

よる対人サービスの不足といった文脈があり、協同組合が、より地域に密着し、多様な層の人々を包摂する存在として期待されるようになってきたことが挙げられるだろう。

第二に、上記のような小規模な協同組合の設立を可能とする協同組合の一般法も、2000年代以降、多くの国で成立した。たとえば、2012年に成立した韓国の協同組合基本法、2014年に成立した英国の協同組合・コミュニティ利益組合法、2007年のカナダ・ケベック州の協同組合法等、極めて少人数から協同組合を設立可能な法制度が用意されることで、小規模な相互扶助組織が容易に協同組合に慣れる素地ができた。すなわち、日本の文脈で言えば、協同組合の法人格を取得することが困難な相互扶助的NPOと協同組合の世界が地続きになったということである。

第三に、欧州における社会的企業のように、小規模で地域に密着した協同組合と既存の大規模な協同組合を包摂した社会的連帯経済という概念が、欧州や南米を中心に拡大しており、アジアでは、とりわけ韓国が社会的連帯経済（韓国では「社会的経済」という用語を使用）を重視した政策が、ソウル市等を中心に広がっている。そして、国連においてもUNRISDを中心に社会的連帯経済のタスク・フォースが設置され、SDGsを推進するための重要な担い手として強調されるようになってきている。こうした動きは、いわば、「大きな協同」と「小さな協同」の間の協同組合間連携の発展を意味しており、日本においても、国際協同組合年を契機に、農協、生協から小規模な労働者協同組合までを包摂する協同組合連携機構（JCA）が設立されている。

3) 韓国とイタリアにおけるコミュニティ協同組合の実態から見えてくるもの

以上のような文脈の中で、今日、明らかに、NPOと協同組合が接近し、連携を深めていく領域は、拡大してきていると言えるだろう。そして、このようなNPOと協同組合が出会い、公益と共益の交差する場所となっているのが、地域コミュニティである。

そこで、本パネル・ディスカッションでは、地域コミュニティに密着したコミュニティ協同組合として、イタリアのコミュニティ協同組合（田中夏子氏）と韓国のマウル企業（金宝藍氏）の事例を検討する。イタリアでは、田中夏子氏によれば、2000年代の中道右派政権への政権移行後、「小さい政府」を志向する行政改革や民営化が進み、2012年には、均衡予算原則が憲法に導入され、社会インフラを維持するためのコストが削減されて

きた。そうした中で、地方自治体の再編が進み、中小規模のコムーネ（基礎自治体）が地域の持続可能性を確保するために、アソシエーションを形成しつつ、地域自治・住民自治の担い手として、多様な分野でコミュニティ協同組合を促進する動きが活発になっている。

一方、韓国では、金宝藍氏によれば、社会的経済の重要な担い手として、マウル企業が発展してきている。マウルとは、地域共同体を意味し、マウル企業の多くは、協同組合形態をとりつつ、住民主導の共同空間、すなわち、地域のcommonsを形成し、それらを共同管理している。金宝藍氏は、ソウル市のソンドゴル・エネルギー自立マウルなどの事例をつぶさにフィールドワークを行うことで、マウル企業を通して、地域の持続可能性や住民自治の基盤となっている「市民力」の形成プロセスを調査研究してきた。

本パネル・ディスカッションでは、以上のようなイタリアや韓国におけるコミュニティ協同組合の事例を通して、公益性と共益性の双方の特徴を備え、多様なステークホルダーの参加した小規模協同組合が、地域の持続可能性や市民社会の活性化にとってもたらす実践的、かつ研究上の意義が何であるのかを検討していく。

【想定される幾つかの論点】

今日、新自由主義的なガバナンスが世界的に大きな潮流となる中で、市民社会も、その大きな影響を被っている。すなわち、宮本太郎が、その著書『共生保障』で論じているように、日本社会では、個人化の浸透と同時に、中間層が没落し、支える者と支えられる者との間の亀裂が生じ、社会の分断が広がっている。恐らく、そうした社会状況においては、弱者救済を意味する垂直的な慈善的関係性よりも、水平的な相互扶助の関係性（互酬性）を顔の見える地域において拡大していく必要があるだろう。そして、そのような地域の相互扶助的な関係性が「小さな政府」による財政削減を単純に補完するものではなく、ヨコの連帯を基盤として市民社会の政治的パワーを強め、井出英策が「再分配と互酬の新しい同盟」と述べるように、むしろ再分配を強化する方向性が求められる必要があるだろう。

加えて、新自由主義的なガバナンスにおいては、公共サービスの民営化が要請されるようになり、その過程で、NPOの商業化が進んだ。と同時に、NPOへの公的資金の投入においても、社会的投資ロジックが重視されるようになる。米国を中心に発展してきた社会的企業概念は、欧州の社会的企業概念とは異なり、上記のようなNPOのある意味で強いられる商業化現象を意味していたと言えるだろう。だが、こうした傾向は、スコッチポル

が論じたようなマネジメントの優位と参加の衰退現象をもたらした。

以上のような文脈において、NPOの研究や実践が、コミュニティ協同組合から学ぶことができることは大きいはずである。それは、とりわけコミュニティ協同組合におけるcommons（社会的共有財）の構築・保全、市民の主体化と自治的空間の拡大（民主主義の再生）、協同組合間協同や連合組織（コンソーシアム）による中間支援組織機能といった諸点に求められるのではないだろうか。新自由主義時代の市民社会のレジリエンスを展望する上で、NPOと協同組合の交差する地点で活躍するコミュニティ協同組合の研究は重要な意味を持つだろう。

【パネリスト】

藤井 敦史（ふじい あつし）

立教大学コミュニティ福祉学部教授

1967年神奈川県生まれ。専門は社会的企業とコミュニティ開発。主な著書に、共著『NPO再構築への道』勁草書房、共編著『闘う社会的企業』勁草書房等。

田中 夏子（たなか なつこ）

協同組合研究者、農園『風と土』園主。日本協同組合学会会長（第19期）。イタリアの社会的協同組合（社会的排除と闘う活動）やコミュニティ協同組合（再生可能エネルギー等地域資源を軸とした、イタリア中山間地の地域再生）を探究。主な著書に、『イタリア社会的経済の地域展開』（日本経済評論社）、「イタリアにおける「補完性原理」受容のプロセス：自治体と非営利・協同事業組織の関係を題材として」『社会政策』（社会政策学会）。

金 宝藍（きん ぼらん）

研究テーマは「市民主導の持続可能な地域づくり」。東京大学大学院教育学研究科博士課程入学後、明治大学・法政大学などで兼任講師を経て、昨年松下政経に入塾。主な著書に、「躍動する韓国の社会教育・生涯学習 ―市民・地域・学び（共著）」。主な論文には「地域共同体運動における市民力形成に関する一考察」、「韓国における「エネルギー自立マウル」運動とその学習活動・持続可能な社会の創造に向かう自己教育実践を手がかりに」。現在、川崎市社会教育委員・シブヤ区政策事業「おとなりサンデー」のアドバイザーとして活動。

原田 晃樹（はらだ こうき）＝モデレーター

立教大学コミュニティ福祉学部教授。専門は地方自治・行政学。主な著書（共著）として『合併しなかった自治体の実際』（公人の友社）、『リベラルアーツとしてのサービスラーニング―シティズンシップを耕す教育』（北樹出版）。

■学会企画 日本 NPO 学会 20 周年記念パネル「NPO 研究はこれからの社会にどう貢献できるか」

【日本 NPO 学会の研究範囲】

言うまでもないことだが、本学会は NPO 法人と通称されることの多い特定非営利活動法人（以下、特活法人）だけに焦点をあてた学会ではない。日本社会では、古来、神道や仏教教団などの宗教団体が多彩な公益活動を展開してきた。市井の人々が助け合う各種の講や組なども、古くから人々を支えてきた。明治期になると民法の規定により社団法人、財団法人が生まれ、戦後に学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人などが分岐した。さらに各種の協同組合や労働組合、信用金庫や信用組合、数多くのボランティアグループや地域自治組織、PTA、さらには政党など、無数の非営利団体、つまり NPO が活発に活動している。

もちろん、これらの活動の起点には市民の発意と行動があるから、市民の姿勢によって NPO の活動は大きく影響を受ける。さらに、これらの NPO と連携・協働しようとする政府・自治体や企業の取り組みも広がっている。

本学会の研究範囲は、これら多様な NPO すべてに及ぶものであり、さらに NPO に関わる人々、NPO に関わる行政や企業などの動きに関するものまで広がっている。

【学会創設 20 周年記念事業の視座】

とはいえ、世に NPO という存在が広く注目されるようになったのは、特定非営利活動促進法（以下、特活法）が 1998 年 3 月に成立し 12 月に施行される頃からだった。1998 年前後には多くの市民活動支援センターが開設され、これらの団体も続々と 20 周年を迎えている。そこで 2018 年から 2019 年にかけて、この 20 年を総括し、これからを考える集いが、全国各地で開催された。

本学会も特活法施行の 4 か月後、1999 年 3 月に発足した。そこで創立 20 年という節目に合わせて 20 周年記念事業委員会を設置し、年次大会での記念セッション、ニュースレターでの座談会や論文掲載を通じて、この 20 年間の動きを検証してきた。

もっとも日本 NPO 学会がこの 20 年間を検証するのは、単に学会発足 20 年の歩みをたどるためではない。綿々と歩みを重ねてきた NPO の歴史の中で、この 20 年間は日本の NPO とその環境が大きく変容する時期であった。

まず特活法は、1898 年の民法施行以来、100 年にわたって続いてきた旧・公益法人制度に風穴を開けることになった。その影響もあり、2008 年から公益法人制度改革が始まることになった。さらに、公益法人制度改革の枠組

みは、社会福祉法人の制度改革などに応用されることになるなど、NPO 全体に大きく影響を及ぼした。

制度改革では、2011 年の東日本大震災後に寄付税制の改正も大きなインパクトを生み出した。特活法人で寄付による税控除を受けられる法人（認定特活法人）の条件が大幅に緩和し、納税額の少ない人々にも福音の大きい税額控除も選べるようになった。この税額控除は、パブリックサポートテストの条件を満たせば、公益法人や社会福祉法人などにも適用される。不動産などの寄付を除き、日本の寄付税制は大きく改善されることになった。

法人格などに関する動きだけではない。NPO 法が成立・施行した翌年、1999 年に発表された「横浜コード」（横浜市における市民活動との協働に関する基本指針）を契機に全国の自治体で NPO との協働を進める動きが活発化した。2000 年の介護保険制度、2003 年の支援費制度、2006 年の障害者自立支援法などで、従来、社会福祉法人が主要な担い手だったサービス供給主体に特活法人なども参入できるようになった。2003 年の指定管理者制度導入で企業などと共に多様な NPO も公の施設の管理運営に関わ始めた…など PPP (Public-Private Partnership) 政策が進展し、公共サービス提供の主体の一つとして、NPO の存在感が高まることとなった。また、2009 年の民主党政権では NPO 関係者を内閣府参与などの形で積極的に政府スタッフとして登用した。自殺対策基本法施行以降も一向に減少することのなかった自死者数がようやく減少に転じた要因の一つには、登用された NPO 関係者から出された種々の提案が実行されたことの効果があつたとも考えられる。

また、ISO が組織の社会的責任に関する国際規格を策定することが伝わった 2003 年以降、日本企業の間で CSR に対する関心が急速に高まった。また、2006 年に Volvic の 10 for 100 キャンペーンが日本でも始まって以降、CRM (Cause Related Marketing) を導入する企業も増加。CRM で連携するパートナーとして NPO との関わりも深まった。その一方で、上辺だけで環境問題に取り組んでいるとする greenwashing を検証・批判する活動に取り組む NPO も登場してきた。

MDGs (ミレニアム開発目標) の終了を前に NGO/NPO も参画して策定が進められた SDGs (持続可能な開発目標) も、企業がその社会性を意識した行動を加速させている。

このように、この 20 年間は、日本の NPO と NPO を取り巻く環境が大きく変容した時期である。

一方、国際的な視野から見ても、ISTR (the International

Society for Third-Sector Research) の創設が 1992 年であるように、この 20 年間は NPO の研究が活発化した時期に重なる。

その上、昨年、解散法人が新設法人を上回ることが常態化し、特活法人数が減少し始めた。容易に設立でき、組織運営面での規制を除いて、ほとんど規制のない一般法人を選ぶ人々が増えてきたためだ。NPO の世界に、そして社会全般に大きな影響をもたらした特活法施行から 20 年を経たが、今、新たな状況を迎えようとしている。

このように、この 20 年間の検証することは、学会の 20 年の歩みを振り返るだけに留まらない大きな意味があると言える。

【本パネルでの問題意識】

本パネルでは以上の認識のもと、これまでの NPO 研究の検証と今後の課題を考える場とする。その際の問題意識として、NPO に関わる研究がいかに関心活動に役立つものとするかという点に、特に焦点を当てたい。

本学会の会員を所属別に分類すると、大学・大学院 59.8%、NPO 20.6%、企業 5.6%、行政 4.7%、その他 9.3% となっている (2018 年 10 月現在)。研究者と実務家の割合がほぼ 6 : 4 の割合になっており、両者の連携・相互の対話が進むことで、研究内容を高め、その成果が実践を向上させるテコとなることが期待される。

しかし、現実にはそのような成果は実現できているのか。あるいは、こうした成果の実現に何が必要か。本パネルに参加する全員で、この点を深めていきたい。

【パネルの構成】

本パネルでは、以下の形で構成する。

(1) 国内外での研究動向を概観する

本学会では、この 20 年間、これらの NPO や市民、政府・自治体や企業などの動きについて、多様な視点からの研究に取り組んできた。また、海外の関連学会に参加したり海外での研究休暇を取得する会員も少なくなく、国際的な研究動向を共有できる状況にある。

そこで、本パネルでは、これまでの本学会での研究動向、および海外での研究動向を俯瞰する。

(2) 研究者と実務家の協働に向けた問題提起

「NPO 研究は実践に役立っているか」をテーマに、研究活動と NPO の実践との関わりや、相互の連携のあり方などについて、問題提起を行う。

(3) バズセッション

以上、これまでの研究実践と海外の研究動向と、これま

での研究活動に対する問題提起をふまえて、参加者によるバズセッションを通じて、これからの研究活動に向けた課題や論点を共有・協議する。

(4) 全体会

バズセッションでの議論を集約し、学会の 21 年目以降の活動への方向性を共有する。

【パネリスト】

粉川 一郎 (こがわ いちろう)

武蔵大学社会学部メディア社会学科教授。グローバル・データサイエンスコース主任も務める。専門はソーシャルメディア論、NPO 論。本パネルでは、日本 NPO 学会での研究の動向を計量テキスト分析を用いて概観する。

服部 篤子 (はっとり あつこ)

同志社大学政策学部教授。主に、総合政策科学研究科「ソーシャル・イノベーションコース」担当。本パネルでは、海外での研究動向を概観する。

今田 克司 (いまた かつじ)

(一財) CSO ネットワーク代表理事。国内外で非営利セクター・市民社会強化の分野での NPO マネジメント歴 25 年。最近では、NPO/NGO・ソーシャルセクターに「役に立つ」評価文化を根づかせる試みに力を入れている。本パネルでは、NPO 研究が実践に貢献するための課題について担当する。

【モデレーター】

早瀬 昇 (はやせ のぼる)

(福) 大阪ボランティア協会常務理事。(特活) 日本 NPO センター理事、(特活) 日本ボランティアコーディネーター協会副代表理事、(特活) 日本ファンドレイジング日本副代表理事。

■大会実行委員会企画 パネル「実務者と研究者間の対話」

【企画概要】

日本 NPO 学会は創設当初より、NPO の実務者と大学等における職業的研究者の双方が同程度に活躍する学会である。これは、法学、経済学、政治学、社会学などの伝統的なディシプリンに基づく諸学会と比べた場合、本学会の顕著な特徴として指摘できる。実務者と研究者の双方で構成されることは、本学会の強みにも弱みにもなっている。

しかしながら、そのような特徴をもつ本学会においても、実務者と研究者の間に相互理解と有益なコラボレーションが十分なされているかといえば、まだまだ残された課題が多い、と言わざるをえない状況にある。

たとえば、実務者はどのような期待とニーズをもって本学会に参加しているのか。実務者が大事にしていることは何か。実務者が行う研究活動にはどのような利点と欠点があるのか。実務者は本学会で行われる研究活動にどのような感想をもっているのか。これらの事柄について、研究者の側はどの程度理解しているのだろうか。

逆に、研究者はどのような期待とニーズをもって本学会に参加しているのか。研究者が大事にしていることは何か。優れた研究として評価できるポイントとは何か。研究者が実務者との交流から得たいと思っているポイントとは何か。これらの事柄について、実務者の側はどの程度理解しているのだろうか。

また、海外においても同様の問題関心があり、実務者と研究者がいかに連携するか、その過程でどのような課題があるかなどについて研究も行われてきている (Okada et al. forthcoming)。海外と日本の状況や環境の間には違いもあるであろうが、日本でどのような展開が期待されるのかについて、それらを参考にすることはできないだろうか。さらには、そのために何が必要であるかについても導けないだろうか。

これらの点について、会員間で十分な理解を浸透させていくことは、本学会の「強み」をより際立たせていく上で、重要なポイントであるように思われる。しかしながら、従来の年次大会では、必ずしも実務者と研究者間の相互理解を深めるための場が正面切って設けられることはなかったように思われる。

以上のような問題意識の下、本企画では実務者と研究者の間での対話をメインテーマに据えて、相互を尊重しつつも、忌憚のない意見交換を行う場を提供したいと考える。

具体的な進め方としては、まずパネリストである実務者 2 名、研究者 2 名より、それぞれ「実務者→研究者」、「研究者→実務者」という形での疑問、質問、意見、要望、改善点などを提起してもらう。それを踏まえて、後半ではフロアの会員も巻き込んで、活発な意見のやり取りを行いたい。

本パネルをきっかけとして、本学会において実務者と研究者の間の相互理解と有益なコラボレーションがより一層進展していくことが期待される。

【パネリスト】

坂本 治也 (さかもと はるや) =モデレーター=
関西大学法学部教授 博士 (法学)

1977 年兵庫県生まれ。2005 年大阪大学大学院法学研究科博士後期課程単位修得退学。琉球大学准教授、関西大学准教授を経て、2015 年より現職。2013-14 年 UCLA テラサキ日本研究センター客員研究員。政治過程論、市民社会論を専攻。

主な著書に『ソーシャル・キャピタルと活動する市民—新時代日本の市民政治』(有斐閣、2010 年、第 9 回日本 NPO 学会林雄二郎賞および 2011 年度日本公共政策学会奨励賞受賞作)、『現代日本の NPO 政治—市民社会の新局面』(木鐸社、2012 年)、『市民社会論—理論と実証の最前線』(法律文化社、2017 年、第 16 回日本 NPO 学会林雄二郎賞受賞作)、『現代日本の市民社会—サードセクター調査による実証分析』(法律文化社、2019 年)。

石田 祐 (いしだ ゆう)

宮城大学事業構想学群准教授 博士 (国際公共政策)

1978 年大阪府生まれ。公共政策、NPO 論、地域防災を専攻。ひょうご震災記念 21 世紀研究機構研究調査本部研究員、国立高等専門学校機構明石高専准教授などを経て、2016 年より現職。

最近の論文に “In Search of an Optimal Intersection: Reflections on Academic-Practitioner Collaboration in Japan”

(*Journal of Nonprofit Education & Leadership*, forthcoming, 岡田彩・山本匡浩との共著)、「災害復興と NPO」(『公共選択』no.71, 2019. 単著) など。栗原市行革 (協働担当) アドバイザー、登米市の公共施設を考える会会長、宮城県公益法人等認定委員会委員などを務める。

今田 克司 (いまた かつじ)

(一財) CSO ネットワーク代表理事、(特活) 日本 NPO センター副代表理事

米国 (6 年)、南アフリカ (5 年半) 含め、国内外で非営利セクター・市民社会強化の分野での NPO マネジメント歴 25 年。ほかに (一社) SDGs 市民社会ネットワーク業務執行理事、社会的インパクト評価イニシアチブ (SIMI) 共同事務局メンバーなど。ここ数年は、発展的評価研修、インパクト・マネジメントの概念普及など、NPO/NGO・ソーシャルセクターに「役に立つ」評価文化を根づかせる試みを展開している。

内田 香奈 (うちだ かな)

特定非営利活動法人きょうと NPO センター 副統括責任者

大学卒業後、民間企業、環境 NPO の職員を経てきょうと NPO センターに入職。2015 年より現職。

2017 年度に龍谷大学大学院政策学研究科にて、日頃の実践をテーマとして修士論文を執筆するなかで、実践と研究の効果的なつながり方に関心をもつ。共編著として『京都 NPO 最善戦～共生と包摂の社会へ』(京都新聞出版センター、2018 年) がある。

■大会実行委員会企画 アカデミック・セミナー 「実践と研究の衝突と協働～ともに研究を進めるために～」

石田 祐（宮城大学）、新川 達郎（同志社大学）

今年のアカデミックセミナーでは、日本NPO学会ならではとも言える「実践」を考慮した研究、「研究」を考慮した実践について考えます。

NPO/NGO、社会的企業、協働、ソーシャルキャピタル、CSR、SDGsなど組織を対象としたものから行動や狙いまでさまざまなテーマがありますが、いずれも実践あつての研究でもあります。しかしながら、実践を十分に考慮できない研究や、研究成果が活用されない実践というのは往々にしてある現実ではないでしょうか。両者に言い分のあるところだろうとは思いますが、魔法を唱えて叶うものではないのも事実です。

本セッションでは、実務者と研究者がいかに協働して分析できるかということについて先行研究をきっかけにしながら、日本NPO学会を通じて行うことのできる実務者と研究者の共同研究のあり方を考えていきます。

ランチセッションですので、ランチバッグ・お弁当・お菓子などを片手にご参加ください。その場で「こんな研究しよう！」といったマッチングもできたり！？

■大会実行委員会企画 パネル「プロボノを考える」

【企画概要】

情報化社会の進展、労働環境の変化、人々間の社会貢献意識の高まりなどを背景にして、「社会的・公共的な目的のために、自らの職業を通じて培ったスキルや知識を提供するボランティア活動」(嵯峨 2011:24)であるプロボノへの注目が年々高まっている。

プロボノは、以前より弁護士に代表される法律専門職の人々の間では「法律知識の提供」という形で一般的なものであったが、近年ではプロボノワーカーの裾野は、デザイン、広報、IT、経営戦略、マーケティングなど、多領域・多業種に広まっている。その背景には、多様なプロボノワーカーと支援を受けるNPOの間をマッチングさせるための中間支援組織の存在も指摘できる。

プロボノによる多様な支援は、NPO活動のさらなる活性化を促すためのポテンシャルを有するとともに、支援に従事したプロボノワーカー自身が新たな知識・スキルの獲得やキャリア・人脈形成することにもつながるため、双方にとって有益な結果を生む可能性を秘めている。しかし、現時点では、プロボノの実態とその意義について、日本では十分な理解が浸透しているとは言えない状況にある。

以上の問題関心の下、本企画では、日本における代表的なプロボノワーカーである専門家およびプロボノワーカーとNPOをつなぐ活動を行っている方々をお招きし、プロボノ活動の実態とその意義について、多角的に議論してもらうことをねらいとしている。

具体的には、(1)プロボノと一般的なボランティアの違い、(2)プロボノ活動の具体的な実践例、(3)プロボノがNPOに与える好影響、(4)プロボノに従事する専門家の動機、活動の結果として得られる「果実」、(5)プロボノワーカーとNPOをマッチングさせるための技法、(6)プロボノを成功させるための留意点、(7)プロボノに伴う問題点、(8)プロボノをより活性化させるための方策、などについて、登壇者の諸実践に基づいた見解を述べてもらう。

本企画は、自らの職業経験・スキルを活かしてプロボノに従事してみたいと考える人々、プロボノを活用して自団体が抱える諸課題を解決したいと考えるNPO関係者、プロボノを研究対象として考える研究者などが、一堂に会して意見交換し、ネットワークを広げる場としても活用されることが期待される(文責:企画提案者、大会実行委員会委員 坂本治也)。

【パネリスト】

三木 秀夫(みき ひでお) =モデレーター=

弁護士。大阪大学法学部卒業。大阪大学法学部非常勤講師、大阪弁護士会副会長、近弁連常務理事、日弁連理事など歴任。現在、(特活)関西国際交流団体協議会理事長、ワン・ワールド・フェスティバル実行委員長、(特活)介護保険市民オンブズマン機構大阪代表理事、(認活)大阪NPOセンター副代表、大阪府介護保険審査会会長、池田市公益活動促進協議会会長、神戸学院大学現代社会学部非常勤講師、日本NPO学会理事、全国公益法人協会専門相談員など。大阪NPOセンターの創立メンバーとして、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等の専門家を募集して「NPO たすけ隊」を結成し多くのNPOへの専門家支援を行ってきた。『NPO法人の設立と運営Q&A～法律・労務・会計・税務』清文社(共著)など。

嵯峨 生馬(さが いくま)

NPO法人サービスグラント代表理事。1974年、神奈川県横浜市生まれ。1998年、株式会社日本総合研究所に入社。2001年、東京・渋谷を拠点とする地域通貨「アースデイマネー」を共同で設立。2005年、日本におけるプロボノの草分けとして「サービスグラント」の活動を開始。2009年にNPO法人化、代表理事に就任。幅広い企業・行政等と連携しながら、NPO・地域団体等の基盤強化を支援。2018年12月現在、東京および関西を拠点に4,600名以上のプロボノワーカーの登録を集め、累計730件以上のプロボノプロジェクトの運営実績を有する。著書に『プロボノ～新しい社会貢献、新しい働き方』(勁草書房2011年)、『地域通貨』(NHK出版2004年)ほか。専修大学大学院経済学研究科客員教授。

鬼澤 秀昌(おにざわ ひでまさ)

弁護士・BLP-Network代表。2012年東京大学法科大学院を修了後、特定非営利活動法人Teach For Japanの常勤職員として勤務する傍ら(～2013年)、ビジネス法務に携わりつつNPO支援を行っている弁護士らのネットワークであるBLP-Networkを設立し、初代代表に就任。2013年に最高裁判所司法研修所に入所し、2014年、弁護士登録(第二東京弁護士会)。大手渉外事務所執務を経て、2017年10月に、NPO、教育、政策提言の三分野に注力するため、おにざわ法律事務所を開設。現在、BLP-Network代表(2018年～)、NPO法人新公益連盟監事(2018年～)、日弁連子

どもの権利委員会幹事（2018年～）等を歴任、NPO 法人の顧問多数。第二東京弁護士会の子どもの権利委員会、学校事件・事故被害者弁護団、日本スクールコンプライアンス学会等所属。著書に、TMI 総合法律事務所（2016）「BEPS を踏まえた各国動向及び日本企業の対応に関する調査（平成27年度）」経済産業省、TMI 総合法律事務所編（2016）『知的財産判例総覧 2014 II』青林書院、BLP-Network（2016 年）『NPO の法律相談 知っておきたい基礎知識 60』英治出版、鬼澤秀昌（2018）「国公立大学におけるアカデミックハラスメント」『学校事務』2018 年 10 月号。

斎藤 百合恵（さいとう ゆりえ）

NPO 法人アクションポート横浜理事。1989 年生。横浜出身。筑波大学 人文・文化学群比較文化学類卒。横浜の NPO インターンシッププログラムへの参加をきっかけに、地域社会を支える市民団体や NPO の IT 活用に関心を持つ。就職後は IT 系企業で働きながら複数の NPO でプロボノとして活動し、団体の広報・PR、業務改善などの課題解決に取り組む。ブログ <http://itforsocial.jp/>

Twitter @ysaitoh_t

■大会実行委員会企画 研究報告「社会運動論から考える参加と組織化」

【企画概要】

社会学においては、社会運動に関する研究蓄積が「社会運動論」というサブディシプリンとして分厚く存在している。そこでは人々の参加や運動の組織化を考える上で大変参考になる知見が豊富に存在している。

にもかかわらず、本学会では現会員の中に社会運動論研究者は少なく、また年次大会のセッションとしても社会運動論を意識したものは、ほとんどない現状がある。

そこで、本企画では、第一線でご活躍されている社会運動論研究者を招聘し、NPO 研究との接点も意識した研究発表を行ってもらうことで、社会運動論の先端的知見を広く会員間で共有するとともに、本学会における社会運動論研究の活性化のための起爆剤となるようなセッションを提供したい。

具体的な内容としては、まず西城戸報告では「社会運動研究と NPO 研究の差異を考える」をテーマに、社会運動研究と NPO 研究の差異、社会運動研究が「NPO」という存在／現象に対してどのようなまなざしを持っているのか、NPO 研究における社会運動研究の寄与可能性／不可能性などについて論じてもらう。

総括的・体系的な整理である西城戸報告を受けた後、つぎに富永報告では「『参加』から見る社会運動／NPO 研究」をテーマに、意味論・文化論的な視点と個人という分析対象を踏まえて社会運動の参加論を検討し、社会運動の参加論が組織研究である NPO 研究に対する貢献が可能であるかを議論してもらう。

そして、原田報告では「社会過程としての NPO の組織化」をテーマに、組織論と社会運動論の差異を整理した上で、NPO 法制定・改正をめぐる運動を事例に、その組織化を社会過程として分析し、従来の NPO 研究への示唆について議論してもらう。

なお、モデレーターや討論者には、社会運動論に親しんでいる政治学者を配置する。そのことで、狭いディシプリンを超えた多角的な議論が行われることも期待したい。

【報告者、討論者、モデレーター】

西城戸 誠（にしきど まこと）＝報告者＝

法政大学人間環境学部教授 博士（行動科学）

1972 年埼玉県生まれ。専門は環境社会学、地域社会学、社会運動研究。主な著書に『抗いの条件』（人文書院）、『再生可能エネルギーのリスクとガバナンス』（共編著・ミネルヴァ書房）、『サミット・プロテスト』（共編著・新泉社）

『避難と支援』（共著・新泉社）など。NPO 法人埼玉広域避難者支援センター代表理事を務める。

富永 京子（とみなが きょうこ）＝報告者＝

立命館大学産業社会学部准教授／ウィーン大学客員研究員 博士（社会学）

1986 年北海道生まれ。専門は社会運動論、文化社会学。主な著書に『社会運動のサブカルチャー化』（せりか書房）、『社会運動と若者』（ナカニシヤ出版）など。近刊に『「わがまま」社会運動入門』（仮題、左右社）。

原田 峻（はらだ しゅん）＝報告者＝

金城学院大学人間科学部講師 博士（社会学）

1984 年埼玉県生まれ。専門は地域社会学、社会運動論、NPO 論。主な著書・論文に『避難と支援』（共著・新泉社）、「NPO 法制定過程における立法運動の組織間連携」（『ノンプロフィット・レビュー』17(2)）、「NPO 優遇税制をめぐる立法運動のロビイング戦術」（『年報社会学論集』29）など。

山田 真裕（やまだ まさひろ）＝討論者＝

関西学院大学法学部教授 博士（法学）

1965 年北海道生まれ。政治過程論を専攻。主な著書に『政治参加と民主政治』（東京大学出版会）、『二大政党制の崩壊と政権担当能力』（木鐸社）、『投票行動研究のフロンティア』（共編著・おうふう）など。

坂本 治也（さかもと はるや）＝企画提案者、モデレーター＝

関西大学法学部教授 博士（法学）

1977 年兵庫県生まれ。政治過程論、市民社会論を専攻。主な著書に『ソーシャル・キャピタルと活動する市民』（有斐閣）、『現代日本の NPO 政治』（共編著・木鐸社）、『市民社会論』（編著・法律文化社）、『現代日本の市民社会』（共編著・法律文化社）。

■社会運動研究と NPO 研究の差異を考える—社会運動論から考える参加と組織化 (1)

西城戸 誠 (法政大学)

【取り上げる問題】

モデレーターの企画主旨によれば、「社会学では社会運動論研究の蓄積が分厚く存在し、そこでは人々の参加や運動の組織化を考える上で大変参考になる知見が豊富に存在しているにもかかわらず、NPO 学会では社会運動論研究者が会員中には少なく、またセッションとしても社会運動論を意識したものはほとんどない現状」があるという。この指摘を受けて、社会運動研究における参加と組織化の議論を踏まえて、NPO 研究に対する寄与可能性／不可能性を考察することが本セッションの課題である。

本報告では、続く 2 報告の前提として、社会運動研究が NPO という存在に対してどのようなまなざしをしてきたのかという点について整理する。それは上述した「NPO 学会では社会運動論研究者が会員中には少ない」背景を説明することにも繋がるだろう。

【主たる結論】

(1) NPO の台頭による社会運動論の「戸惑い」: NPO 法ができた 1998 年以降、NPO の社会的認知度が高まる一方で、ラディカルな抗議手段を用いた当局への抵抗を伴う社会運動の量的減少もあり、社会運動研究の中でも NPO やボランティアをどのように位置づければよいのかという「戸惑い」が生じた。「グローバル化をめぐる問題をのぞいては、社会変革の中心的な契機としてのリアリティを次第に失いつつあるにもかかわらず、社会運動研究者達は繰り返し、contentious politics の幻想を追い続け」(長谷川・町村, 2004: 20 (文責は長谷川)) ることで、当局への抗議を社会運動と定義する議論がある。ここから社会運動論と NPO 研究の理論的背景の決定的な差異が読み取れる。つまり NPO 論の理論的前提は、当該の社会制度下で、社会をよりよく改善していくための組織であるが、社会運動論・(社会的) 集合行動論は、当該社会システムそのものを批判する。NPO 研究が目指す個々の社会問題の改良や改善はむしろ社会システム全体の構造的な問題を隠蔽 (安立, 2006) だという議論である。

一方で、抗議活動＝社会運動という固定的なイメージから脱却し、「当局への対抗」「抗議」「政治参加」にとどまらない社会運動の外延を広げる試みもある。そこでは「何に対して対抗しているのか」という当事者の行為や「社会のある側面を変革する」行為自体の意味づけを解釈し「運動性」を見出そうとする。だが、こうした社会

運動研究では、関心となる対象は外形的な定義によるものではなく、運動性の源泉の探索、意味世界の究明が中心となるため、どのような NPO の定義を採用しても NPO は対象の一つに過ぎない存在となり、NPO のみに焦点を当てる必然性はなくなる。換言すれば NPO に着目する研究者側の認識の前提を問い直す必要があるだろう。

(2) 社会運動論の「参加」の議論: 社会運動研究の歴史は「なぜ人々が抗議をするのか」という問いに答えるものであったといつてよい。抗議の要因の探索は、1970 年代の資源動員論後、さまざまな要因 (マクロ、メゾ、ミクロ) で「運動体への参加」の要因を探るという形で展開された。このような「社会運動」と同定された社会的事象の因果的メカニズムを説明するアプローチ (「動員論的運動論」) は、運動体を NPO に置き換えれば、NPO への参加論も運動研究の分析枠組みは援用可能である。ただし、現在の運動研究の主流は、運動に参加する「個人」への着目であり、NPO 研究への援用は留意する点もあるだろう。

一方で、社会運動研究は、社会的事象の意義を「社会運動」を中心とした概念枠組みに基づいて解釈するアプローチ (「行為論的運動論」) もある。運動/NPO への参加の因果関係を明らかにするだけではなく、例えばさまざまな種類の参加の意味を問うといった、行為の意味解釈を明らかにすることも重要だろう。例えば当事者が自らをどのように位置づけ (NPO なのか運動なのか)、それがどのような活動に帰結しているのか (丸山・仁平・村瀬, 2008) を問うことは運動論と NPO 研究の接点になる。

(3) 社会運動論の「組織化」の議論: 組織化した運動体は「組織論」に回収可能であるため、相対的に少ない。ただし、実践的な関心を持つ社会運動研究 (例えば環境社会学) の中には、手弁当的な市民運動、市民活動ではなく、組織基盤をもった NPO に期待する議論があり、運動性と事業性を対比的に捉え、両者の関係性を問う議論もある。環境運動の制度化を運動の政治的回路の構築という運動の成果として評価しつつも、体制包摂化に対することへの問題は指摘されている (ただし「運動の制度化、制度の運動化」といった政治学の議論に近い)。

むしろ、社会運動研究としては、組織化のプロセスへの関心もさることながら、組織化以前の形態、つまり抗議活動 (それは対当局とは限らない) へと結実する萌芽的な存在への関心 (潜在化されたネットワーク、プロトコミュニティなど) があることを付け加えておきたい。

■ 「参加」から見る社会運動／NPO 研究—社会運動論から考える参加と組織化 (2)

富永 京子 (立命館大学)

【取り上げる問題】

本報告では、第一報告の問題関心を引き継ぎつつ、とりわけ社会運動の参加を論じた研究にフォーカスを当て、社会運動の「参加論」はNPO研究にどのような貢献が可能なかを議論する。

社会運動論は、基本的には社会運動を成功へと導く理論として、主に参加・持続・発生・発展を問うてきた。注目すべきは「持続・発生・発展」という組織レベルの問いに加え、「参加」という個人レベルの分析を要する問いが主要な位置を占めている点である。

社会運動研究は集合的行為を検討する研究分野であり、そのような行動に対する人々の参加を論じるという点では「組織論」に他ならないが、対象とする集合的行為の外縁が必ずしも明確にされておらず、例えば一度きりの「出来事」的な性格を持つものであったり、あるいは日常の延長上で担われる行動もまた社会運動と捉えられることも少なくない。この点において、明確な組織を対象とした組織論であるNPO研究とは位相を異にすると考えられる。そのために、個人のレベルにおける参加が多様なグラデーションをもって論じられ、人々の社会運動に対する認識や意味付けといった意味論・文化論的な視角を持つまでに至った(野宮 2002, Baumgarten, Daphi and Ullrich 2014)。

本報告は、意味論・文化論的な視点と、個人という分析対象を踏まえた上で、社会運動論においていかに「参加」が論じられてきたのかを検討する。その上で、社会運動論は組織研究であるNPO研究に対する貢献がどのような点で可能であるかを議論したい。

【用いる手法】

本報告は基本的に先行研究のレビューを中心に進めながら、参考として個人の社会運動に対する「参加」と「不参加」の境界線を示す一例として、社会運動の目的に同調しつつもその参加を躊躇う、あるいは、社会運動に対する忌避を示す人々に対して質的／量的調査を行った結果を用いる。これらの調査は、基本的には伊藤(2007)や山本(2017)の問題意識を引き継ぐものであるが、質的調査・量的調査ともに、社会運動を募金や署名、政策提言やデモといった「レパートリー」の観点から捉え、とりわけそれらに関わるコスト／ベネフィットを中心に分析した内容となった。

【主たる結論】

第一報告における整理の通り、社会運動における参加の議論は二つの潮流に分けられる。第一に、資源動員論を端緒とするような、運動体への参加要因を探る研究であり、第二に社会運動における参加そのものの意味を問うことによって社会的事象の意味内容を解釈するものである。両者の理論枠組みにおいて、「NPO」と「社会運動」の定義をメンバーシップやその継続性／持続性、当事者による位置づけといった観点から明確化し、適用可能な箇所とそうでない箇所を弁別することによって、社会運動論の知見が部分的に適用可能とは言えるだろう。

しかし一方で、報告者による調査の結果、行為者は社会運動のもたらす財への評価に基づいて合理的に集合行為への参加・不参加を判断する場面が見られ、それは社会運動に対する「意味づけ」に対しても少なからず関与していると考えられる。NPOと社会運動は、ともに社会変革のための行動として存在し、とりわけ獲得される財が公共財であり誰でも享受可能であるという「フリーライダー問題」(Olson 1963)を抱えざるを得ない。だからこそ独自の解釈や意味付けが生まれるという観点に立ち戻って理論枠組みを振り返る重要性もまた看過できないのではないかということを、本報告では社会運動に対する参加／不参加の観点から示したい。

【参考文献】

- Baumgarten, B. Daphi, P. and Ullrich, P. (eds.) *Conceptualizing Culture in Social Movement Research*, Palgrave Macmillan.
- 伊藤奈緒, 2006「社会運動の参加/不参加選択をめぐる意味構築——アイヌ民族による権利獲得運動を事例として」『社会学評論』56(4): 797-814.
- 野宮大志郎編, 2002『社会運動と文化』ミネルヴァ書房.
- Olson, M., 1965, *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups*, Cambridge, MA: Harvard University Press (=1996, 依田博・森脇俊雅訳『集合行為論—公共財と集団理論』ミネルヴァ書房.)
- 山本英弘, 2016「社会運動は怖いのか?—社会運動に対する態度を捉えるための試論—」『山形大学紀要』47(1): 1-17.

■社会過程としての NPO の組織化—社会運動論から考える参加と組織化 (3)

原田 峻 (金城学院大学)

【問題設定】

社会運動論では 1990 年代、国際的に「運動社会」の到来という仮説が提起され、①抗議が散発的なものから持続的な要素になること、②抗議の頻度の増大と構成員の多様化、権利要求の範囲の拡大、③専門化と制度化の進展による社会運動の日常政治化、が議論された (Meyer & Tarrow eds. 1998 など)。日本においても 1998 年の特定非営利活動促進法 (NPO 法) の制定を契機に、運動の制度化が指摘され、「組織化された NGO や NPO は、どこまで社会運動と呼べるのか」という問いが浮上することになった (長谷川・町村 2004 など、第一報告も参照)。

社会運動において参加の形態は多様であり、今日でも組織を伴わない運動は多く存在するが (第二報告参照)、制度化が進化した運動においては、社会運動組織と他の組織的活動との境界は曖昧になる。そのため、組織化をめぐる営利企業や NPO の研究で蓄積されてきた論点 (例えば、組織のマネジメントやリーダーシップなど) が、社会運動組織の研究にも応用可能になった。では、社会運動論から NPO 研究に対して、組織化をめぐるどのような貢献ができるのだろうか。

本報告ではこうした問題意識のもと、まずは組織論と社会運動論の差異を整理する。その上で、NPO 法制定・改正をめぐる運動を事例にその組織化を社会過程として分析し、従来の NPO 研究への示唆について議論したい。

【用いる手法】

組織論と社会運動論の差異については、先行研究を元に整理をおこなう。また、NPO 法制定・改正の事例分析については、報告者の既発表論文 (原田 2018) に加えて、NPO 法制定・改正に関与した団体関係者への聞き取りと、シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会 (シーズ) 所蔵資料など関連資料の分析を用いる。

【主な知見】

組織論と社会運動論の大きな相違として、前者が組織内の構造を強調するのに対して、後者が変動的な社会過程を強調すること。前者が確立した組織を論じるのに対して、後者が創発的な組織の発生を論じること。前者の焦点が特定のセクターにあるのに対し、後者の焦点が社会システムにあること、などが挙げられる (McAdam and Scott 2005)。この点を NPO 研究に敷衍すれば、眼前の NPO

の存在を自明視するのではなく、その NPO の組織化を社会過程として捉えて、組織化をもたらした社会構造や政治的機會、人々や資源の動員、集合行動を維持する理念やフレーミング、などを分析することが可能になる。

この点を念頭に、NPO 法の制定・改正過程を分析すると、以下のような知見を指摘できる。

NPO 法制定過程においては、1990 年前後に政治的・経済的に「結社」への期待が高まる中、争点として「法人格」が浮上したことが、構造的背景であった。立法運動の中心となったシーズは、生活クラブ生協・東京、市民運動全国センター、情報公開法制定市民運動を母体とした東京ランポと、国際協力・環境・人権分野の NGO などの連合体として結成されたが、その要因には、1980 年代の市民団体の紐帯と、海外視察を通じた理念の共有があった。

NPO 法改正過程においては、2000 年代に NPO 法人が急増する中で、多様なアクターが共有できる「優遇税制」が争点となった。改正運動の中心となったのは、シーズ、日本 NPO センターと、NPO 法制定前後に全国各地で結成された NPO 支援センターである。その要因として、各地域における既存の市民運動のネットワークと、NPO 法制定過程そのものが法制度をめぐる運動を中央から地方へと波及する効果を持っていたことが挙げられる。

両者を比較すると、分野間の連携から地域間の連携へと組織化の軸が変化したこと、NPO 法制定から改正に向けて理念の共有と運動の制度化が進化したこと、などが指摘できる。本事例に留まらず、NPO の組織化を動的に捉えることが、社会運動論の貢献と言えるだろう。

【参考文献】

- 原田峻 (2018) 「NPO 法制定過程における立法運動の組織間連携—分野内／分野間の連携に着目して」『ノンプロフィット・レビュー』no.17(2), pp.77-87.
- 長谷川公一・町村敬志 (2004) 「社会運動と社会運動論の現在」, 曾良中清司ほか編『社会運動という公共空間—理論と方法のフロンティア』成文堂, pp.1-24.
- McAdam, Doug and Scott, W. Richard (2005) Organizations and movements, Davis, Gerald F. et al. eds., *Social Movements and Organization Theory*, Cambridge University Press, pp.4-40.
- Meyer, David S. and Tarrow, Sidney eds. (1998) *The Social Movement Society: Contentious Politics for a New Century*, Rowman & Littlefield

■基調講演・シンポジウム（一般公開）

【趣旨】

少子高齢化や人口減少などを背景に、日本各地で疲弊した地域が増えている。それに対して、地域住民が組織化し社会的企業を立ち上げたり、あるいはNPOと自治会町内会等が連携などし、行政を巻き込みながら、福祉や経済活性化といった地域課題の解決を模索しているところも見受けられる。こうした地域住民をベースとして地域の課題全体に向き合うコミュニティディベロップメント型のNPO・社会的企業の可能性と今後の課題について、研究者による学術的報告、および実務家による実践的報告を受け、その間での活発な議論を行いたいと考える。

【基調講演 テーマ】

「ドイツの地方都市はなぜクリエイティブなのか～市民社会組織から考える～」

【基調講演 講師】

高松 平蔵 氏

ドイツ在住ジャーナリスト

エアランゲン市（バイエルン州 人口11万人）およびその周辺で、取材・リサーチを行っている。取材分野は多岐に渡るが、日独の生活習慣や社会システムの比較をベースに地域社会のビジョンをさぐるような記事を執筆。一時帰国の際、自治体関係、大学などでの講演・講義のほか、エアランゲンでも集中講義とエクスカーションを組み合わせた研修プログラム「インターローカールスクール」を随時行っている。1969年生まれ。奈良県出身。著書に「ドイツの地方都市はなぜクリエイティブなのか 質を高めるメカニズム」（学芸出版 2016年）などがある。

【シンポジウム テーマ】

「人口減少の地域づくりと市民社会」

【シンポジスト】

高村 学人 氏

立命館大学政策科学部教授

石川県金沢市育ち。早稲田大学法学研究科で法社会学を専攻した後、東京大学社会科学研究所助手、東京都立大学法学部助教授を経て、2007年4月に現職学部に着任。博士（法学）、専門社会調査士。フランスのENS de Cachan(1999-2001,2002-2003年)、アメリカのUCバークリー(2014-2015年)にて客員研究員。2016年に日本学術振興

会賞を受賞。専門は法社会学、コモンズ研究、比較法史。主著に『コモンズからの都市再生—地域共同管理と法の新たな役割』ミネルヴァ書房(藤田賞受賞)、『アソシアシオンへの自由 〈共和国〉の論理』勁草書房(渋沢クロード・ルイ・ビイトン・ジャパン特別賞)がある。

金子 勝規 氏

大阪市立大学大学院経済学研究科教授

神戸商科大学（現・兵庫県立大学）大学院経済学研究科博士後期課程単位取得退学、博士（経済学）。International Graduate Studies Human Resource Development Center, Burapha University 講師、大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授を経て、2019年より現職。現地調査に基づいたタイを中心とする東南アジアの病院産業、人的資源開発、医療需要の研究に取り組んでいる。主な論文に「タイの医療人的資源政策とASEAN経済共同体」（国際公共経済研究、2012年）「タイにおける社会的企業の現状と課題」（季刊経済研究、2016年）など。

柏木 登起 氏

一般財団法人明石コミュニティ創造協会常務理事兼事務局長

1980年兵庫県明石市生まれ。民間企業の営業職を経て、NPOの世界に。現在は、主体的に活動する「市民」が活躍する市民社会の実現を目指し、コミュニティ・プランナーとして活動する。「シミンのジリツ（自律と自立）」をキーワードに、市民参加の企画・プロデュース業を行うNPO法人シミンズシーズの代表理事をつとめる他、一般財団法人明石コミュニティ創造協会の常務理事兼事務局長として地域自治組織の支援等にも関わる。

尼野 千絵氏

NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝スタッフ

2004年に入職。コミュニティカフェの店長として7年間働く。2011年北海道のNPO法人地域生活支援ネットワークサロンにて若者支援、相談支援を学ぶ。2012年北芝に戻り、若者支援事業の立ち上げ、生活困窮者自立支援事業の相談員として従事。現在は、企業と協働での仕事づくりなどを通して、地域のなかで多様なひとたちが自分らしく働く場をつくることを目指して実践を重ねている。

【コーディネーター】

新川 達郎 氏

同志社大学大学院総合政策科学研究科教授

早稲田大学大学院政治学研究科修了、東北大学助教授等を経て現職。専門は行政学、市民参加・市民社会論、ソーシャル・イノベーション論。NPO 法人水・環境ネット東北代表理事、NPO 法人日本サステイナブル・コミュニティ・センター代表理事、公益財団法人京都地域創造基金理事長、一般財団法人地域公共人材開発機構理事長、一般社団法人東北地域づくりコンソーシアム代表理事など。著書に『公的ガバナンスの動態研究』（編著、ミネルヴァ書房）、『政策学入門』（編著、法律文化社）、『京都の地域力再生と協働の実践』（編著、法律文化社）など。

【索引】

あ	大倉 沙江	26
青尾 謙	岡田 彩	45,94
青山 織衣	岡田 憲治	34
秋元 咲帆	岡村 こず恵	54
浅井 伸行	岡本 仁宏	84
阿部 圭宏	小田切 康彦	80
尼野 千絵	鬼澤 秀昌	97
	鬼本 英太郎	42
い	小野 晶子	40
飯間 敏弘	小野 曜	53
石井 大一朗		
石田 祐	か	
石筒 覚	柏木 登起	103
市川 享子	梶原 晶	76
稲田 千紘	勝田 美穂	23
稲葉 陽二	加藤 知愛	24
今田 克司	金子 勝規	103
今永 典秀	亀井 省吾	69
	河井 孝仁	81
う	川島 典子	67
内田 香奈	川中 大輔	30
内田 晴子		
浦坂 純子	き	
	菊池 遼	55
え	岸本 幸子	84
江口 和	金 宝藍	91
お	く	
大石 俊輔	工藤 彰子	36
大岩 蒼汰		
大川 新人		

こ

古賀 桃子.....	38
粉川 一郎.....	64,93
小嶋 新.....	42
古俣 誠司.....	40
菰田 レエ也.....	32

さ

齊藤 ゆか.....	36
斎藤 百合恵.....	98
坂無 淳.....	73
坂本 治也.....	42,76,88,94,99
坂本 文子.....	63
嵯峨 生馬.....	97
桜井 政成.....	25,63,75
佐野 淳也.....	51
佐村河内 力.....	75

し

椎野 修平.....	38
渋井 進.....	40
新宅 圭峰.....	36

す

菅野 拓.....	47,75
菅原 浩信.....	35
杉岡 秀紀.....	53
鈴木 暁子.....	30
鈴木 紀子.....	28

せ

瀬上 倫弘.....	44
世良 耕一.....	70

た

高瀬 桃子.....	78
高松 平藏.....	103
高村 学人.....	103
楯 晃次.....	65
立福 家徳.....	83
田中 夏子.....	91
田中 弥生.....	40

つ

塚本 恭之.....	53
土崎 雄祐.....	56
津富 宏.....	84,86

て

出口 正之.....	84
------------	----

と

戸川 和成.....	49
富永 京子.....	99,101

な

中嶋 貴子.....	46
中島 智人.....	66
永井 美佳.....	75
南 珣賢.....	30

に

新川 達郎.....	67,96,104
西城戸 誠.....	99,100
西森 義人.....	70

は	
橋本 侑介.....	60
走井 洋一.....	73
波多野 光.....	60
秦 正樹.....	76
服部 篤子.....	51,93
浜崎 英子.....	51
早瀬 昇.....	48,93
原田 晃樹.....	73,91
原田 峻.....	99,102
馬場 英朗.....	84

ふ	
藤井 敦史.....	73,91

ま	
杢永 佳甫.....	33
松原 明美.....	51
萬代 由希子.....	54

み	
三木 秀夫.....	97
三谷 はるよ.....	27

む	
村上 拓也.....	70

も	
森 瑞季.....	31
森 優太.....	60

や	
八木橋 慶一.....	58

柳 至.....	57
山田 一隆.....	25
山田 真裕.....	99
山本 匡浩.....	45
よ	
吉井 美知子.....	79
吉田 建治.....	38
米原 裕太郎.....	89

【龍谷大学瀬田キャンパス】

アクセス

* お車での来場も可能ですが、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

■ JR 京都駅から JR 瀬田駅（琵琶湖線で 18 分）

* 新快速は瀬田駅に停車しません。

■ JR 瀬田駅から龍谷大学（湖南帝産バスで約 10 分）

* バス乗り場は瀬田駅南口側にあります。

* IC カードは使用できません。現金（片道 220 円）をご用意下さい。

< 湖南帝産バス時刻表 >

◇増便が決定しました（以下、下線部が該当）。

	龍谷大学行き（瀬田駅発）										瀬田駅行き（龍谷大学発）										
	6月1日（土）								6月2日（日）				6月1日（土）		6月2（日）						
8	<u>15</u>	28	<u>35</u>	40	45	50	55	57	<u>15</u>	<u>35</u>	40	45	55	（省略）	（省略）						
9	01	10	<u>15</u>	<u>29</u>	<u>46</u>				<u>05</u>	<u>15</u>	<u>29</u>	<u>46</u>									
10	01	16	29	31	46*	<u>46</u>	*		01	16	<u>46</u>										
11	01	16	31	<u>46</u>					01	16	<u>46</u>			04	18	33	48	04	18	33	
12	01	16	31	<u>46</u>					01	16	<u>46</u>			04	18	33	48	04	18	33	
13	01	16	31	<u>46</u>					01	16	<u>46</u>			04	18	33	48	04	18	33	
14	01	16	31	<u>46</u>					01	16	<u>46</u>			04	18	33	48	04	18	33	
15	01	<u>16</u>	31	46					01	<u>16</u>	46			04	18	34	48	04	18	34	
16	01	<u>16</u>	46						01	<u>16</u>	46			03	18	34	48	03	18	34	
17	<u>16</u>	46							<u>16</u>	46				03	34	44			03	<u>20</u>	34
18	（省略）								（省略）				03 34		03 34						
19													03 34		03 34						
20													06 <u>15</u> 29 56		06 29						
21													29		29						

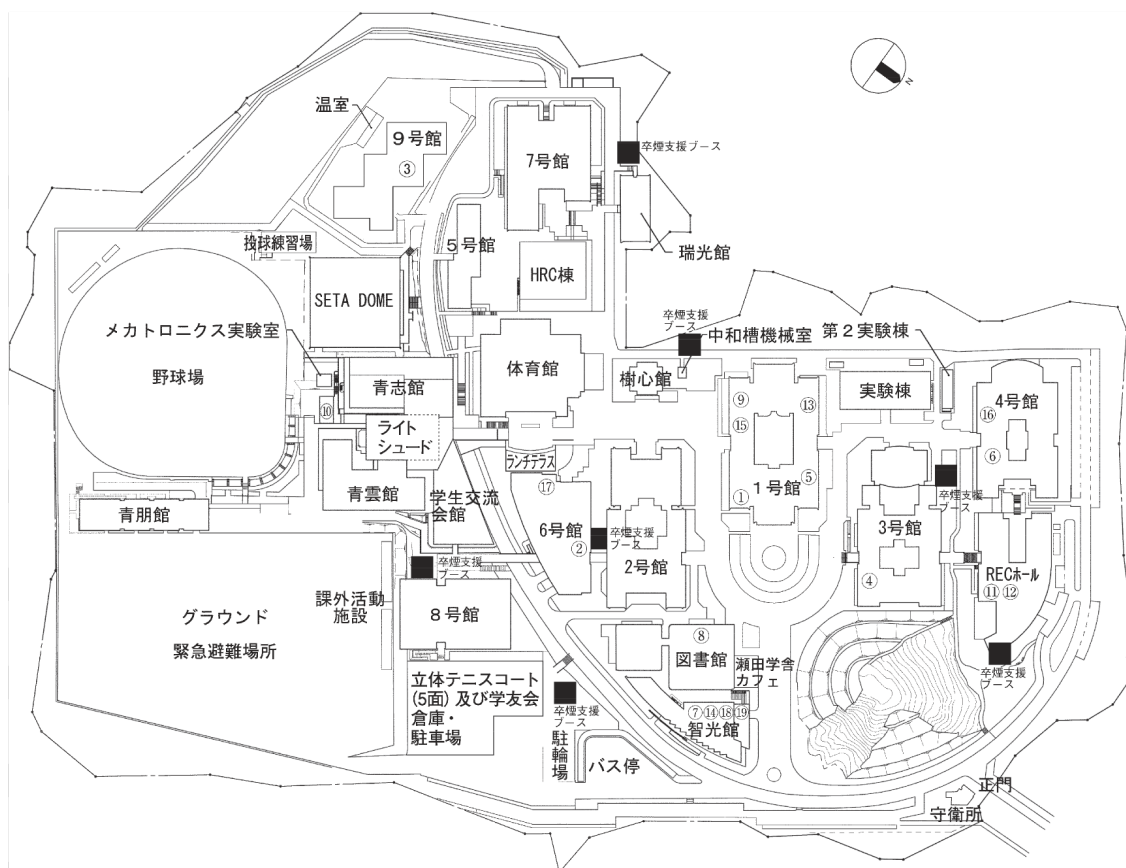
□…「大津市公設市場行き」 龍谷大学を經由しますので、乗車できます。

*…同時刻（10:46）に 2 台発車します。1 台は「龍谷大学行き」、もう 1 台は「大津市公設市場行き」です。

キャンパス・マップ

* キャンパス内は全面禁煙です。

喫煙される方は「卒煙支援ブース」をご利用ください。



住所：〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷 1-5

電話：077-543-5111

日本 NPO 学会第 21 回年次大会報告概要集

2019 年 5 月 増訂版 ©日本 NPO 学会
編集・発行：日本 NPO 学会第 21 回年次大会実行委員会

この冊子の全部または一部を許可なく転載することはできません。
ご質問・ご意見などありましたら下記までお願いいたします。

〈第 21 回年次大会に関するお問い合わせ〉
第 21 回年次大会事務局（担当：松浦哲郎）
E-mail: apply2019@janpora.org

〈学会に関するお問い合わせ〉
日本 NPO 学会事務局（担当：事務局長 小田切康彦）
E-mail: office@janpora.org
ホームページ： <http://janpora.org/>
